第 節 社会福祉行政と実施体制

福祉行政をすすめるための体制整備

九六〇年代の高 度成長に伴 11 社会 0) 各分野で 「ひずみ」

が

目立つように

環境、

公害、

(昭和40年度)」 くらし、 福 祉 行 福祉などの生活問題に率先して取り組んでいった。 政 0 第 線機関である福祉事務所は、 昭 和四十 (一九六五)

年当

なった。本市においても例外ではなく、このため本市では住宅、

民生部担当 窓口係資料係

消費者行政担当 商工担当

| 隣保館 養護老人ホーム和風園

調查係

農林係保全係

保護係 事務係

福祉係

は 6 福 1 社法、 1 のとおり民生部に設置されていた。 身体障害者福祉法、 精 神薄弱 者福祉 福祉事務所には、 法、 児 童 福 祉 生活保護 法、 母子 福

老人 法 0 福祉六法を担当するために福祉関係の三つの係と館 園があった。 祉

市 民 課

商工産業課

保険年金課

福祉事務所

昭和40年度福祉事務所機構図

療 費 昭 給 和 四 + 制 度 五. 年度には老人医療費公費負担制 昭 和 四 九 年度に は心身障害者 度、 児 昭 和 远 原費 十八 年度には 助 成 制 度 など医 · 乳児

(出典)「市事務報告書

第 節 社会福祉行政と実施体制

民生部

6-1

何

+

療費を助成する制度を本市で独自に創設

Ļ

昭

和

四十

医

医

年より始まっている市

社会福祉の推進

医療の充実

民福祉年金の充実などとあわせ、本市における福祉を充実するための制度や体制の確立に努めた時期である。 各自治体においては財政危機に

れ、 見舞われ イドヘルパーの制度化、赤ちゃんホームの助成、市民福祉年金の給付額の増額などを行ない、 財政の健全化を図る必要に迫られた。しかし、そのなかでも、 和四十八年の「オイルショック」を契機に経済成長はマイナス成長となり、 「福祉の見直し」が始まった。本市においても昭和五十年度からの三年間、 ホームヘルパー制度の充実、 巨額の財源不足に見舞わ 福祉が後退しない 盲人 (当時) ガ

祉協議会となり地域福祉の充実をめざした。 ように努めた。 昭和五十年度には、芦屋市社会福祉協議会 (昭和二十六年度設立)が法人格を得て社会福祉法人芦屋市社会福

る体制を整備した。 昭和五十六年度には、 市民部は市民部と福祉部に分離し、 福祉事務所を部に昇格させ、 福祉の拡充にこたえう

二: 在宅福祉の重視

治体が責任をもって事業を行なう団体委任事務となり、 が見直され、 本市の負担が増加した。さらに、昭和六十二年度からは、生活保護を除き社会福祉の各法は地方自 財政負担がさらに高まることになった。

昭和六十(一九八五)年度は、生活保護費など国の地方自治体への負担割合が大きい補助金や負担金のあり方

平成元(一九八九)年、国は「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略(ゴールドプラン)」を策定した。また、在

福祉は、 宅福祉を推進するために、八つの福祉関係の法改正を行なって整備をした。本市においても、これに基づき社会 施設への措置から在宅福祉の重視へと移った。その後、高齢者福祉施策は年次ごとに計画的に充実を

図っていくことになった。

た保健福祉部へと組織改正を行なった。 平成三年度は、保健・医療・福祉の連携を図るために福祉部に健康課を新設し、 保健分野と福祉分野を統合し

宅などにおいてきめの細かい支援を行なってその本領を発揮した。 芦屋ハートフル福祉公社、芦屋市社会福祉協議会などの各機関が連携し、住民の協力を得ながら避難所や仮設住 平成七年、阪神・淡路大震災に遭遇した。在宅被災者への支援などを行なうために市、芦屋保健所 (当時)、

三:将来を見据えた福祉施策への転換

化対策など福祉問題に対応することになった。 され、社会福祉関係法は自治事務となったことにより、各地方公共団体は自らの判断と責任のもとに少子・高齢 平成十二(二〇〇〇)年四月より、社会福祉事業法は社会福祉法へと変わった。また、地方分権一括法も施行

の充実のために障害福祉課を新設した。また、高齢福祉施策の総合化を図るため、高年福祉課に介護保険課を統 域福祉活動の推進などのために地域福祉課を、子育て支援を進めるために児童課を、さらに障がい者 本市においても、 財政再建・行政改革が最重要課題となっていたが、平成十四年には保健福祉部において、 児

節

社会福祉行政と実施体制

合して福祉行政の基盤を確立した。

もに、平成十四年度より始まった第三次芦屋市総合計画の「健やかでぬくもりのある福祉社会づくり」をめざす 見直し、 こととした。また、児童扶養手当制度が平成十四年八月に県から市に事務移譲され、母子家庭などの自立支援 いては、 い芦屋のまちづくりへの取り組みを基本とした施策も推進した。そのために、 方、 民間の保健・福祉関係施設、団体と協同しながら、NPO やボランティアの育成を図り、 市民参画 市福祉金の五〇%減額、 協働の推進、震災復興の総仕上げを行なうとともに、財政状況の健全化と二十一世紀の新し 入院生活給付金の廃止など扶助費の見直しを行なった。保健や福祉の分野にお 補助金の減額や団体補助金などの 地域住民とと

トフル福祉公社が、各地域に設置されている在宅介護支援センターと連携して、住み慣れた地域で生活ができる を通じた健康づくりを行なった。支援を必要とする高齢者に対しては、基幹型在宅介護支援センターの芦屋ハー 市民の健康を保持増進するための成人・老人保健事業、 乳幼児検診事業などは、 保健センターが担当して生涯

生活向上を充実させた

四. 市民に行き届いたきめの細かい福祉

ように各種の介護・相談事業を行なった。

に、 6-2のとおり保健福祉部を整備して、職員を配置して実施体制を確立していった。 ·成十九(二〇〇七)年度より質と量ともに生活のあらゆる分野で市民の福祉のニーズにこたえられるよう 保健福祉部長

保健福祉次長 -

十七年には 対策推 平 成 進 十七年三月には、 行動 計 障害者自立支援法」 画 が策定され、 次代の社会を担う児童がすこやかに生まれ育成されるように、「芦屋市次世代育成支援 が制定され、 極的に取 り組むことになった。 身体障がい 者、 知的障が また、 ĺλ 障が 精神障が 13 ,者福: 祉 V) 0 分野 者の三障 13 お が V) いが統合さ 平 成

れて一体的な支援が行なわれることになった。 市では、 健 医 療、 福 祉 の総合ケアシステ Ĺ 0 推 進 をめ ざし、 その 基盤となる総合福 祉 セン 夕 1 0 整

担当課長 生活援護課長 生活保護担当 健康課長 健康課主查 保健センター担当課長 障害福祉課長 こども課長 保育所担当課長 _ 緑保育所 . 高年福祉課長 保健福祉部次長 - 福祉公社担当課長 (高齢者対策担当) 養護老人ホーム和風園園長 ---和風園園長補佐 平成19年保健福祉部の機構 (出典)「芦屋の健康福祉(平成19年)」 振 難 が 業は凍結となった。 中 神 に策定したが、 福 に実現するため 保健センター ななか、 独自でセンターを建設することが 止となり、 |社総合センター 興 淡路大震災により、 財 から凍結 財団法人木口ひょうご地 厳しい 機能 着工直 -構想」 して 「(仮 の充実整備を総合的 このように、 称 V 前に発生した阪 を平成 た総合福 芦 屋 巡 市 祉 年 保

保健福祉部の機構

地域福祉課長

社会福祉施設

平成19年4月1日現在

_ 地域福祉課主查

財政状況により やむなく工 本 市

度

健

木

域

セ

6-2

ン 夕

1

13

関して協力の申

出があり、

にも盛り込み、平成十九年度に「(仮称)芦屋市福祉センター構想」を策定し、実現に向けて取り組んだ。平成 の一部を有償で借り受ける方法であれば実現可能と判断し、平成十八年度に策定した「芦屋市地域福祉 本市がセンター建設のために購入した用地(あしや温泉部分を除く)を同財団に売却し、 同財団が建設する建物

れあいや交流の場などを設置し、高齢者や障がいのある人の自立促進に向けた支援を行ない、総合的な保健・福 このセンターは、保健センター、子育て支援センター、障がい機能訓練室や誰もが気軽に相談できる窓口、 Š

二十二年七月「芦屋市保健福祉センター」がオープンした。

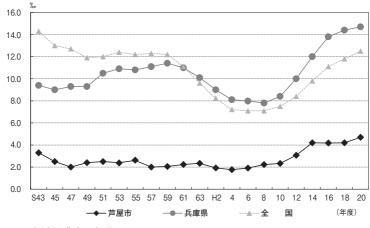
祉サービスを提供する地域福祉の拠点となっている。

第二節 生活保護・低所得者対策

他市にはない生活保護の動き

によるさまざまな生活問題の改善を図って「自立を助長する」ことを目的として制定されている。 生活保護法は、憲法第二五条に基づいて国民の「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」とともに、困窮

保護を受給していた。人口一○○○人に対する保護率は二・五‰であった。対前年度比で、八六・二%であり、好 6-3のとおり、昭和四十五 (一九七○) 年度当時、本市においては八五世帯、 一七八人(年度平均)が生活



生活保護率の推移 6-3 (資料) 年次データ」、 「社会福祉行政業務報告」厚生労働省大臣 官房統計情報部社会統計課、「芦屋の福祉」「芦屋の保健福祉」

世帯、

被

保護世帯は、

昭和四十七年度まで減少を続け、

困窮世帯が非常に少ないのが本市の特徴である。

景気の影響もあって保護率は減少していた。

全

国平均は

一二・八‰であり、

全国と比較をしても生活

当

時

0 倸

護率

た。このようななかで、被保護世帯の高校在学生に対して

結核予防法による命令入

保護率二・〇‰を底としてその後は漸増傾向に!

転じ

活困窮世帯への支援を行なった。 成、 分担を明 呈して見舞いを行なうなど、育英資金、 院患者や障がい者などに対して年三回の慰問金品などを贈 修学金を支給して自立を支援し、 昭 昭 和 和 交通災害共済掛金扶助など、 Ħ. 六年度には、「生活保護の適正実施の推進に

法律では行き届かない

生 助

医 療費

0)

部

察指導員と生活保護現業員、 四十八年度からは福祉事務所の保護第 確にして生活保護の業務を担当した。 あわせて四人が配置され業務 係 には、

査

三九七

て」という厚生省社会局保護課長

監查指導課長通知第

0

んだことにより、全国では平成四(一九九二)年のバブル経済がはじけるまでの約十年間、 たことや基礎年金が実施されるなど社会保障制度の前進があったこと、そして各福祉事務所が適正実施に取 一二三号が出され、指導監査などを通じて保護の運用状況が厳しくチェックされるようになった。 増加傾向にあった被 好景気が続

保護世帯数は減少の一途をたどった。

国的な傾向や県の動向とは異なる動きとなった。 転じ、昭和六十三年度の一二七世帯、二○七人、保護率では二・三‰まで上昇した。平成九年度までの九年間は 一〇世帯前後を推移し、また、保護率も最低値の一・八‰になるなど、生活保護については6‐3のとおり全 しかし、本市において被保護世帯が減少したのは、昭和五十八年度までの二年間だった。その後は増加傾向に

れる。 なかったこと、生活に困窮した市民からの相談件数も多くなかったことが、低い保護率のまま推移したと考えら な負担が比較的少なかったこと、事務監査においても保護の適正化に関してほかの自治体ほど厳しい指導を受け これについては、全国平均よりも被保護世帯数は少なく、 財政に占める扶助費の比重が相対的に低く、 財政的

生活に困窮する市民のための保護行政

困窮者や被保護者も少なくはなかった。被災市民の多くは、仮設住宅に入居したが、これらの仮設住宅の入居者 平成七年、 本市は阪神・淡路大震災に遭遇した。住宅の倒壊や破損により被害を受けた市民のなかには、

恒久住宅の確保に向けた支援を行なった。また、芦屋市民生委員協議会は震災直後から地区ごとに安否確認・友 に対しケースワーカーが巡回訪問活動を月一回以上行ない、生活支援、安否確認、 各種相談に応じるとともに、

愛訪問を実施した。

と、離婚などにより母子世帯が増加したこと、倒産やリストラなどにより長期にわたり失業した中高年者が増加 化と核家族化、 全国的な傾向よりも遅れて、 単身者化が進行し、 平成十年度より本市における被保護世帯は、 高齢者が仕送りなどによる家族の援助などを受けることが困難となったこ 増加の一途をたどった。人口

なった。本市においては生活困窮世帯の出現は比較的少ないという特性があるが、 平成二十年頃より神戸市や阪神間の各都市においても生活困窮世帯が急増し、県は全国平均を上回る保護率と 平成二十年度末における本市

したことが原因と考えられる。

の被保護世帯数は、三一七世帯、 四三七人、保護率では四・七%と過去最高となり、その後も増加傾向が続い

(八・八%)、傷病障がい世帯は一〇三世帯 平成十九年度の世帯類型別被保護世帯は、高齢世帯が一四六世帯(全体の四九・七%)、母子世帯は二六世帯 (三五・〇%)、その他は一九世帯 (六・五%)である。 高齢世帯、 母:

子世帯の増加が著しいが、これは全国的な傾向と同様である。

の自立支援のために、平成十八年度には多重債務者の救済と生活再建を支援する「多重債務者自立支援プログラ ないだろう。 格差社会の進行により、 ケースワーカーは、 都市部においては今後も被保護世帯の増加が見込まれ、 一人あたり標準担当数の八○世帯を超えるケースを担当しているが、 本市においても例外とは いえ

生活保護・低所得者対策

ム」を、平成十九年度には就労困難者を就職などに結びつける「就労支援プログラム」を策定するなどして意欲

的な取り組みを行なっている。

市民の生活を支援するために、専門的で効率的な実施体制を確立することが課題となる。 大きい法定受託事務となった。しかし、住民の最低生活を支える自治体の責任もある。今後とも生活に困窮した 平成十二年四月、地方分権一括法の施行により国民の最低限度の生活を保障する生活保護事務は、国の責任が

第三節 高齢者福祉

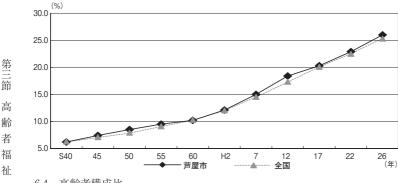
・本市の高齢者施策

一十一世紀初頭にはどの国も経験したことのない高齢社会になっている。平成二十七年には、いわゆる「団塊の 高齢者の状況 わが国の高齢化率(六五歳以上人口)は、平成十八(二〇〇六)年十月、二〇・八%となり

世代」が高齢期に達し、四人に一人が高齢者という超高齢社会が到来すると推定されている。

本市の高齢化率は、昭和四十(一九六五)年に六・二%、三九二七人であったが、昭和四十五年には七・四

五二一七人になった。昭和六十年の国勢調査では六五歳以上の人口が八九一九人となり高齢者の割合が市民 一○人に一人となっている。平成二年から、全国の高齢化率を上回るペースで増加し、平成十七年に二○・二%



54 高齢者構成比 (資料)政府統計の総合窓口(e-Stat)、「第4次芦屋すこやか長寿プラン21 |による

が、

その内訳の構成比率は前期高齢者

こやか長寿プラン21」)。

平成二十年では二一・八%の高齢化率である

(六五~七四歳)

五三五五

二五・三%を上回る高い率になると推定されている

(「第四次芦屋

す

成二十三年に二三・七%、

平成二十七年には二六・七%と、

全国

後期高齢者(七五歳以上)四六・七%となっている。

策は本市にとって最も重要な課題となっている

6 4

今後の高齢者施

となり五人に一人が高齢者である都市となった。将来においても平

特徴ある独自の高齢者福祉への取り組みをしてきた。 きている。また、将来におけるニーズにも積極的に取り組んでいる。 施設の整備を進めるなど、 を推進するため、 老人福祉 このような状況を迎え高齢者が快適で安心して暮らせるまちづくり 九六四) をモットーに健全なクラブ活動の育成に努めた。 への 年に結成された老人クラブ連合会は、「全町に老人クラ 取 保健、 り組 み 福祉、 高齢者に対するさまざまな対策を展開して 本市 医療の連携を図り、 は 国 の老人福祉施策 システムの充実と また、 昭和三十九 に対応 昭

三十九年十二月に「芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する

条例」を制定し、 昭和四十年「養護老人ホーム和風園」を開園した。それまで他市へ委託されていた利用者は、

当園に移動し住み慣れたまちで生活できるようになるなど、本市では高齢者支援を重点的に行なった

昭和四十四年には、社会福祉の充実を図るための基本調査として、老人の生活、

健康、家族、就労に関する全

面調査をし、それに基づいて寝たきり老人の巡回相談や診察を広く、もれなく行なうようにした。

昭和四十九年に阪神広域行政都市協議会の事業として特別養護老人ホーム「ななくさ白寿荘」が完成し、

上あるいは環境上や経済上の理由により在宅で生活が困難な高齢者に適切な介護ができるようになった。

化対策中期計画」を検討した。同年、「ななくさ白寿荘」に痴呆性高齢者介護棟がオープンし、 め、訪問指導事業を実施した。高齢化対策として「高齢化対策調整会議」を発足させ、昭和六十二年には 六十一年に六○歳以上の高齢者を有する家族の全世帯にアンケートを実施し、寝たきり高齢者などの把握に努 高齢化が進むなかで高齢者福祉の重要性がますます高まり、高齢者の生きがい対策の充実をめざして、昭和 本市は入所定員枠

を確保した。

であった。これを受けて本市では、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯など三〇〇〇人を対象に、 スに対するニーズを明らかにするため高齢者実態調査を実施した。調査の結果は、 ルドプラン)は、高齢社会に備え十年間を見据えて在宅福祉の推進を柱とした高齢者対策強化を目的としたもの 在宅福祉サービスの推進 平成元(一九八九)年に国が策定した「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略」(ゴー 福祉・保健・医療の各部局か 在宅福祉サービ

らなる高齢者サービス総合調整チームが高齢者個々のケースを検討し、情報交換など有機的な連携を図るととも

に、寝たきりの高齢者など一八〇世帯の訪問実態調査を実施するなど、きめ細やかな高齢者福祉行政の推進に努

要性が増大し、家庭訪問による介護相談などのニーズへの対応がますます必要となった。平成三年には、 高齢化対策中期計画)」を策定し対応することとなった。 の増加に対し高齢化対策中期計画を見直す必要性が高まり、 前述したように、本市の高齢化率は国や県の高齢化率を上回るペースで増加しており、在宅福祉サービスの重 新たに「エレガントあしや21長寿推進計画 (第二次 高齢者

また、 在宅福祉を充実させるために平成四年には、在宅福祉の拠点として「芦屋ハートフル福祉公社 」(以後福



フル福祉公社

いった。

グ」も二四戸完成し高齢者が安心して暮らせるまちづくりの第一歩となって ス事業などを実施した。 祉公社:6‐5)が発足し、 地域高齢者住宅計画推進事業の中心的事業としての「シルバーハウジン ホームヘルプサービス事業や高齢者給食サービ

新ゴールドプラン 平成六年、全国の高齢化率は、予想より早く一四%

を超え高齢社会に突入した。そのため高齢社会に対応する施策が求められ

国は「ゴールドプラン」を見直し改定した。

全面的に改定された新たな「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略 (新ゴー

祉

第三節

高 齢 者 福

を大幅に引き上げると共に、高齢者介護サービスの基盤整備に関する基本的な枠組みを策定することとなった。 ルドプラン)」は、在宅介護に重点をおき、ホームヘルパーや訪問看護ステーションの数を増加するなど目標数 本市は平成五年四月一日現在の高齢化率が一三・八%であったため、高齢者福祉の充実と活力に満ちた市民生

平成五年に財団法人の認可を得て、市から委託された事業に加えて独自のサービス事業を同時に実施するように 実状把握のために高齢者の実態調査を実施し、きめ細やかな高齢者行政の推進に努めた。福祉公社においても、 活の実現に向けて平成六年に「芦屋すこやか長寿プラン21‐芦屋市高齢者保健福祉計画」を策定した。高齢者の なった。福祉公社は、在宅保健福祉サービスの需要が増加することが予想されるなかで、基本理念を「だれで いつでも、どこでも必要に応じて」を合い言葉に市民の参加と協力を得て、高齢者などにサービスを提供す

せるため、在宅福祉サービスの一層の充実を図り、 このような本市が独自に行なった施策は、 また、在宅福祉の事業拠点としての福祉公社は、 高齢者の尊厳と安心できる生活を継続させる支援として大きく貢献 高齢者の生活を支援した。 市民の介護相談に応じるなど高齢者が望む在宅生活を継続さ

る事業を推進していった。

した。

ステイの大幅な増加は痴呆性高齢者を抱える家族介護者の心身の負担軽減として意義あるものとなった。 まざまなサービスが組み込まれた。特に、在宅三本柱としてのデイサービス、ホームヘルプサービス、ショート 痴呆性高齢者の対策 痴呆性高齢者の全国的な増加は大きな社会問題となり、 新ゴールドプランの策定にさ

平成二から三年度までは社会福祉協議会に、平成四年七月からは福祉公社に委託された。また、家族介護者の精 て、定期的に昼間介護を行なうとともに介護者への介護に関する指導・助言を行なうものであった。この事業は 本市の痴呆性高齢者対策としての「在宅痴呆性高齢者介護支援事業」は、痴呆性高齢者および介護者に対し

八年に一六〇人、平成十六年には七八一人となり、大幅に増加していった。 在宅痴呆性高齢者は平成五年に八〇人であったが翌年には八六人となり、その後年々増加の一途をたどり平成

神的・身体的負担の軽減を図るために開設された、「託老ルーム」の利用回数が、週三回から五回に拡大された。

平成二十一年七月十六日に厚生労働省が発表した全国の平均寿命は、男性七九・二九歳、女性八六・○五歳で

あり、男女差は六・七六歳となり世界一位の超高齢社会になった。これに伴い痴呆性高齢者の数も比例して増加 全国の痴呆性高齢者数は、平成十九年には一七〇万人以上で平成三十年には三〇〇万人を上回ると推計され

病対策のみならず、老化に伴う身体の機能低下への対応などが従来にもまして重要になってきている。 本市においても、 寝たきりや痴呆など介護を要する後期高齢者(七五歳以上)の割合が高まると予測され、 疾

一. 介護保険制度が始まる

増加、 介護保険法の目的 介護期間の長期化、 平成十二年にスタートした介護保険制度は、 介護ニーズの増大などの介護問題の解決を図るために創設された。一方で、核家族 超高齢社会の進展に伴い要介護高齢者の

高 齢 者 福 祉 四〇五

第六章

IJ.	分	保険料	(年類)	納付方法					
X	ガ	休陕什	(平領)	特別徴収	普通徴収				
1段階			26,400						
2 段階			29,040						
3段階			39,600	年金年額	年金年額				
4段階	4-1		47,520	18 万円以上の人	18 万円未満の人				
4 权陷	4-2		52,800						
5段階			58,080	年金の定期支払い (年6回) のときに、	送付される納付書に もとづき、保険料を				
6段階			66,000	保険料があらかじ	銀行等の窓口で納				
7段階			79,200	め差し引かれます。	めます。				
8段階			92,400						
9段階			99,000						
平成 18	平成18年4月から遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となりました。								

注1)

する利用者本位を基本理念とし、

給付と負担

0

関

係

がが

明

確

な社

医

13

会保険方式を採用している。

被保険者および保険財源

0

制

度

は

被

保

険

者

が

保

険

料

- 注 2) 年度途中で65歳になったり、他市から転入された場合などはしばらくの間、普通 徴収になります。
- 6-6 介護保険料および納付方法

第 第 第

第 第

第 第 第

第

険

制

加

入

付は 定した人に介護保険給付を行なう仕組みである。 (6-6) を納め、 サー 度であり国民はすべて加入が義務づけられている強制 ビ ス 0) 現物給付を基本としてい 保険者である市町村が要介護状態であると認 る。 この保険は 介護保険 公的 0) 給 保

度は 設 る。 療 が 増 化 化 加してきた。 け、 加 や介護家族の高齢化など、 高齢者などの自立を支援 福 能 加 より三世 |齢に伴って生じる疾病などにより要介護状態となった人 要介護者などを社会全体で支える仕組みとした。 祉 力 サー 介護を 13 応じ自立 そのため、 代同 ビスに係わる給付を行なうことを目的とし 国 民の 居が減少 した日常生活を送るの 共 同連帯の 家族介護者による介護 高齢者を支えてきた家族 Ļ 独居 利 理念に基づき介護保険 用 0 者がサ 高齢者や老夫婦 ĺ ĺ 必要な保 が ビスを自己決定 な家 世 形 健 態 制 帯 7 0 度 庭 が 0

制

変 増

が

保険者と被保険者

限 保

が 険

年

制 C

限 強

0 加

(V 入

7 0

は 医

六五

歳

以

0

高

者を第

号被保険者と

川

か

ら六四

歳

0

は

第

号

被 齢

であ あ

る。

制 13

療

保

険と比

較すると医

療保険には

年

齢

制

限

が

な

13

0

対

してこの

制

度に

は

年

制

保険財 者であ

源

は、

公費が二

一分の

保険料

が

分

0 が 齢

であ

る

6

8

保険

料

0

徴

収

は

第

号被保険者

は

年

金

か

b

天

引きされ

る特

剜

徴

収

となる。

Ē

雇

Ź

6

7

第二号被保険者に

は Ě

条件

あ

ŋ

特定疾患

が

原因である場合に

限

'n

対

象となる

保険者

保険者は市町村(国、都道府県等が共同で支える重層的な制度)

第1号被保険者

65歳以上の人

保険料は、公的年金から特別徴収(天引き)される。

第2号被保険者

40歳から64歳の人

保険料は、医療保険料と一体的に支払う

第2号被保険者は加齢に伴う特定疾患が原因である場合のみ対象

特定疾患

筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 後縦靱帯骨化症 骨折を伴う骨粗しょう症 シャイ・ドレーガー症候群

初老期における認知症(アルツハイマー病・脳血管性認知症など) 脊髓小脳変性症

脊柱管狭窄症

早老症(ウエルナー症候群)

糖尿病性神経症、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

脳血管疾患(脳出血、脳梗塞など)

0) 的

パーキンソン病

閉塞性動脈硬化症 慢性関節リウマチ

慢性閉塞性肺疾患(肺気腫・慢性気管支炎・気管支喘息) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

福

祉

保険者と被保険者 6-7

(資料)「介護保険制度改革の概要 - 介護保険法改正と介 護報酬改定 | 厚生労働省

0

歩

みに

あ

わ

せ

て、 0

平

成

子 保健

年

13 福

屋 策

本

市では、

高

齢

者

祉 芦

対

号被保険者は 者 0 給与か b 健 康 天引きされ 保険 E 上 乗せ

用

たため、 すこや 導入により 進 計 を か 画 長寿 図 本 を策定し 市 0 てきたが 大きく プラン 0 計 画 高 玉 21 b 莧 齢 0 施策 芦 直. 介 者 屋 護 福 が が 保 祉 市 2必要と 険 転 高 0 換 制 計 齢

度 画

推

〇七

か な

長寿 ŋ

ヘブラ 成

シ

21 年

挡

屋

市

高

局齢者保

健

福

平

+

13

第

次芦屋すこ

祉計

一画及び介護保険事業計画」を策定した。

介護保険利用状況

全

玉

の介護保険利用

者

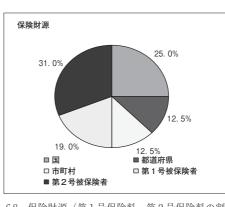
0 状

況

を

4 る

本市



保険財源(第1号保険料、 第2号保険料の割 合は、第3期(平成18~20年度) の数値) (資料)「介護保険制度改革の概要 - 介護保険法改

正と介護報酬改定」厚生労働省 らサー Ł, たものの、 者数はその六割程度となっている。これは介護認定を受けなが 三八四万人となり九年間で一八七%の増加となっている。 る人が四割程度いることになる。 0 利用者数も年々増加の傾向であるが認定者数からみると利 制度発足当時には一四九万人であったが平成二十一年には ビスは利用しない いざ利用となると何か躊躇する理由があると思われ 転ばぬ先の杖」

なの

か

認定はうけ

料に影響を与えるので、介護予防に重点をおい 重度化により介護度が高くなると共にサー っていることから、 サ] -ビスの 利用もそれに比例 ビス利用の増加が考えられる。 た取り して上 組みが強く求められる。 一回るが、 その差が開 + 1 ビ 11 てい ス 0) 利用 く原因 が増加することは保険 0 つに要介護者 0

利用率より高く年々その差が開いていく傾向にある (6 - 9)。本市は全国の高齢化率を上

また、

サービス利用率の推移を全国と本市を比較、

してみると

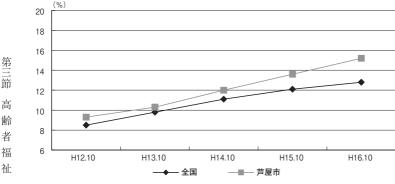
発

足当初から全国の

口

在宅介護サービス

(1)施設サービス 本市 の施設サ í Ė スは、 特別養護老人ホー ムが三施設 (あしや喜楽苑 エ ル ホ 1 4



6-9 介護保険のサービス利用者率の推移 (出典)「第4次芦屋すこやか長寿プラン21」

要とする人が、 成十六年の利用者数は二三六人となっており、 あしや聖徳園) 市外の特別養護老人ホームを利用している実態があ あり、 平成十三年利用者数は二二四人である。 施設サービスを必

屋

り本市の施設の利用を希望する待機者も多かった。 老人保健施設は、 平成十六年に「介護老人保健施設マイライフ芦

平成十三年の利用者数は一七一人である。平成十六年には利用者数 屋 が急増し二三九人となったが、 が整備され三施設(エルスティ芦屋、さくらの園)となった。 利用者の半数以上は本市の施設では

入りきれず市外の老人保健施設を利用した。 介護療養型医療施設では平成十六年三月の利用者数は六七人であ

る。 設の整備は大きな課題となる。 本市の高齢化率を考えれば施設サービスは十分とはいえず、 (2)在宅サービス 本市の在宅サービス利用者は、 県の平

少なく、これらの人を支えている在宅介護者の心身の負担の大きさ が より高く、 高 61 のが特徴である。 重度の人も軽度の人も在宅サービスを利用してい このことは重度の人の施設サ ビス利用が ・る割り 均

る。

せて在宅サービスのさらなる充実を図るなど多くの課題を抱えてい

が容易に推測できる。本市においては、

年度(平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
介護度										
要支援	185	296	361	451	492	632	747	_	_	
要支援1	_	_	_	_	_	_	_	603	743	811
要支援2	_	_	_	_	_	_	_	470	460	500
要介護1	373	490	585	719	881	954	956	530	588	691
要介護2	207	350	422	441	489	503	539	623	609	481
要介護3	194	228	269	288	377	391	423	481	497	546
要介護4	208	255	308	295	322	345	349	390	357	297
要介護5	203	234	293	270	321	330	330	372	353	342
計	1,370	1,853	2,238	2,464	2,882	3,155	3,344	3,469	3,607	3,668
第1号被保険者数		16,149	16,839	17,466	17,986	18,454	18,981	19,770	20,060	

認定者の状況 (芦屋市) 6-10 平成 11 年度は、平成 11 年 10 月~平成 12 年 3 月までの認定者数:注)認定者数には第 2 号被保険者も含む

また、本市は、

平 成十 应 [年に制

度の定着を図り

市 良

0) 理 一解を深

(資料)「市事務報告書」

条デイサービスセンター」を開設

運営を福祉公社に委託した。

に努めた。 業」、「訪問介護事業」、「通所介護事業」を開始し在宅サービスの充実 そのため福祉公社においては、 平成十二年から「居宅介護支援事

り組んだ。 宅福祉サービスを強化するために通所介護施設として「芦屋市立三 本市の要介護認定者数は、 適切なサービスが提供できるようサービス供給体制の確保に取 年々増加の傾向にあり、 利用できる在

策定し、 第三次芦屋市高齢者保健福祉計画及び第二期介護保険事業計画」 また、平成十五年に本市は 在宅で生活する要介護高齢者の支援を強化した。 一第三次芦屋すこやか長寿プラン21

翌年には、高齢化率が二○・一%となり、そのうち要支援・要介

四 0

施設サービスの拡大とあわ

護と認定された高齢者(6‐10)は、三一五五人、平成二十年には三六○七人となり、高齢者ができる限り要介

護状態にならず健康でいきいきと過ごせるよう、長寿社会にふさわしいまちづくりをめざし推進していった。

期となった。改正の背景には、この制度がスタートした当時の総費用額が三・六兆円であったのに対し平成十八 介護保険制度の見直し 介護保険制度は高齢者の自立支援を目的として制定され、五年が経過し見直しの時

年には七・一兆円を上回り今後の保険財源の見通しに不安が生じるようになった。 また、全国において要介護度が軽度と認定されたサービス利用者数の推移は、介護保険発足当時は五八・九%

とが明確になった。これらの問題を解決するために平成十七年に制度の見直しが必要となった。 た。この制度の目的に反して、介護度の軽い高齢者が自立意欲を失くしてかえって重度化している傾向にあるこ であったが平成十四年には六四・三%と上昇し、軽度のサービス利用者がサービス利用者全体の六割以上となっ

である。具体的には新介護予防事業を新たに創設し、要支援認定者の現状態の改善を目的としたリハビリテー 制度改正の基本視点は、給付の効率化・重点化・予防重視型システムの確立、各制度の機能分担の明確化など

生理的機能の低下など訓練によって状態の改善が見込まれる人に介護予防事業に参加してもらい給付の対象者と ションなどのサービスを提供し、予防介護を重視した施策である。対象となる人は、閉じこもりがちな高齢者や 訓練には耐えられない人や進行性の障がいや疾病のある人は、今までの介護給付の対象者とした。サービス

この制度を受け本市では、介護予防健診や民生委員からの情報提供に基づいて、介護予防の効果が見込まれる

の種類は6-11のとおりである。

高齢者福

祉

サービスの種類							
	要介護1~5	要支援1.2					
在宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 訪問で選挙管理指導 通所看護(デイサービス) 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修費支給 短期入所生活/療養介護(ショートステイ) 特定施設入居者生活介護	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看養 介護予防話問看養 行護予防通所看護(デイサービス) 介護予防通所看護(デイサービス) 介護予防通所別ハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 特定予防福祉用集費 特定予防短期人所生活/療養介護 介護予防特定期入居者生活介護					
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 (老人保健施設) 介護療養型医療施設 (療養病床等)	利用できません					
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の人のみ					

6-11

6-11 介護保険サービスの種類 (出典)「介護保険制度改革の概要 – 介護保険法改正と介護報酬改定」 厚生労働省

ると考え、その解消を図るため、 国は痴呆という言葉に対して誤解や偏見があ (二〇〇四) 認知症高齢者の実態 (1)認知症高齢者の人数と用 年十二月から行政用語として

平成十六

語の変更

「痴呆」から「認知症」の用語を用いること

腔機能の向上をめざして実施している。 などにおいて運動機能の向上、栄養改善、 \Box

介護予防センターやアクティブライフ山芦屋

にならないよう事前に支援していくシステム が要支援状態に、また要支援者が要介護状態 高齢者施策)をスタートさせ、

健康な高齢者

高齢者施策)と、「さわやか高齢者事業」(一 高齢者を把握し、「すこやか高齢者事業」(特定

般

で水際作戦に乗り出した。具体的には、

呉川

早急に求められる。

		全体		施設		施設利用	平均要介護度	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	割合(%)	全体	住宅
	虚弱	17,499	39.5	587	6.0	3.3	0.95	0.93
県	動ける認知症	11,307	25.5	2,143	21.9	18.8	2.12	1.97
県全体	寝たきり	4,146	9.3	865	8.9	20.9	3.14	3.14
	寝たきり認知	11,404	25.7	6,172	63.2	55.0	4.17	4.04
	全体	44,356	100.0	9,767	100.0	22.2	2.28	1.88
	虚弱	1,297	47.0	32	6.1	2.5	0.74	0.72
書	動ける認知症	639	23.2	118	22.4	18.5	2.13	2.03
芦屋市	寝たきり	257	9.3	47	8.9	18.3	3.08	3.10
市	寝たきり認知	567	20.5	329	62.5	58.0	4.13	4.04
	全体	2,760	100.0	526	100.0	19.1	1.98	1.60

介護保険利用者の内訳 6-12

「持続可能な介護保険のあり方検討会」2008年

の施設利用者は、県全体で五五・○%

いる。また、「寝たきり認知症」 る認知症」が二三・11%であり県全体と比較してやや低くなっている。 四三・七%であり、その内訳は、「寝たきり認知症」が二〇・五%、「動け 一八・五%となっており、「動ける認知症」の八割以上が在宅で生活して 6 動ける認知症」の施設利用割合は県全体では一八·八%、本市でも、 本市では、

は困難なため、 実態から、 の人は在宅生活をしており家族介護者の介護負担の大きさが予想される 本市では五八・○%である。このことから約四割の「寝たきり認知症 12)。さらに、「動ける認知症」の八割以上が在宅生活をしている 徘徊や異食、 専門的技術や知識を持つ訪問介護員のより一層の支援が 妄想、不安などの周辺症状に家族だけでの対応

とした。(以下認知症という。)

平成十七年の県全体の認知症高齢者の状況をみると、

介護保険利用者

認知症高齢者は全体の五割を占めている。内訳は、「動ける認知

症」が二五・五%、「寝たきり認知症」

が二五・七%となっている。

平

・成十七年の認知症

高齢者数は

介護保険

利用 者 0

のうち、

社会福祉の推進

くりは重要な課題である。 本人の不安や家族介護者の負担を考えれば社会的な支援が求められ、認知症になっても安心して暮らせるまちづ め、「動ける認知症」は約三割となっており、県のそれとほぼ同じ割合である。要介護者の多くが認知症であり、 る。本市の認知症高齢者の費用は、給付を受けている利用者全体に対して、「寝たきり認知症」が費用の四割を占 介護保険から給付される介護に関する費用は、県では給付を受けている利用者全体の七割が認知症高齢者であ

(2)認知症高齢者に適した主な社会資源

症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く)が小 る共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者 認知症対応型老人共同生活援助事業 (以下グループホームという) グループホームとは少人数によ (当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知

気のなかで生活を送るための日常生活上の世話を提供するものである。 規模な生活の場において、食事の支度、掃除、洗濯などを介護従事者と共同で行ない、家庭的な落ち着いた雰囲 ここでいう少人数とは、五から九人までの共同居住形態をいい、小規模とは、一般家庭のような生活の場が想

よび機能訓練を行なうことにより、 定されている。 なお、グループホームは、平成十七年の介護保険制度改正により、平成十八年四月以降、 家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話お 利用者の心身機能の維持・向上をめざすものである。 新たに創設された

に限られる。 地 域密着型サービス事業」に位置づけられ、 グループホーム利用者はその地域に在住している認知症の高齢者

利 介護保険を利用する介護サービスに対して一割の自己負担が課せられている。 用の負担については、主治医から認知症の診断を受けた利用者が、衣食住の費用を全額自己負担するととも 利用者から徴収する衣食住

25 名以下 おおむね 15 名以下 おおむね9名以下

利用定員

小規模多機能型居宅介護の利用定員

である。

費用

(生活費)

については、介護保険法の適用はない。

の人たちが安全で安心した穏やかな生活を送っている。 ライフ山芦屋・芦屋ケアセンターそよ風 本市では、平成二十一年、グループホームは五か所(アクティブライフ芦屋・アクティブ イ. 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護とは、 ・芦屋ブーケの里・マイホーム芦屋) グループホ あり、 ームと同 認知症

じように介護保険制度改正に伴って平成十八年四月に創設された地域密着型サービスの一つ

となっているのが大きな特徴である。 切に組み合わせて利用することにより、二四時間切れ目のないサービスが利用できる仕組み や生活環境をできるだけ変えず、「通い」を中心に「訪問」・「泊まり」の三つのサービスを適 このサービスは、 介護が必要となった高齢者 利用定員は6-13のとおり。 (主に認知症高齢者)が、 今までの人間関係

対象者については、主に認知症高齢者が中心になるが、 認知症の有無を問わず利用は可能

第三節

1事業所あたり登録

「通い」

6-13

の1日あたりの定員

の1日あたりの定員

高 齢 者 福

祉

となっており、状態が進行しても在宅での生活が継続できるようになっている。

また、常時馴染みのあるスタッフが柔軟に対応し、利用者の状態や希望に応じ、 随時「訪問」や「泊まり」の

サービスを組み合わせ切れ目のない連続的なケアが利用できる。

機能型居宅介護など認知症高齢者に適切なサービスが制度上充実してきた。 このように介護保険制度の改正により、介護予防を中心とした地域密着型サービスなどが創設され、

ズに応じたサービスを提供していった。また、寝たきり高齢者や認知症高齢者およびその家族が身近なところで 介護予防事業の一貫性・連続性を重視しながら利用者の状態に応じたケアプランを作成し、ニー

制度改正後、今までの在宅介護支援センターは、「地域包括支援センター」として再編し、在宅サービスの中核

じた多様で柔軟な対応ができる小規模多機能型居宅介護を実施した。 本市では、平成十七年四月の制度の改正により、 翌年から新予防給付の創設や、 身近な地域で地域の特性に応

気軽に介護やサービスについて相談できる役割も担っている。

一 阪神・淡路大震災と高齢者の暮らし

機能を壊滅させ多くの犠牲者を出した。 平成七(一九九五)年一月十七日(火)、早朝突然襲った阪神・淡路大震災は、平和なまちを数分にして都市

本市では、平成六年に高齢者保健福祉計画を策定し、老人福祉の計画的推進を図ってきたが、震災による情勢

の変化で介護ニーズが増大したため、計画の早急な見直しが必要となり、より一層の介護基盤の整備が求められ

震災時の高齢者の暮らしと活動体制

(1)活動体制

ア. 初期の活動(一月十七~二十一日) 震災当日に出勤できた福祉関係職員は、高年福祉課八人、

福

公社に移行した。福祉公社においてはホームヘルプ、訪問看護などの業務を始めるとともに、 祉課五人であった。職員は、物資調達、避難所の世話など災害対策業務に従事しながら福祉業務を行なった。 かし、ライフラインの寸断、電話の不通などにより十分な取り組みができなかったため、福祉業務の拠点を福祉 救援物資の配達や

月十八日には、本市は市内の特別養護老人ホーム、養護老人ホームに対して、緊急の受け入れを要請し、 要

介護老人の施設対応をとった。

対象者の安否確認を行なった。

頼、搬送などを行なった。体制としては、市の職員が災害対策業務を行ないながら、電話などの問い合わせに対 避難者などからの問い合わせについては、福祉公社のケースワーカーが対応し施設利用者の調査や施設への依

応し、 福祉公社のケースワーカーと連携をとり福祉公社が実働した。

1 体制の整備 一月二十日頃には、高年福祉課・福祉課に職員体制が整い、 災害対策業務に従事しな

高齢者

福祉

四七

祉公社が対応し、あしやホームケアセンターの連携による体制が整った。 がら電話での相談に対応した。一月二十四日より、市庁舎の経済課を利用し、相談業務を本格的に行なった。 介護者に対して、 緊急ショートステイの利用、病院、 中間施設の紹介などを行なった。在宅部門については、 要

に対する広報活動を展開した。二月四・五日は、福祉公社と協力し、 談業務に専念させ、広報紙を通じ、中断していた福祉給食の開始、ショートステイの受け入れなど、 ウ. 本格業務開始 一月三十日から災害対策業務を兼務する職員のなかから、ケースワーカー三人を相 避難所における要援護者の実態調査を行な

い、処遇改善を図った。

どで合計三二九一人を対象とするローラー作戦を行なった。 ルパーなどがチームを組み家庭訪問し、聞き取り調査を行なった。対象者は、在宅の被災世帯のうち、高齢者 実態調査を行なった。調査方法は、本市全域を一○地区に分け、県職員と福祉事務所職員・福祉公社ホームへ 所職員・福祉公社ホームヘルパーらが調査員となり、地区民生児童委員などの協力を得ながら在宅の要援護者の 八九九人 (2)在宅要援護者ローラー作戦活動 (独居、寝たきり、 痴呆性老人)、心身障がい者(児)一八八三人、児童五〇人、母子世帯四五九人な 二月二十一日から三月三日にかけて、県と協同して県職員・福祉事務

事務所・福祉公社ケースワーカーらが迅速に対応し、 これらの世帯を調査した結果、 何らかの要望、ニーズのあった世帯は一三〇世帯であり、 ホームヘルパー派遣二一件、入浴サービス一八件、 対応については福祉 住宅問

題一八件のサービスを提供した。

さらに、 ケースワーカーをはじめ一四人の職員が出勤し、それぞれが担当している家庭へ走り、安否の確認を行なっ (3)福祉公社の活動 有償ボランティアである登録ヘルパー一二人が地域住民の協力を得て、担当家庭の安否の確認をす 震災で福祉公社が果たした役割は大きかった。震災当日、 ホームヘルパー、 訪問看護

るとともに水や食料を運んだ。

た。自宅で生活している人には、ホームヘルパーや看護婦が救援物資である食料や水を二・三日おきに届けた。 もにサービスが必要な人にはサービスの提供を行なった。しかし、 し事業を展開した。震災後、まず行なったことは、 へ身を寄せるなどしていた。なかには亡くなられた人もおり、自宅にいる人は震災前の約二〇%に激減してい 福祉公社は、ホームヘルプサービス事業、 福祉給食サービス事業および訪問看護 約一週間、ホームヘルパーが利用者の安否確認を行なうとと 大多数の人が避難したり、 (高齢者) 事業の三つを柱と 入院したり、親戚

市ケースワーカーと協力して、緊急ショートステイの受付や調査を行ない、該当者を入所させるなどの対応をし ルパーに余力が生じたので、約一五〇〇人の在宅一人暮らし高齢者の安否確認にあたった。福祉公社事務所は 二十三日からは、サービス対象世帯が激減したことと、福祉公社職員がほぼ全員出勤してきたことで、ホームへ

方、ケースワーカーは、市から依頼された要介護高齢者の調査のため、避難所や住宅に奔走した。一月

に支障をきたしている高齢者や障がい者宅へ配食を行なった。 月三十日からは、 中断していた福祉給食サービスを再開し、 配食員の確保に苦労しながらも、 日常の食生活

四一九

祉

で避難所における要援護者の実態調査を行ない、支援が必要な人には、サービスの提供を行なった。 さらに、二月四日から、市のケースワーカー、 保健センターの保健婦および福祉公社のケースワーカーの三者

を取り入れ、在宅痴呆性高齢者介護者支援事業(託老)を再開した。 を行ない、被覆の必要な家庭には自衛隊の協力を得て一四〇件近く被覆処理をした。二月十日から利用者の要望 二月九から二十一日には、社会福祉協議会と協力して、高齢者や障がい者宅における防水シート被覆家屋調査

二月十八日からは、高齢者に和風園とあしや聖徳園の浴場を開放し約八○人が利用した。

で安心して暮らせる「福祉が充実したまちづくり」を推進した。「芦屋すこやか長寿プラン21」の計画に基づき、 震災後の高齢者福祉 平成八(一九九六)年、震災から一年が過ぎ、本市は高齢者などすべての市民が快適

保健・医療・福祉と連携し福祉の充実に努めた。

宅や市外の老人保健施設などで待機していた人々が入所した。仮設住宅などで生活していた高齢者に対しては 震災の被害を受け完成の遅れていた特別養護老人ホーム「あしや喜楽苑」が平成九年一月に開所し、 保健所などが連携し仮設住宅を巡回し、福祉サービスの提供、安否の確認、心のケアなどの活動を行なっ 長い間自

仮設入居者の市民健康診査の結果、指導を必要とする人々に対しては、保健婦による訪問指導を実施した。ま 長年の課題であった休日応急診療を芦屋市医師会医療センターに併設し、休日における救急患者八八五人の

診療を行なった。

た。

平成十一年には、市内初の老人保健施設「さくらの園」の新設、市内三か所目の特別養護老人ホーム「エル

ホーム芦屋」の開設により、福祉施設サービスが充実していった。

見・早期対応をし、高齢者本人とともに養護者の支援と関係機関の連携・協力による対応などである。 るようになるまでの継続的支援、高齢者自身の意思の尊重、虐待を未然に防ぐためのアプローチ、虐待の早期発 法律が施行された。この法の基本的な視点の概要は、発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活が送れ 本市における高齢者虐待防止の取り組み 平成十八(二〇〇六)年四月一日から高齢者虐待の防止に関する

の権利侵害」への対応の検討・支援、高齢者虐待対応マニュアルの刊行を実施している。 本市では、平成十八年四月に「芦屋市高齢者権利擁護委員会」を設置し、高齢者虐待をはじめとして「高齢者

関わるさまざまな問題について相談を受け付け、高齢者が安心していきいきと暮らせるように支援してきた。 平成十九年度からは、 権利擁護相談を実施し、 弁護士などによる相談を受け付けている。 ほかにも日常生活に

本市がめざす高齢社会像 本市においては、平成二十七(二〇一五)年には高齢化率が二六・七%と予測さ

か長寿プラン21」(第四次芦屋市高齢者福祉計画および第三期介護保健事業計画)を策定した。 れており「超高齢社会を活力があり、安心して暮らせる社会」をモットーに平成十八年三月、「第四次芦屋すこや

その基本理念は、「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」であり、さらに五つの基本目標を

掲げた(6-14)。

超高齢社会をいきいきと安心して暮らせる社会にするためには、高齢期の生活の質を高め、その人らしい日常

齢

者福

祉

第六章 社会福祉の推進 医療の充実

5つの基本目標 ① 総合的な介護予防の推進

地域におけるケアの推進 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

・ビスの質の向上と情報提供

積極的な社会参加の促進と安心のある暮らし 第4次芦屋すこ 5つの基本目標

> ものは 「健康寿命」の全うであり健康の維持・増進が何よりも大切となる。

生活を過ごすための支援が必要である。その人らしい生活を過ごすための基本となる

プラン 21」

労、

かなサービスを提供し、 生活習慣病の予防をはじめとして、地域での健康づくり、 趣味の活動、 交流などを通して社会の一員としての役割が担えるよう、 高齢者が最後まで住み慣れた地域で生活ができるようなケア 高齢者の生涯学習や就 きめ細や

の確立をめざしている。

第四節 児童をめぐる福祉行政とその支援

健康で文化的な生活とすこやかな成長を願って

(一九五三)年)」を発展させたものとして、母子家庭が健康で文化的な生活ができるように、また、一八歳未 母子福祉法と市民福祉年金 母子福祉法」 は、「母子福祉資金 の貸付等に関する法律 昭 和二十八

満の児童がおかれている環境や状況に関わらず、すこやかに成長できるように支援する理念をもって誕生した。

そうした理念のもと同法は母子の福祉および生活の安定や向上を目的とし、昭和三十九年に施行された。

こうした国の動きに準じて、本市では、昭和四十年四月一日より「芦屋市市民福祉年金条例」が施行された。

その目的は市民福祉の増進を図るためであり、市民福祉の対象は障がい児・者や高齢者であった。母子家庭につ

れ、母子年金(市民福祉年金)制度が新設された。市内に三年以上居住している母子家庭が対象であった。 いては対象外であったため、母子家庭への福祉対策として、昭和四十一年には市民福祉年金条例の改正が行なわ

夫を失った子どものいない四○歳以上の一人暮らしの女性も対象とされるようになった。 た。こうした国による貸付金制度に準じて、本市では子どもが成長して母子福祉の対象外となっていた女性や また、夫が死亡して寡婦となった女性を対象とした寡婦貸付金制度は、昭和四十四年十月、国により実施され

国による母子年金の基準に該当しなかった人への救済措置として、昭和四十五年には、 本市独自の遺児年金

(市民福祉年金) が支給されるようになるなど、市独自の福祉の充実が図られた。

児童が心身ともに健康で生活の安定と向上を図るように、内容はさらに拡充された改正となった。 び寡婦福祉法」と改正された。これらの改正は母子家庭となった母や寡婦となった女性が、意欲的に自立をし、 「母子福祉法」から「母子及び寡婦福祉法」へ 昭和五十六(一九八一)年には、「母子福祉法」が 「母子及

こうした背景には、全国的な母子家庭の増加があり、本市においても昭和四十六年度には二六○世帯であった

が、昭和四十八年度には二八○世帯、昭和五十三年度は二九八世帯と年々増加していった。昭和五十八年以降の

第四節

児童をめぐる福祉行政とその支援

章
社会福祉の推進
医療の充実

母子家庭の推移と状況

年度	病死	交 通 事故死	その他 (死別)	離婚	遺棄	未婚の母	その他 (生別)	合計	
昭和 58 年	114	14	10	235	22	21	5	421	
昭和 63 年	120	11	24	366	15	22	2	560	
平成 5年	89	7	13	368	13	25	9	524	
平成 10 年	76	12	0	426	26	35	10	585	
平成 15 年	49	2	19	501	2	62	14	649	
平成 20 年	38	2	17	548	2	78	4	689	

6-15 母子家庭の推移と離別原因(単位:人) 「芦屋の保健福祉」

下四捨五入)。

由 につい 病死、 離婚、 未婚の母の 項目において変化がみられた。

(原因)は6-15のとおりである。母子家庭となった理

婚の母四%であった。 昭 和四十八年度の原因別の割合は、 離婚が五五・八% (二三五人)、未婚の母約五% (二一人) であったが、 十年後の昭和五十八年度には、 病死五八%、 離別三一%、 病死二七:一% 遺棄四%、

成十年度より離別状況は大きく変化してきている。 司 .年の離別状況は病死一三% (七六人)、離婚七二・八%

(四二六人)、

未婚

平 四 未

(五四八人)、未婚の母一一・三%(七八人)である。

の母が六% (三五人)、平成二十年度は病死五・五% (三八人)、離婚七九・五%

ポイント下がり、人数は約三分の一に減少している。一方、離婚による離別が 昭和五十八年度と平成二十年度を比較すると、病死による離別は約二一・六

二三・七ポイント上昇しており、 人数は二倍を越えている (%は小数点第二以

以上のような本市の母子家庭における離別状況の変化は、 の特徴であった。 同時に、 日本の家庭において家族関係が崩壊する問題な 本市の母子家庭

どがメディアなどで取り上げられたり、子育ての場である家庭や地域での育児

推移

力が弱くなってきたりするなど、子育てをめぐる状況の変化が顕著になってきた時期であったともいえよう。

ば、年間収入がおおむね一○○万円未満で子どもを四人以上育てている家庭では、四人目の子どもから一人あた が対象となった。支給条件としては、本市に一年以上居住し、世帯構成により所得基準が設けられていた。例え 当条例」を制定した。内容は、多子家庭の養育負担軽減を目的に満一八歳未満の子を四人以上養育している家庭 本市では、国が児童手当制度を整備するまでの間、市独自で昭和四十四年に「芦屋市児童手

前の児童を含む一八歳未満の児童を養育している家庭の第三子以上が対象となった。 健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする(第一章総則第一条)」と規定されている。義務教育終了 者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の その後、国は昭和四十六年五月に児童手当法を公布し、翌年一月より施行した。同法は「児童を養育している り月一〇〇〇円が支給された。

童の年齢が変更された。なお、支給対象者は保護者の所得が一定額以下の場合に限り、本市においても国の基準 に沿って実施され、現在に至っている。 児童手当制度は、数回の改正を経て、平成十八(二〇〇六)年四月より小学校修了前までが支給対象となり児

なお、昭和五十年には、本市における市福祉年金および児童手当制度が外国人にも適用された。

二. 母子相談員の誕生と母子・父子相談事業

問題にあったことも一要因であったと推測できる。 子家庭への支援施策が先行していた。特に母子家庭では、経済事情や健康への不安、子どもの教育などが深刻な 平成に入り、父子家庭が増加したが、ひとり親家庭への支援は、どちらかというと父子家庭への支援よりも母

生活を守るために、民事などの知識を伝え、諸問題からの不利益を被ることがないように、毎月二回ではあった 屋・宝塚両市を担当した。また、昭和三十二年には、母子家庭法律相談所が設置された。そこでは、母子家庭の 名による母子相談業務を開始し、心の内面的なケアも行なってきた。当時の母子相談員は県から派遣され芦 このように生活への不安要素が高い母子家庭に対し、市では既に昭和二十八(一九五三)年より、母子相談員

が専門の弁護士が対応していた。

細は不明)であったのに対し、平成四年には最も多い一一七三件の相談業務を行なった。そのなかで児童教育 就労など生活一般、児童の養育、経済的支援、生活援護などである。昭和三十二年の相談件数は三五八件(詳 相談に応じ、その自立に必要なお世話を行なっています」と記されている。内容は住宅、医療、 のの、母子寡婦福祉金(一九六件)は平成四年に等しい件数であった。また同年は年金や児童扶養手当(一二〇 (二一三件)や母子寡婦福祉金(一九四件)に関する相談が増え、平成十九年は七七○件と全体数は減少したも 昭和四十六年になると、母子相談事業は週四日間実施されるようになり、当時の広報紙では「母子家庭の身上 家庭内の問

件)の割合が高かった。この事業は平成十九年においても母子家庭育成事業としての母子自立支援員を配置して

なお引き続き実施されている。 平成二十一年には「母子家庭・父子家庭の福祉」として統合され、母子自立支援員が母子家庭・寡婦および父

子家庭に対して、生活上の悩みや貸付金などの相談に応じ、法律問題 (弁護士) を紹介するなどの支援をしている。 (離婚相談など)では必要に応じて専門家

三. 母子家庭児童支援から母子・父子家庭児童支援へ

六十三年には五六○世帯を超えた。 父子家庭増加と父子福祉金 母子家庭は昭和四十六(一九七一)年当初、二六〇世帯であったが、昭和

三万三四○○世帯、離婚による離別は一二万八九○○世帯である。この二十年間で死別による離別は半数以下と の死別が六万六九○○世帯、離婚による離別は九万七○○世帯だった。平成十五年度の調査によると死別 その頃より、父子家庭の増加がみられるようになり、全国レベルでは、昭和五十八年度は、ひとり親家庭

子家庭にも父子福祉金が支給されるようになった。「芦屋市福祉金条例」(平成元年四月一日条例第一二号)の目的 日常生活における支援が必要とされた。そうしたことから、平成十二年には、市による福祉金条例に基づいて父 本市においてもその限りではなく、母子家庭では経済的な救済が必要とされ、父子家庭では子育てや家事など なり、離婚による離別は約一・四倍となっている。

第四節 児童をめぐる福祉行政とその支援

匹二八

は第一条に「この条例は、社会保障の理念に基づき、障害者、母子状態にある母、父子状態にある父および遺児

に福祉金を支給することにより、 福祉の増進に寄与することを目的とする」と記されている。

家庭における男女の役割分担や家族関係のあり方など、多くの要因が複雑に交錯しながら、日本人の家庭生活や 父子家庭の増加による上記の条例は、本市の具体的な施策として支援の方法が明記されていったことになる。

家族形態に大きな変化がみられるようになった時期であった。

とされていたが、平成元(一九八九)年からは母子・父子家庭年末の集いとして実施されている。また、母子家 れ、「新入学・卒業お祝いの会」として続いている。また、年末の集いは、昭和六十三年まで母子家庭だけが対象 きた。昭和三十六(一九六二)年には母子家庭児童の進学・就職お祝い会が実施された。その後、 母子・父子家庭児童の集い 母子家庭・父子家庭への支援は時代状況に応じて、さまざまな形で実施されて 名称が変更さ

このように本市では、母子・父子家庭の交流を通じて子どもの健全な育成を図り、家庭生活の安定への支援が

庭には母子宿泊キャンプやスキーなどが実施された。

平成十七年まで実施された。

. 児童虐待の推移と児童虐待防止対策

几

立支援のために児童福祉行政に力を注いできた。気軽に相談できる窓口としては、福祉事務所の家庭児童相談室 気軽に相談できる窓口を 本市では「児童福祉法」を基本的な理念として、次世代を生きる児童の成長と自

市の福祉事務所とともに役割を分担し協力しあいながら、その業務を行なってきた。 が中心となって児童虐待防止の取り組みや自立支援を行なってきた。県の所轄は西宮こども家庭センターで、本

本市広報紙においては、こども家庭センターや家庭児童相談員は気軽に相談できる窓口であることを市民に伝 平成十二年十一月、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)が施行された。これに先立ち、 平成十三年には、児童虐待防止法の概略・定義、対応する関係諸機関、 通告義務、児童相談所や警察の役割

このように本市では、児童虐待を未然に防ぐために親を地域から孤立さないように、児童虐待防止への協力を

と任務、地域の役割などについてより具体的に示してきた。

市民に呼びかけている。

度九二件、「家族・親せきから相談」は平成十二年度二五四件だったが平成十三年度には四〇八件、 平成十五年には八三件となった。「学校から相談」は平成十二年度は五件、平成十三年度には四四件、 年度の一四六件だった。「児童委員から通告」は平成十二年度は三六件、平成十三年度には五五件、 四八件だったが平成十三年度には一一三件、平成二十年度までのデータのなかで、ピークを迎えたのは平成十四 ら本市の「芦屋の健康福祉」の家庭児童相談室への経路別受付処理の集計によると、「発見」では平成十二年度は のは平成十六年六八件だった。「市町村から通告」では平成十二年度は二八件だったが平成十三年度には五五件、 児童虐待防止と経路別受付処理件数の推移 児童虐待防止法成立の前年である平成十一(一九九九) 平成十七年度 最も多かった 平成十七年 年度か

は四七三件となった。

区分年度	発見	児童委員から通告	こども家庭センター	こども家庭センター	保健所から通知	警察関係から通知	関係から通告その他都道府県	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から相談	合計
平成 11	19	39	0	24	14	0	0	15	26	254	12	23	426
平成 12	48	36	0	5	2	0	0	28	5	254	14	11	403
平成 13	113	55	3	34	0	5	8	55	44	408	31	18	774
平成 14	146	33	5	24	1	3	8	51	32	335	18	18	674
平成 15	100	49	7	22	0	3	13	83	32	317	27	17	670
平成 16	85	68	4	47	0	1	1	31	52	361	16	14	680
平成 17	79	58	1	22	1	2	2	10	92	473	5	23	768
平成 18	86	39	10	17	10	4	2	26	83	389	20	44	730
平成 19	2	17	2	19	8	9	2	11	36	89	1	13	209
平成 20	6	10	2	3	2	9	5	13	31	106	0	30	217

6-16 児童福祉経路別受付処理件数 (資料) 「芦屋の福祉」、「芦屋の保健福祉」

は、『リー・のでのできた。しかし、平成十九年度より全体的には増加の一途をたどってきた。しかし、平成十九年度より全体的に

虐待の事実が表面化しなかった例もあり、

経路別受付年度別総件数

児童虐待防止法成立以後、それまで水面下で行なわれていた児童

減少傾向にある。

総件数でみると、

平成十一年度は四二六件、

平成十二年度四〇三

件であったが、平成十三年度になると七七四件と急速に増加し、平

成十七年度は七六八件、平成十八年度は七三〇件と増加してきた。

の平成二十年度は二一七件となっている。 られた(6-16)。その後、同年の児童虐待防止法第二次改正翌年なかでも「学校から相談」、「家族・親せきからの相談」に減少がみしかし、平成十九(二○○七)年度は二○九件と極端に減少した。

止に努めてきた。以後、児童虐待防止法の改正もあり、法的な改善お一層の理解を得るための呼びかけであり、守秘義務の厳守とともク」の存在を知らせている(6-17)。地域社会や住民に対してな本市では平成十五年にも広報あしやに「児童虐待防止ネットワー

◇児童防止ネットワーク◇ (広報あしや 2003 (平成 15) 年 5 月 1 日発行)

児童虐待の背景には少子化、核家族化、地域との関わりの希薄化があります。このような状況で 家庭が孤立しないように、困難を抱え込まないように、地域社会づくりや子育て支援を進めてい くことが必要です。市では児童虐待防止ネットワーク会議(通称アスターネット)を4月1日か らスタートさせ、早期発見・早期対応に努めています。地域の中で通報をためらう場合がありま すが、医学的・社会的・心理的な側面から専門的な援助をしていくために、ひとりで抱え込まず に見たこと、聞いたことをそのまま通報してください。

<虐待の疑いがあれば・・・>

通報 (秘密は厳守されます) ⇒芦屋警察, 保健所 その他⇒通報されたかたの氏名や内容について は、秘密は厳守され、そのことで責任を問われる ことはありません。

6-17 児童防止ネットワーク (広報あしや 平成15年5月1日号)

> 質的な取り組みが展開されてきた。平成十一年(一九九九)には る。 五. 画 画 画社会基本法」 !行動計画」が策定され、女性センターは相談事業や支援の拠点となった。 ーを開設した。平成十年度には、 昭 本市では、 "ウィザス・プラン"」を実施、 その時期を契機として男女平等について国際的に声が高まり、 和 女性センタ 五十 (一九七五) 男女共生社会に向けた活動の拠点として平成六年八月に女性セン が成立した。 から男女共同参画センター 年は、 国際連合によって国際婦人年とされた年であ 平成十五年には「第二次芦屋市男女共同 五年計画で「芦屋市男女共同参画行

一男女共同

動 計 日本では実

が進められるなか、今後も児童虐待防止に努めていく方針である。

1

る。 ついて見直しが求められ、学校教育や生涯学習を通して行なう事業の一例と りと意識改革」をあげている。そこでは、 その基本目標のひとつとして「男女共同参画社会に向けてのシステムづく 例えば、 基本目標は、 基本課題として四項目が述べられている 性役割分担の意識改革、 性差別に

第二次男女共同参画行動計画」では、

基本目標として五項目を示してい

四〇%を目指す」方向性や男女職員の職域拡大と女性の管理職登用などが出されている。 して、「市政への関心を高め、市政への発言の機会の確保や学習機会の充実を図る」、「審議会等への女性の登用率

男女共同参画の視点にたつ保育・教育の推進、男女共同参画視点にたつ学校教育の推進、学校運営への男女共同 参画への推進、多様な選択を可能にする進路指導の充実があげられている。 基本課題二は政策・方針決定の場への女性の参画の推進、基本課題三では男女共同参画社会をめざす生涯学習 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の充実は、基本課題四に示されている。ここでは

の責任感を持ち、 する法令」などの周知徹底や、女性の就労や家事・育児両立に関する子育て支援、男女が共に家族の一員として また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)、「ストーカー行為等の規制に関 地域活動やボランテイア活動への参加の奨励を行なうなど男女共同参画社会のシステム化につ

して、夫婦、家族関係、 女性センターは平成十九年一月一日より男女共同参画センターへと名称を変え、愛称を「ウィザスあしや」と 心の悩み相談などは、週に一回、DVに関する相談は月に一回、女性の専門相談員が対

いて積極的に啓蒙してきた。

応し、同時に保育室なども設置され子育てに関する育児サポート講座などの学習が行なわれている。 このようにして、 男女共同参画センター(ウィザスあしや)は、男女が互いにその人権を尊重し、

トナーとして認め、ともに参画できる社会を実現するための拠点として機能している。

第五節 障がい者 (児) 福祉

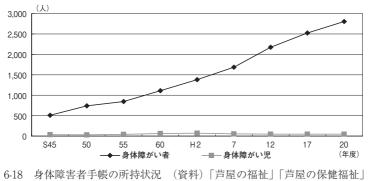
一.国際障害者年まで

がい者、 むことはなかった。 センターが所管する。 基本的には、 に基づき市が所管するが、 知的障がい者 身体障がい者と身体障がい児に対する支援の実施機関は異なる。すなわち、成人などの身体障 しかし、児童に対する支援については、本市としてもその責任の一端があり、支援を惜し (当時は「精神薄弱者」とされていた) は、「身体障害者福祉法」、「精神薄弱者福祉法」(当 一八歳未満の児童については、 児童福祉法に基づき主として県の西宮こども家庭

が介護や世話をしており、手帳の交付申請をした障がい者は一部であったと思われる。 障害者手帳の所持者数は五四三人であった。身体・知的障がい者が共に社会参加できる条件は整っておらず家族 件程度であった。市内に施設がないため、主として市外の施設への措置を行なった。 法の公布後十年が経過していたが、施策、事業共に未整備の部分が多く、施設入所に関する相談は月に四から五 付並びに修理などは、対象となる人が少なく、 証の交付事務が多くを占めた。身体障害者手帳の交付、施設への措置、義肢、 昭和四十年代当時は、現在ほど身体障がい者に関する施策、事業はそろっておらず、窓口では、 事務の占める割合も多くはなかった。 補聴器、 昭和四十五年当時で、 知的障がい者に関しては、 車いすなどの補装具の交 旅客運賃割引

第六章

本市においては、心身障害者



同年二月に

「国際障害者年推

福

じ共同作業所」がオープンし、障がいに応じた作業、生活訓練を通して、

協調性を養い、障がい者の社会参加と自立をめざした。

社会性、

自主性、

た。また、 一部助成 (昭和五十一年)などを行なって障がい者 昭和五十三年には、心身障害者小規模通所授産施設

(児

への支援を図

「芦屋つつ

回復訓練を必要とする就学前の心身障がい児の他市施設への通園交通費の 年)、身体障害者家庭奉仕員制度の直営への切り替え

(児) 医療費助成制度の創設 昭 和五十年)、

(昭和四十七

昭和五十六(一九八一)年度は、心身に障がいのある人々の社会への 完全参加と平等をめざして

害者年の初年度であった。本市においても、 「完全参加と平等」というテーマのもと、世界各国が共に行動する国際障

ちづくりのための都市施設整備要綱」を策定 祉のまちづくり要綱の制定などの取り組みを行なった。そして、「福祉のま 進委員会」を発足させて、 各種啓発活動の展開、 各種記念事業の実施、

がい者に配慮した公共施設などの整備 (昭和五十七年) 身体障

(昭和五十八年)を進めた。また、

			18歳						
障がい別身体									
障がい者推移(年度)	視覚	聴覚平衡機能	言語	肢体	内部	総数			
昭和45	95	58	5	349	3	510			
昭和50	113	89	11	505	22	740			
昭和55	110	100	16	533	87	846			
昭和60	118	117	19	670	187	1,111			
平成 2	114	124	26	792	326	1,382			
平成 7	129	148	25	968	416	1,686			
平成12	156	161	31	1,276	552	2,176			
平成17	169	165	40	1,425	726	2,525			
平成20	159	169	41	1,590	847	2,806			
障がい別身体	18歳未満児童								
障がい児推移	視覚	聴覚平衡機能	言語	肢体	内部	総数			
昭和45	2	5	0	25	1	33			
昭和50	1	8	0	22	1	32			
昭和55	4	11	0	22	4	41			
昭和60	3	11	0	36	12	62			
平成 2	4	10	0	33	23	70			
平成 7	4	10	0	21	20	55			
平成12	3	8	0	20	17	48			
平成17	3	6	0	23	12	46			
平成20	4	7	0	24	11	46			

障害者手帳の所持状況 (資料)「芦屋の福祉 | 「芦屋の保健福祉 | 6-19

度を拡充した。障がい者に関する制度の充実と障がい

· 者

克服をめざし、

社会においては平等に扱われるよう諸制

等」への取り組みは、心身の障がい者の社会的な不利の

求める人が増加して手帳を所持する人が多くなった。本 の範囲を拡大したことにより6 - 18のようにその利用を

市の昭和六十年における身体障がい者数は、一一一一 特例等に関する法律」が公布され、社会福祉に関する国 的障がい児は五二人となった (6 - 19)。 この年は、「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時 身体障がい児は六二人、知的障がい者は八〇人、

知

言語、 を行なうとともに、ミニファックスを対象世帯や市役所 などに設置 参加を実現するために、 国際障害者年のスローガンとなった「完全参加と平 聴覚障がい者が意思の疎通を図り、 (昭和五十九年)した。 手話のできる生活相談員の配置 積極的な社会

庫負担率が引き下げられたが、本市は、法内、

法外施策

内の運営の改善を行なった。 ともに水準の低下につながることがないよう福祉行政の推進に努めた。同年、主として知的障がい者が利用する 「芦屋つつじ共同作業所」の作業所を増設し、通所者を一四人から二○人に増やし、作業量を増やすなど授産所

三: 障がい者の住みよいまちづくり

どを市民の理解を得て実施され、障がい者福祉を後退させることがないように努めた。 ら自治体の責任がより重くなる団体委任事務となった。本市においては、福祉施設の入所措置、 昭和六十二(一九八七)年度より、障がい者福祉は、ほかの福祉関係法と共に国の関与が高い機関委任事務か 徴収金の改正な

祉・在宅福祉などについて、年次ごとに実現すべき目標と具体的な方策を体系化し、総合的な推進を図った。こ を受けて、「障害者の住みよいまちづくり」推進事業が取り組まれ、生活環境の改善・福祉サービス・市民啓発な の計画は、五年ごとに見直しがなされ、施策や事業の拡充をめざすことになっている。同年、国・県補助の指定 昭和六十三年には、「芦屋市障害者 (児) 対策中期計画」を策定し、障がい者に対する雇用・保健医療

事業を進めた。本市としても、それを支援、助成するとともに、当事者や家族、関係者などの要望を施策や事業 るものとするために、当事者や支援する人々は組織や団体をつくり、社会参加と地位の向上を図るための運動や 障害者福祉計画による施策が障がい者自身にとっても、また、その介護をしている家族などにとっても実りあ どが進められた。

利用するタクシー料金のうち定額部分を利用券で交付し、さらには「リフトおよび寝台付き」タクシーを導入 に反映できるように努めた。こうして、心身障がい児の早期療育訓練のための「すくすく学級」が開設 (一九八九)年)された。また、在宅障がい者の社会参加の促進のための福祉タクシー料金助成制度をつくり、 (平成二年)した。そして、市の独自事業として法律では給付対象にならない日常生活用具の購入補助事業を実 (平成四年)し、障害者住宅整備資金貸付制度を創設(平成六年)するなど、法律で定める以上の事業を次々 (平成元

と広げていった。

復すると、 近隣都市の障がい者施設の職員たちがボランティアとして駆けつけ安全確保を行なった。そして、 きた。また、上宮川文化センターは被災した聴覚障がい者の支援の拠点となった。重度の障がい者に対しては、 時の連絡網が作成されていたこともあり、被災直後から手話通訳者やボランティアが安否確認を行なうことがで 情報や行動面でのハンディがあり被害をより深刻なものとした。しかし、聴覚障がい者については、 た。震災を契機として、障がい者の生活に対する危機管理とボランティア活動が見直され、活動の定着と継続が 平成七年は、本市にとって、歴史上かつてない阪神・淡路大震災に遭遇した年だった。被災した障がい者は、 地区民生委員などの協力を得ながらすべての障がい者への訪問(ローラー作戦) を行なうことができ 行政機能が回

方策を体系化し総合的な推進が図られることになった。また、精神障がい者に対しては、新たに障害者福祉金の -成十年度には、「芦屋市障害者 (児 福祉計画―第三次中期計画―」が策定され、実現すべき目標と具体的な

求められるようになった。

(児

三八

障がい児通園事業の内容についても充実を図った。 ボランティア活動支援事業を始めた。また、国庫補助対象事業となる在宅知的障がい者デイサービス事業や心身 支給を始めた。対象となった精神障がい者は、七一人であった。平成十一年には、短期入所事業や知的障がい者

四、社会福祉構造改革と障がい者福祉

て社会福祉事業法は社会福祉法へと改正されて、各地方公共団体はより一層自らの判断と責任のもとに、 平成十二 (二〇〇〇) 年四月、 地方分権一括法が施行された。また、同時に、社会福祉基礎構造改革に基づい 地域の

実情に見合った福祉行政を行なうことになった。

営費の補助を行なうなどの支援を強めた。そして、平成十四年四月に県からの事務移譲を受けて、 おいて、精神障害者保健福祉に関する相談業務、 本市においては、平成十三年度に精神障がい者の自立支援対策として、精神障がい者小規模作業所に対して運 -精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、平成七年度より「精神保健法」が改正されて施行された。 通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の交付申請およ 保健福祉

宅へ」、「自由な選択とサービスの自己決定」を基本とし、 スが利用できるようにした制度である。本市においては、利用者の立場に立ったサービスの提供ができるよう、 平成十五年四月に、身体・知的障がい者福祉は、 措置制度から支援費制度へと移行した。これは、「施設から居 当事者とサービス提供事業者での契約に基づきサービ

びホームヘルプサービスに関する業務を実施した。

障がい者も共に社会で生活できることをめざすノーマライゼーションの理念に基づき策定された。 相談支援と情報提供を行なった。また、翌年「芦屋市障害者(児) 福祉計画―第四次中期計画―」が、

ととなったが、利用者がサービスを利用した場合は、原則一割負担という「応益負担」が導入されたため、本市 付の仕方、施設運営のあり方、報酬の方法なども大きく変更された。制度の定着に向けて社会的関心を高めるこ 障がいのサービスを統合して、市町村において一体的に実施することが特徴となっている。また、サービスの給 平成十八年には、「障害者自立支援法」が施行された。これは、それまで縦割りであった身体・知的・精神の三

ど、きめの細かい相談と支援ができるよう体制の整備を図った。 また、同年には「芦屋市障害福祉計画(第一期)」が策定され、 地域の事業所に相談支援事業を委託するな

としては、利用者の負担が重くならないように軽減対策をとった。

り、平成二十一年の政権交代もあって総合的に見直しされることになった。 しかし、 障害者自立支援法の実施をめぐって利用者負担や施設運営のあり方、従事者への処遇などの問題があ

第五節 障がい者(児)福祉

第六節 国民健康保険と国民年金

一. 市民の健康を支える医療制度

険に先立つ昭和三十四年四月に、保険者、市内の会社などでの健康保険やその他の医療保険に加入できない市民 を被保険者として、世帯主七割、 制度拡充に向けて 本市の国民健康保険(以下「国保」という)は、昭和三十六(一九六一)年の国民皆保 家族五割の給付率をもって開始された。翌昭和三十八年からは、世帯主八割

実施して六年後の昭和四十年においては、 国保加入世帯は約五三〇〇世帯で本市の全世帯での加入率は約

家族六割へと給付割合を引き上げた。

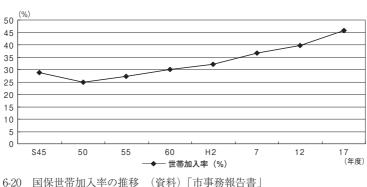
三〇%、被保険者数は一万三四〇〇人で市民の加入率は約二〇%程度であった。

費の本人負担分を全額助成することにした。さらに、 昭和四十五年には、他市に先がけて高齢者に対し一定の規準を設けて、国保加入者に限らずすべての保険医療 助産制度を設け低所得階層が安心して出産できるよう配慮

するなど、育児手当や葬祭費などの任意給付も行なった。

の負担軽減に多大の効果をあげた。また、心身障害者(児)医療費助成制度を創設し、保健、福祉の向上や増進 の老人を対象として、本人の所得による制限はあったが、大幅な拡充を行ない老後生活への安心感と扶養義務者

昭和四十七年には、老人医療給付制度の改正を行ない、七〇歳以上(ねたきり老人については、六五歳以上)



国保世帯加入率の推移 (資料) 「市事務報告書」

歓迎された。

費給付制度についても対象範囲を広げた。乳児(○歳)医療費給付制度に に、所得制限を撤廃するなどにより同制度を拡充し、高齢者が安心して治 老人医療費給付制度の対象年齢を七○歳から六七歳に引き下げるととも 成制度」が実施されるようになり、昭和四十八年一月より老人福祉法によ 図ることを目的として創設された。この制度は、子どもを育てる親からは ついては、乳児のすこやかな育成と保健の向上をめざし医療保険の充実を 療が受けられるようにした。創設後一年を経過した心身障害者 る「老人医療支給制度」が始められた。これに伴って、本市においては、 やがて本市に限らず、 各地方自治体においても「老人医療費公費負担助

(児)

医療

を図った。

者の治療に伴う高額な自己負担を一定カバーすることとした。昭和五十年 下げた。 はこの年より、 あいまって老人医療制度の年齢制限を六七歳から六五歳へとさらに引き 続く昭和四十九年には、 高額療養費は昭和五十年より給付されることになったが、 任意給付として高額療養費制度を七月から採用し、 高年齢者の保護と医療を守るため、 県の施策と 本市で 被保険

第六章

には、

国保加入世帯は約六四〇〇世帯で加入率は二五%、

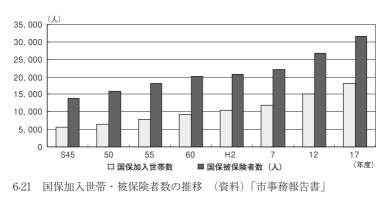
一万五八〇〇人で加入率は二一%となり、

世帯、

被保険者ともに数が

海加

被保険者数は



て、

制度の拡充を行なった。

< していった。 アと高齢化は国保世帯を増やしていくことになった。 昭 十月から母子家庭に対する医療費の公費負担制度も新たに発足させ 和 五十四年には、 6 - 20や6 - 21のとおり、 高齢者、 障がい者、 核家族の推移、 乳児への医療費助成だけでな 現役世代のリタイ

厚生年金や共済年金などに二十年以上加入するなどにより、 など財政改革を推進した。 どに対する国の法定負担割合を一律・暫定的に一○%引き下げる案を出す 昭和五十九(一九八四) 人医療の対象となるまでの間、 の受給開始年齢以上の被保険者と被扶養者に対して、老人保健法による老 同 国保財政は厳しく 年、 健康保険法が改正され、 年八月に予算の概算要求に際して、 財政事情が厳しくなり、 会社員や公務員などが加入する被用者保険 退職者医療制度が導入された。これは、 国は財政難を理由として 老齢年金など 生活保護費な

の拠出金と本人の保険料で賄うとする制度である。この制度は、高齢者や

四四二

低所得者の多い国保と被用者保険の負担の公平化を図ることが目的であった。

六年に保険年金課が所管する老人保健医療および福祉医療助成事務、国民年金事務、児童手当支給事務のオンラ 平成四 (一九九二) 年、 国民年金や国民健康保険事務においても事務の OA 化が三年計画で実施され、 平成

インシステムが完成した。

別会計では、 平成七年は、本市にとって、歴史上かつてない大震災に遭遇した年だった。これが財政にも大きく影響し、 国民健康保険事業および老人保健医療事業特別会計が赤字となり、実質収支は赤字となった。 特

係る給付率八割を十二月一日から国並に七割に改定した。保険料については、給付率の改定による自己負担が増 えたことも考慮し、平成九年度と同じ保険料率になるよう据えおくことした。 そのため、 平成十年度においては、国民健康保険事業の健全な運営を維持するため、一般被保険者の世帯主に

ける制度を創設し少子化対策を進めた。 出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に、二四万円を限度として、出産に要する費用を貸し付 そして、平成十三年十月一日から、三歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を二割とした。また、平成十四年より 費に係る助成について、一部自己負担を導入の上、対象年齢を○歳から六歳 負担金助成を同年七月から県の所得基準に上乗せをして実施した。さらに、平成十三年には、乳幼児の通院医療 平成十一年には、本市における少子化対策の一環として、三歳以上六歳未満の幼児の入院に係る医療費の一部 (従前は○歳~三歳)に拡大した。

同年には老人保健法が改正され、対象年齢が七五歳以上に引き上げられ、自己負担は定額負担から一割の負担

国民健康保険と国民年金

金の割合を一割 になった。これにより、本市においては、七〇歳以上になる高齢者で老人保健法の適用を受けない者の一部負担 (一定以上の所得を有する者は二割)に改めたため、負担増となった高齢者が一部で現れ

三万一六七三人で加入率は三四・二%となった。国保世帯の増加傾向は続いているが、 平成十九年度における、 国保加入世帯は一万八七五八世帯で加入率は四五・九%、 退職者の増加と高齢 被保険者数は

本市では、一人あたりの受診回数は多いが、通院日数は他市と比較して少ない。すなわち、病気を放置するこ

進行、少人数世帯の増加などがその背景となっている。

程度であり、 ければならない。 出が多くなり、 料額が比較的高いのは、本市では高所得者が比較的多いからである。 となく早期に受診を行ない、 他都市と比較すると低いことは特筆すべきことだが、滞納世帯を減らし収納率を上げる努力をする 県全体の保険料の滞納率は約一八% 般財源からの持ち出しは避けられない状況にあり、 短期間で治癒させるという傾向がみられる。保険料収入に占める所得割による保険 (平成十九年)であるが、本市の保険料の滞納率は一○% 国保財政においては、保険料収入よりも歳 今後とも適正な受診を行なうよう奨励しな

歳以上のすべての高齢者 つくる後期高齢者医療広域連合が保険者である。高齢社会においてはさまざまな医療ニーズを抱える国保加入者 た。高齢者の心身の特性などに応じて、現役世代とは別の新たな診療報酬体系とする医療保険制度である。 (六五歳からは寝たきり者を対象) が被保険者であり、 都道府県を単位とした市町 七五

増加し続ける高齢者と医療費の増加に対応するため「後期高齢者医療制度」が

始まっ

必要がある。

平成二十年四月より、

が増加することになる。後期高齢者医療制度については、多くの問題点が指摘され法改正が検討されているとこ

ろである。 高齢社会にふさわしい医療制度のあり方が問われる時代を迎えている。

市民の暮らしを支える年金制度

同年十一月より保険料を負担できなかった人に対する無拠出の福祉年金の支給が始まった。拠出制の国民年金は 厚生・共済者年金と別立てでスタート 国民年金法は、昭和三十四(一九五九)年に公布された。そして、

が、実施事務は市町村に委任されたので本市においては、まず福祉事務所国民年金係を窓口として事務を進め、

昭和三十六年四月より施行され、同時に保険料の徴収が開始された。国民年金は、政府が管掌し運営責任を負う

昭和三十八年の機構改革により保険年金課を新設した。

学生、公的年金受給者などは、 者、商店や零細企業などの従業員、無職者などを強制加入の対象者としたが、公的年金加入者の妻、 国民年金は、厚生年金や共済年金などの公的年金の適用を受けない、主として二○歳以上六○歳未満の自営業 強制加入の対象とはならず任意加入であった。また、当時六○歳を超えて明治 間部 0

三十九(一九〇六)年四月二日以降に生まれた人は、希望すれば「五年年金」、「一〇年年金」に加入できた。

時職員を採用して戸別訪問を行なうとともに、市広報やチラシを利用して国民年金の趣旨の徹底を図った。 民年金の資格が取得できるため、 昭和四十年当時の保険料は、三五歳未満で月額一〇〇円、三五歳以上で一五〇円であったが、申請によって国 申請を行なわない未届者は多く、 6-22のように、その適用の促進のために臨

国民健康保険と国民年金 四四五

年国金民 掛け金はじまる

順に逐次お渡ししています。 国民年金三帳は加入届けをされた 料の納めかたは次のとおりです。 掛け金がはじまっています。保険 匹月一日からいよいよ国民年金の 保険料納付は年金印紙 (2)年金日紙は、市内の「国民年金 ことになります (3)年金印紙を三級のきめられた場 こ店などで購入してください。 日紙売別所」の表示のあるたは

自保険料は、国民年金印紙を買い

手帳に貼ることによって納めた

紙を購入した店が、市役所年金

所に貼り、三カ号分がすめば印

小保険料は満三十五歳以上の方が れを繰り返していただくわけで 係へその手帳を届けてくれま 従って将来とも、三カ月毎にア った店にお返ししておきます。 係で換印の後、お預けにな

者

おられない方は、至急届け出てく まだこの年金の加入届けを出して たさい。みんなが不安のない将来 このほかで不審の点があれば、 月一五〇円で、満三十五蔵宋満 市福祉事務所内の国民年会保 (電空二二一内顔瀬)へお開 芦屋市広報 昭和36年4月5日号

の方が月一〇〇円です。

い合わせください。

出年金の福祉年金 された。また、 が、 ては所得制限があったが、 昭和四十一年改定で「夫婦で一万円年金」という水準が設定 制度発足時に納付対象とはならなかった人につい (老齢、 保険料を納めなくても支給される無拠 障害、母子)があった。

給規制に代わって「市民福祉年金条例」を制定し、 の敬老金の支給を行なってきたが、 本市においては、独自に障がい者(児)への扶助料や高齢者 (児) への年金支給への拡大、 所得制限の緩和を図って、これ 昭和四十年には、 知的障が 従来の支

は、条例の改正を行ない、新たに母子年金を新設するとともに、 所得制限の撤廃、 緩和を図り対象受益者を拡大した。

らの人に対する生活向上と福祉の増進に寄与した。また、翌年に

老齢年金は保険料を二十五年間以上納付しないと支給されず、

あった。しかし、これではこの間に高齢者となった人に対する所 要件を満たして支給が始まるのは、 制度上昭和五十六年からで

6-22

のためにせび加入されますよう。

得保障ができないため、昭和四十五年には、「五年年金」の支給

年金を受給するには一定期間保険料を納めなければならない

が開始された。昭和四十八年には、いずれの公的年金にも加入できない「谷間の老人」に対する救済措置とし 五十年には、「十年年金」の支給が開始され、高齢者への所得保障が図られた。また、市民福祉年金のそれぞれに て「老齢特別給付金」が新設された。この年には、年金額の消費者物価スライド制も導入された。そして、昭和

ついても、所得制限の緩和と給付額を増額するなど受給者の生活向上に役立てた。

ある。もう一つは、障害福祉年金受給者を障害基礎年金へと移行させたことである。これにより障害福祉年金者 意加入であり無年金者となりがちであったが、これを第三号被保険者として強制加入させて救済を図ったことで せる基礎年金として再編され、現行の年金制度が始まった。公務員や会社員などの共済年金や厚生年金は基礎年 歳からの障害基礎年金の対象とした。こうして、国民年金は、旧法による国民年金の受給者は年々減少していく の受給額は大幅に増えることになった。また、二〇歳未満で障がい者になった人にも無拠出者ではあるが、二〇 なった。基礎年金で、大きく変わったことの一つは、女性の年金権の向上である。それまでは、被用者の妻は任 金に上乗せされる年金として別立てで支給されることになり、それまでの年金は旧法として区別されるように 代わって基礎年金による受給者が増加するようになった。 昭和六十一(一九八六)年四月より、年金制度はすべての年金の基礎部分の給付を共通さ

れ、支給額の改定と所得制限が設けられるようになった。 本市独自の「市民福祉年金条例」は、平成元(一九八九)年四月一日より「芦屋市福祉年金条例」へと変更さ

平成三年には、二〇歳以上の学生については、強制加入の対象外となっていたが、無年金となる障がい学生の

四四七

国民健康保険と国民年金

0 題 が 顕 ては不評で、 在化して、 また、 第一号被保険者として強制加入となった。 未届者も少なくはなく、 平成十二年の年金制 しかし、 度 無収入の学生から保険料を徴収すること 0 改定により 学生: 納 付特 例 制 度が

設け

られるようになり、 本市にお W ても制度の周知を行ない手続きの促進を勧奨した。

年金係からの お知らせ

民年金は、

玉

民

0

最

低

限

0

者)の扶養配偶者で20歳以上60歳未満のかた 6-23 国民年金事務変更のお知らせ

*第3号被保険者:厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険

4月から 第3号被保険者は社会保険事務所で

国民年金第3号被保険者に関する届け出は、4月から

は配偶者が勤務する事業主を経由して社会保険事務所へ

届け出等を行います。また、第3号被保険者のかたや、

過去に第3号被保険者期間のあるかたの年金の相談、請

求手続についても社会保険事務所で行います。 芦屋市の管轄の社会保険事務所は、西宮社会保険事務

所(西宮市津門大箇町6-8 ☎0798-33-1285)です。

広報あしや 平成14年2月1日号

所得保障を行なうナショ 料を一 められる医療保障制 方、 括して徴収することもあり、 玉 [民健康保険は自治体を保険者として、 度である。 ナルミニマムのために全国 国民皆保険、 国民年金 皆年金制 0 窓 各地域に応じて給付と負担が決 \Box b 律で実施する制 度が同時に発足し、 玉 民 健 !康保険の保険者で 度であ 保険

ある自治体に設置されていた。

しかし、

玉

民年金

玉

0

制

度であるので、

本市

玉

民年金

0)

運営と管理

は、

西宮社会保険事

務所

が管轄 は

重行政となって

宮社 民年金事務は、 会保険事務所に しかし、 年 金事務 地方分権と行政事務の合理 の民営化に伴い 国民年金に関する情報提供や書類の受付などの事務を残して 順 次移管されることとなった 日本年金機構に事 化に基づい 務 が引き継 6 て、 平成十二年四 23 がれることにな 平 成 一十二年 月よ V) 西 玉

成 13 わ + ゆる 九 年に、 「宙に浮いた」 被 保険 民者の 年金記録 納 付 録 が社会問題となった。これは、 0 管 理 が ずさんだったことが 明 基礎年金 かとな

ŋ

亚

た。

ŋ

所の二本立てであったことなどが原因とされた。年金に不安を感じた市民が窓口に多く訪れたが、 番号導入時のコンピュータへの移行が不十分であったこと、被保険者の納付記録の管理が自治体と社会保険事務 相談に応じる

と共に社会保険事務所へとつないでいった。

が、市民の老後の生活の所得保障ができるような制度としていくためにも、年金制度改革の動向には関心を持っ より、多くの年金保険料の未納付者を生み出している。将来にわたり多くの無年金者が生み出される懸念がある ていかなければならない。 市民の国民年金制度に対する信頼と関心は薄い。また、低所得の市民の保険料負担が困難となるなどの事情に

第七節 保健と健康

には年齢を問わず、全市民が健康を維持する日常の保健および医療体制の充実が不可欠であった。 の建設を進めていくために、市民にとってすこやかでぬくもりのある社会づくりは要件の一つである。このため 本市の将来像である「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」(第三次総合計画・基本構想「将来像」)

第七節 保健と健康

・ 伝染病との戦い

昭和三十(一九五五)年代以前では、伝染病の罹患が市民にとって恐怖であった。そのため、伝染病の発生の

談 保健所を市民の力で盛りたて、市民も自ら健康を守ってほしいという考えから、「芦屋保健協力会」を設立した。 原因ともなる病害虫の駆除班が編成され、ダスターエンジンやヘリコプターにより薬剤を散布した(6‐24)。 市民ならだれでも入会でき、 本市が国際文化住宅都市になるにはまず衛生都市になる必要があるため、昭和二十八年、県立芦屋保健所は、 (随時)、寄生虫卵検査(年二回)、X線写真間接撮影(年一回)などを無料で受けられた。 会員は年一〇〇円(世帯主)の会費、家族は一人に付き年五〇円で、 一般健康相



6-24 蚊・ハエ撲滅運動

関との密接な連携を行なった。 保全に万全を期し、 じて、発生の原因となる害虫除去の薬の散布、 するため、「芦屋環境衛生協会」が設立された。この芦屋環境衛生協会を通 家庭への配布、 また、昭和三十年、 種痘や腸チフスなどの予防接種の普及など生活環境衛 市民の一層の保健思想の高揚を図るとともに、 県の防疫課、 保健所などとの関係機関の連絡を密に 環境浄化に役立つ薬品の各 医療機 生

生数は昭和三十八年五六人、昭和三十九年四〇人、昭和四十年には一七 その結果、 本市の伝染病 (赤痢、 猩紅熱、 ジフテリア、 日本脳炎 の発



旅行に行った際、

め、予防対策に重点をおき、予防接種の一層の推進を図った。

なお、昭和三十四年十二月、県立芦屋高校二年生、五一三人が南九州に修学

集団赤痢に罹った。保菌者は約四割の二一九人に達し、

精道

減少の一途をたどった。また、

人、そして、昭和四十三年には四人と激減した。このように伝染病の発生数は

日本脳炎は特定季節に多発する現象があったた

6-25 移動検診車

一週間、

病院および近隣の病院に収容し治療を行なった。また、残りの二年生全員が約

登校停止となり自宅待機するなど二次感染防止対策を行なった。



6-26 芦屋市保健センター

一・まちの清潔と市民の健康

タートさせた。 問題として浮上した。そこで市としては昭和四十一年から胃の集団検診をス 的に取り上げた。このため、 活上での不快感、 工撲滅対策推進会議」を設置し、 集団検診 まちの清潔 法定伝染病が収束した頃から、胃がんなどの成人病が社会的な 迷惑感の除去などをスローガンに蚊、ハエの撲滅対策を重点 昭和四十二(一九六七)年には、市民に関心の高い、 市民および学識経験者も参加する「芦屋市カ・ハ 積極的に病害虫駆除を実施した。 日常生

四五二

らは移動健康検診車 この胃の集団検診はがんの早期発見、早期治療に多大の効果を発揮することができた。また、 市民の健康管理に大きな成果をあげた。 (6-25)による機動性を生かして結核検診をはじめ、子宮ガン検診、成人病対策などに幅 昭和四十三年か

三. 総合的な健康管理センターの開設

ター」を元の精道村役場に開設し、 昭和四十六(一九七一)年には、 健康相談、 市民の健康管理を推進するため、近隣の市町村に先がけて「芦屋市健康セン 健康教室、 健康講演会などを積極的に開催した

め、 屋市医師会、 合的な健康管理センターとなっている。 昭和五十六年五月には、「芦屋市保健センター」(6 - 26) として公光町に開設した。芦屋市保健センターは、 病気の早期発見に努め、各種健診事業および介護予防のための健康教育および健康相談を行ない、 芦屋市歯科医師会などの協力により、子どもから高齢者まで市民の健康を一層、 保持増進するた 市民の総 挡

しかなどのベニ万三六六六人、胃の集団検診は一二七九人、胸部検診は二七九一人、循環器検診は一○○四人、 昭和五十六年度の予防接種実施状況はインフルエンザ、 日本脳炎、二種・三種混合、 ポリオ (小児マヒ)、は

乳がん検診は七六一人、子宮がん検診は八三〇人など多くの市民が利用した。

ため、芦屋市医師会と委託契約を結び、健康調査を実施した。慢性気管支炎、喘息、肺がんなどについて市内 また、昭和四十四年頃から本市を横断する国道四三号での大気汚染による健康への影響が大きな問題となった

三七診療所の患者を対象に調査した結果、

国道四三号に面しない、

翠ケ丘町、

親王塚町や茶屋之町などに患者が

· 予防接種

・胃の集団検診 · 循環器検診

·胸部検診

·成人病 ・乳がん検診

・子宮がん検診

· 健康相談

· 婦人健康診査

開設当時(昭和56年)の芦屋市保健センターの主な事業 「成人・老人保健事業」

主な事業	主な内容・備考
健康診査事業	健康チェック(35歳以上)、特定健康診査(生活習慣病の早期発見に重点)、介護予防健診(65歳以上)、長寿医療制度に基づく健康診査、肝炎ウィルス検査、前立腺がん検診、アスベスト検診、巡回市民健診、骨粗しょう症・胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診、事業所健診(予約制)
健康教育事業	健康講座、GOODバランスアップ教室、生活習慣みなおし 教室、健康チャレンジ教室、げんき度健診、健康大学
健康相談事業	歯の無料相談と健診、健康相談、保健相談、栄養相談
訪問指導事業	在宅寝たきり予防訪問指導、在宅寝たきり歯科訪問指導
難病患者等居宅 生活支援事業	ホームヘルプサービス、日常生活用具給付、短期入所(ショートステイ)
健康手帳交付事業	40歳以上の市民に交付
障がい者歯科治療・相談	障がいのある人の歯の治療や相談

「母子保健事業」

主な事業	主な内容・備考
妊婦健康診査費助成事業	前後期を問わず、14回までの受診に対し1日5000円を限度に助成
健康診査事業	4か月·10か月·1歳6か月·3歳児健診、アレルギー健診
訪問指導事業	妊婦訪問、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん
機能訓練	めだか水泳教室(喘息の既往のある4.5歳児、1~3年生)
健康教育事業	プレおやパパママ教室、プレおや沐浴教室、Let'sエンジョイ マタニティクッキング、GOODバランスアップ教室、もぐもぐ離 乳食教室、幼児の食事とおやつの教室、アレルギー教室
健康相談事業	妊娠お産母乳の相談室、育児相談、まねっこ(保護者同士の交流)、アレルギー離乳食相談
母子健康手帳の交付事業	医療機関で妊娠と認められた方に交付

「予防接種事業」

時期·種類	接種名
乳幼児期	ポリオ (集団接種): 小児マヒ BCG (集団接種): 結核 三種混合 (個別接種): ジフテリア、破傷風、百日咳 MR 混合 (個別接種): 麻疹、風疹 注:日本脳炎は現在、中止している。
学童期	二種混合 (個別接種):ジフテリア、破傷風
高齢者	インフルエンザ

平成21年の芦屋市保健センターの主な事業

6-27 芦屋市保健センターの主な事業

四五.

生涯を楽しくすこやかに過ごせるよう、

医師、

歯科医師

平成二十一(二〇〇九)年では、子どもから高齢者まで

歯科衛生士、



子どものフロア 6-29

フロアー名	主な内容
健 根 談 フロア	・内科の健康相談 ・歯の健康相談と歯磨き指導 ・お薬の相談
食生活 フロア	・バランスの良い料理の実物展示 ・キノコご飯(試食コーナー)
健 康 づくア	・食事指導と写真展示 ・エネルギー、水分量の計算と相談 ・血圧測定、骨密度測定 ・健康相談
子供の フロア	・エンジョイ!キッズ広場2005 ・親子体操・ファミリーヨガ
福祉のフロア	・からだバランスチェック ・介護予防トレーニング ・ハートフル福祉公社の事業紹介
すこやか 講 万 ロ ア	・健康増進プログラム体力測定 ・肺がんについて ・アトピー性皮膚炎および化粧品 かぶれなどの皮膚炎に対するス テロイドの使い方

6-28 第26回あしや健康福祉フェアー

市民の健康管理の正に中核となっている。

サービスの内容は市内の在住・在勤者のニーズに応じて

タッフが協力していろいろな保健サービスを提供しており

薬剤師、看護師、保健師、栄養士など専門ス

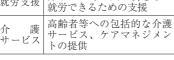
予防についても健診や健康教育などを通して力を入れてい る。平成二十一年の芦屋市保健センターの主な事業は 習慣病の原因といわれているメタボリックシンドロームの 年々きめ細かく、変更や追加がされてきた。さらに、生活 人・老人保健事業」、「母子保健事業」そして「予防接種事

「成

と、時代のニーズの変遷がよくわかる(6-27)。 から「あしや健康展」が、市民の健康を啓蒙する一環とし 昭和五十六年の開設当時の保健サービスと比較してみる なお、昭和五十六年に芦屋市保健センターが開設されて

業」であり、総合的な保健サービスが実施されている。

相 談	福祉・保健・介護などに関 する相談
情報発信	福祉に関する情報、独自事 業の展開、啓発活動
保 健・リハビリ	健康増進や健康づくり、子 どもの障がい機能訓練
活動拠点	福祉団体やボランティアな どのグループ活動
文化·交流	市民のふれあいや交流事業。障がいや認知症のある 人への支援
子 育 て 支 援	子育て中の親子の相談、親子 同士の交流・情報交換など
就労支援	障がいのある人が安心して 就労できるための支援
介 サービス	高齢者等への包括的な介護 サービス、ケアマネジメン トの提供





6-30 保健福祉センター

保健福祉センターの8つの機能 6-31

ずみ会、芦屋市医師会、 に、あしや健康福祉フェアー実行委員会の主催で、芦屋 ては、「つなげよう健康習慣 (平成十八年) まで行なわれた。 ちなみに、第二六回「あしや健康福祉フェアー」 芦屋市歯科医師会、 次世代へ」をメインテー

K お には、「あしや健康福祉フェアー」と改名され、

て、毎年開催された。そして、

市制五十周年

(平成二年) 以降二六回

年七月に呉川町にオープンした(6‐30)。同センターは 的な拠点である、「芦屋市保健福祉センター」 「保健センター」・「福祉センター」・「歯科センター」の三 また、市民から長年、待望されていた保健・福祉の総合 が平成二十二

月二日に芦屋市保健センターおよび芦屋市医師会医療セン 会、芦屋栄養士会などの協力で、6-28・29の内容で十二

芦屋市薬剤師

ターで行なわれた。

つの施設で構成する複合施設で、 (6-31) があり、今後の本市の保健・福祉の拠点として 同センターに八つの機能

四五 π

の役割が期待されている。

四.阪神・淡路大震災時の保健と健康

浜南、高浜北、中央公園、呉川)建設された。各ふれあいセンターを拠点に保健婦が中心となり、 平成八年に、コミュニティ形成の場やボランティア活動の拠点として「ふれあいセンター」が市内に四か所 障がい者が多く占めた。不自由で、孤独な生活を余儀なくされる人、一人暮らしの中高年入居者、 ろのケアセンターの職員と協力して毎月定期的に相談を実施できるよう保健活動をスタートさせた。 よって閉じこもりがちの人々へのよりきめ細かい援助が必要となった。そのために、市・県の保健婦を増員し、 康づくり対策の取り組み 震災直後、平成七(一九九五)年三月から入居が始まった仮設住宅は高齢者や 栄養士、 環境の変化に (高

者などの癒しの場として大きな役割を果たした。 助け合う機会が持てるようになった。なお、呉川町のあしや温泉は、仮設住宅に住む市民をはじめ、一般の被災 このような定期的に健康相談を実施することにより市民と市の職員や医療スタッフが接する機会や市民同士が

また、平成八年、九年、十年と被災者の健康調査を市・県合同で三回実施して、新たな個別の要観察者を把握

し対応を充実させていった。

健だより、を作成し各戸に配布し、健康的な生活をおくるための啓蒙を行なった。 その後、 年四回 (市が春と秋、 県が夏と冬に担当)各シーズンに応じた健康情報を提供することを目的に、保

震災後四年間の取り組み状況(平成八~十一年)

(1)健康相談件数

仮設住宅や復興住宅への転居により、体やこころの調子を崩すことが多く、こうした環境の変化に対応するた

めに、気軽に相談できるよう場所や雰囲気を変える工夫がされた。

平成八(一九九六)年度では本市・県あわせて実施回数一五四回、のべ参加者数一三二七人であった。以降、

年を経るごとに減少し平成十一年度では四九回、五二四人であった。これらの実態が把握できたことにより、こ

のような悩みを解決するため、保健・福祉・医療が連携し対応した。

(2)訪問指導内容と指導件数

平成七年度は全戸訪問を行なったが、全世帯のうちの六割近くが何らかの健康問題を持っていた。そこで平成

八年度からは要観察者などを中心に戸別訪問を行なった。

疾病別では、約半数が生活習慣病(高血圧症、心疾患、糖尿病など)であった。また、腰痛、 関節痛など震災

の後遺症を含む整形外科疾患や精神疾患、アルコール障害なども多かった。精神疾患は平成八年度(一九六件)

から年を追って増え、平成十一年度では四八三件と大幅に増加した。

断した人、受診しても服薬管理ができないなど自己管理の困難な被災者もいた。 医療受診等健康管理状況については、戸別訪問したなかで約二〇%の人々が未受診であった。受診が困難や中

第七節 保健と健康

(3)巡回市民健康診査とその対応

平成八年から三年間の受診結果をみると、受診者合計三一四人中、検査では異常なしが三三人(一○・五%)、

栄養や運動などの面で継続的に指導が必要な人が一四九人(四七・五%)、治療を要する人が一三二人

(四二・〇%)であり、 約九割が異常ありという結果であった。

したり、献立のレシピを用意したりするなど市民の要望にできるだけこたえるようにした。 を聞くなかで、健康相談時には一鍋でできて簡単でバランスの取れたおいしい献立一から二品を試食として提供 狭い仮設住宅のなかで「一口コンロと、狭い流しではなかなか調理する気がしない」などといわれる市民の声

象に、県と市のコミュニティプラザで月二回〝ふれあい食事会〞を開催した。 平成九年からはふれあいセンターからの要望で、料理教室を開催。また、平成十年からは公営住宅の住民を対

栄養相談の実施回数は市と県をあわせて平成八から十一年の四年間で二七五回、のべ参加者数は三七四七人で

あり、 市民の栄養に対する関心の高さが伺われた。

(5)被災世帯などでの健康調査の実施

平成八から十年度まで年一回実施された。方法は市と県の保健婦による面接および郵送または回

収箱による回収を行なった。

被災者の心身の健康状態を把握するとともにその変化やニーズを確認し、健康的な生活を送っていくための生

単位:% 仮設住宅 32.5 19.1 63.8 7.8

阪神・淡路大震災

者については、

活支援対策を検討する重要なデータが得られた。保健婦などによる援助が必要な被災

個々の状況に基づき家庭訪問や健康相談などできめ細かな支援を行

なった。

仮設住宅においては、 健康意識の改善、 逆に悪化傾向がみられた。 飲酒についても正常飲酒が増えるなど改善がみら

れたが、 この調査では、

·般住宅

23.4

16.3

49.5

5.2

被災世帯等の健康調査結果

『復興への歩み 芦屋市の記録Ⅱ』

復興住宅

31.7

14.3

55.9

6.2

②こころの健康問題については、PTSS10 (六点以上) ①健康意識については、 例えば、平成九年度の本市の調査結果は6-あまり良くない、良くないを計上。 32のとおりである。

を計上。PTSS10は

PTSD(心的外傷後ストレス障害) の状況をみる指標。

③疾病の有無については、有りの数

、KAST:久里浜式アルコール依存症スクリーニングテスト)については、KAST 0点以上を計

(6)精神保健福祉相談事業について

④飲酒

①健康意識

②こころの健康問題

③疾病の有無

上。

おさまった後も、 ĺ 成七年八月に震災後のこころのケア活動を目的に精神保健福祉相談事業として「あしやこころのケアセン が開設され、 住居の問題をはじめとする大きな生活の変化から、PTSD(心的外傷後ストレス障害)などの 保健所と連動して活動を行なうことになった。 震災初期のさまざまなストレス関連の症状が

四 五 九

第七節

保

健 لح

健

康

やすいなど)・暴力、粗暴行為、 幻覚・妄想、支離滅裂、奇受診不能に伴う医療機関の相談不安、イライラ、恐怖、不眠 うつ状態 高齢者関係 家族関係の問題 無気力、 幻覚・妄想、支離滅裂、 死にたい、 (認知障害、 便秘、 迷惑行為 不眠、 行動異常など だる 食欲 妙 r, な 不振 疲 言 動 n

ケア

ハウス

「浜風の家」

の誕生

あしやこころのケアセンター症状別相談内容)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95~ '96 '96] こころのケアを必要とする被災者のフォ 高齢者の閉じこもり予防や、 安否確 認 口 1 中 が重要視された。 高年者の 7 ル

コ

ま 1

ル関連問題へ の対応などの支援が求められた。

精神保健相談および訪問指導ののべ人数は平成八年、 平 成 九年、 一七三一人、 平成十年、 一七六〇人、 平 成十 六一

語 0 てい

年、

九三五人と年々増えていることは、こころの傷の深さを物

相談内容は、 主症状別に整理すると6-33のとおりであった。

ている問題 のように一あしやこころのケアセンター」 の把握とメンタルヘルスネットワークづくり、 は地域住 民の抱え カウン

援など大きな役割を果たした。

セリングを中心とした活動、

精神障がい者の社会復帰のため

0

支

6-33 (出典)

震災で両親を失った子どもは、

本市では一人(全体では一一三人)、

()

ず

れかの親を失った子どもは、一〇人(全体では五二八人)であった。

必要であると考えた作家藤本義一氏は、 瞬のうちに失った子どもたちのために今後、 医師、 建築士、 報道関係者などとともに平成十一(一九九九)年、 日常的 組織 的 長期的に ケアをしてい 場 が



いる。

6-34 浜風の家

厚生施設「浜風の家」(6-34)を浜風町に設立した。

PR などにより、利用者は増えていき、こころのケアハウスとして定着して り、開設した当初は利用者は少なかったが、地元説明会、マス・メディアへの ·浜風の家」は ´こころのケア、 をうたったユニークな福祉施設の誕生であ

第八節 医療の体制

あり、市民としての権利でもある。そのために、年代とともに変化する、市民の多様な医療ニーズや健康管理に こたえるために、さまざまな体制および施策を計画し、実施してきた。 健康に生きる、そして病気になった時は、いつでも、適切な医療機関で治療を受けることは市民が願うことで

市立芦屋病院(以下市民病院という)の変遷

市民の健康を守る基幹医療施設として、市民病院がある。

に朝日ケ丘町に開設された(6-35)。 民病院は、 医療水準の向上と、多様化・高度化する医療ニーズにこたえるために昭和二十七(一九五二)

開設された。その後、整備・改修工事を行ない、医療の充実を図り、 六一、結核八三)、内科、 当時は内科、 外科と放射線科の三科、病床数四四床で診療を開始したが、のちに結核病棟、 小児科、外科、産婦人科、放射線科、麻酔科、 昭和四十五年には病床数二四四床 泌尿器科、歯科 (口腔外科) などを 伝染病隔離病舎も (一般

擁する総合病院となった。また昭和五十年には眼科を開設した。



開設当時

者の総意を得て選定し、 かりつけ医から患者の紹介を受ける専門医療機関としての基幹病院を、 のネットワークの構築をめざして県は「地域安心拠点構想」を作成した。それには、か また、身近な生活圏における地域の人々の安心の拠り所となる場、 市民病院では、この趣旨をふまえ、平成九(一九九七)年に院内に「地域連携室」を 医療機関相互の連携を推進することが示されている。 仕組み、さらにそ 地域の医療関係

設置、 開業医からの紹介患者の受け入れ、治療後の患者の開業医への送り出しを行なっ

てきた。

(開設当時=昭和27年)	(平成21年時)
· 病床数: 44· 診療科: 内科、外科、放射線科· 職員数:	・病床数:199 ・診療科:内科、腫瘍内科、小児科、外科、泌尿器科、産婦人科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、皮膚科など ・職員数:179人(医師25人) ・救急告示指定期間(内科、小児科) ・高度医療機器:CT、MRIなど

人であった。

6-36 市民病院の診察科の変遷

なり、

市民の健康管理体制が一層充実した。

や運営について検討を加え、経営改善に取り組んできた。 く「今後の市立芦屋病院あり方検討委員会」を設置、病院の規模、 平成十八年には芦屋薬剤師会とのタイアップにより、全面的に医薬分業に 経営形態

一方では、新しい試みとして、平成十八年から病院の敷地内に歯科 口腔 ての役割を担ってきた。

ちなみに、平成十年の救急患者数は入院五七八人、外来三四六七人の合計

告示指定病院の指定を受け、休日、夜間の救急患者を受け入れ基幹病院とし

をめざす本院としては救急指定を受けるべく調整を進め、平成十年に、

療)を行なっていたが、救急指定告示は受けていなかった。

地域の中核病院

救急

従来から、内科および小児科の二次救急(中等症から重症患者の救急医

四〇四五人。平成十一年は、入院五九五人、外来四〇二〇人の合計四六一五

また、本院が地域の中核病院として位置づけられていることから、 院内に

応急医療に必要な医薬品および資器材などの備蓄を行なっている。

平成十四年には開設五十周年を迎えたが、構造的な赤字体質から脱却すべ

外科および泌尿器科を芦屋メディカルコミュニティ (院内開設診療所)として開設し、 医療サービスの活性化を

図った。

ランティアが継続して行ない、 そのほか、震災後にはロビーに黄色いピアノを設置し、毎月マチネーコンサート(お昼の音楽会)を有志のボ 病院を訪れる市民の癒しの場とした。また、市民に親しまれる、身近な病院をめ

ざして〝芦屋病院公開講座〞を開催してきた。

酔科などが開設されており、 平成二十一年では、内科・腫瘍内科、 Μ R (磁気共鳴断層撮影装置)など高度医療設備を持つ中核病院 小児科、 外科、 産婦人科、 眼科、 耳鼻咽喉科、 整形外科、 (病床数一九九 放射線科や麻

床)となっている(6-36)。 夕



6-37

医療体制の移りか わり

剤師会」など、 を日常的に支えているのが かかりつけ医、 「芦屋市医師会」、「芦屋市歯科医師会」、「芦屋 かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局の地

市民の健康を守る医療体制として、市民の健康

師会に所属したのが芦屋市医師会の原点である。 (1)芦屋市医師会 大正八(一九一九年)年一二人の開業医で武庫郡医

管理医師) そして、昭和十六(一九四一)年に芦屋市医師会が発足した。平成二十(二〇〇八)年四月時点で A会員 一〇〇人、B会員 (勤務医師) 六二人の合計一六二人となり、市民の「かかりつけ医」としてきめ

細かい地域医療活動を展開してきた。

また、 市民の健康に対する啓蒙活動の一環として、芦屋市と芦屋市医師会の共催で、 昭和五十二年より実施

ている「健康大学」や「各種健康教室」は年々参加者が増えている。

光町に完成し、 設立五十周年を迎えた平成九年には、新しい芦屋市医師会医療センター(6-37)および休日応急診療所が公 市民のための医療、 保健、 福祉や生涯教育などの活動拠点となるものと期待されている。

(2)芦屋市歯科医師会 芦屋市歯科医師会は昭和二十二(一九四七)年に新生兵庫県歯科医師会の設立を 契機として旧武庫支部より独立した。当時の会員は二〇人程度で

あった。



6-38 芦屋市歯科医師会館

> や養護教諭との協議会が毎年行なわれ、 昭和五十六年には芦屋市学校歯科医会が創立、以降教育委員会 学校歯科健診、 歯科保健

歯の供養、 巡回指導など学校歯科保健充実のため活発に活動した。 また、毎年六月に、 小学二年生を対象としたフッ化物無料塗布、 歯の衛生週間事業として、市民無料健

歯の健康

フェスタなどを行なっている。

第八節 矢 療 0) 体 制

昭和六十一年には歯科医師会館が公光町に完成した。

昭和六十三年から各医院の輪番制で休日診療が開始され、さらに、 同年、 芦屋市保健センターの委託を受け

て、在宅寝たきり老人の訪問診療を始めた。

では、調剤薬局三七店などを中心に病院、診療所や歯科診療所と密接な連携を保ち市民の健康を支えている。 (3) 芦屋市薬剤師会 芦屋市薬剤師会は昭和二十六(一九五一)年に設立された。平成十八(二〇〇六)

になり、 調剤薬局の主な業務である医療用医薬品の調剤や服薬指導などは、平成十八年に市立芦屋病院が全面医薬分業 薬の相談窓口として機能している。

診療所で医師会などと協力して対応したり、学校薬剤師会として、市立中学校・小学校・幼稚園二○校園や県立 高校三校を担当したり、給食衛生検査、飲料水・プール水質検査ほか、照度、空気ダニ検査などにおいて活動し また、芦屋市薬剤師会(兵庫県薬剤師会芦屋支部)は平成十三年に設立五十周年を迎えたがその間、 休日応急

で高度の医療が必要な時に対応している。 る。一次救急医療機関は軽症から中等症、二次は中等症から重症で入院や手術が必要な時、三次は重症から重篤 本市の救急医療体制 救急医療については、 基本的に症状の重さに応じて、医療機関を三段階に分類してい

昭和三十六(一九六一)年より在宅当番制により実施してきたが、初期救急医療体制の充実のため、平成九 また、震災前から休日および夜間に発生する急患への第一次救急については、芦屋市医師会の協力を得て、

区 分	方 式	備考			
第1次	芦屋市立休日応急診療所 (內科·小児科) 在宅当番医制 特殊診療科目	・軽症~中等症の医療 ・日曜、祝日、年末年始の9~17時 ・耳鼻科、眼科については、休日のみ休日夜 間急病診療所(尼崎医療センター)で実施 ・声屋市薬剤師会も調剤薬局として対応			
第2次	病院群輪番制	・中等症~重症者の医療・毎日24時間、毎日交代で当番病院が診療・芦屋、西宮、尼崎の3市での相互診療を実施			
第3次	救命救急センター	・原則として1次からの転送を受け入れ ・重症~重篤者の医療 ・毎日24時間 ・阪神6市1町の広域で実施 ・原則として1次、2次からの転送の受け入れ ・運営協議会(県、6市、1町、兵庫医科大学)			
歯科	休日歯科在宅当番医制	・応急処置 ・日曜、祝日、年末年始の 9 ~ 12 時			

本市の救急医療の体制:平成20年 6-39

急体制の整備が図られ、 きる病院の存在であった。このため、昭和五十四年十月より、 特に要望されたのは休日でも重病または重症患者を紹介・受診で 協力しながら整備されてきた。そのなかで、市民や医師会より、 しての機能も持っている。 スタートし、 その後、二次および三次の救急体制が徐々に近隣の市町と相互 三次救急医療体制についても兵庫医科大学を設置主 病院群輪番制方式による二次救急医療が

救

急的な診療を行なうことが可能になった。運営においては、 九九七)年十一月に休日応急診療所を公光町に開設し、 小児科については、 日曜日、 祝日、年末年始の急病患者の応 芦屋

内

くなって年々、受診者数が増加している。 この休日応急診療所は、 休日応急診療所の設置により、 災害時における地域救急医療の拠点と 在宅当番医制よりも利用しやす している。

市医師会、

芦屋市歯科医師会、

芦屋市薬剤師会などが密接に連携

体とした救命救急センターが完成した。これにより一次から三次

四六八

までの救急医療体制が整備された。なお、平成二十年の救急医療体制は6-39のとおり。

市民病院では、 昭和五十六年に小児科において、また、 昭和六十一年に内科において二次救急がスタートし

三.阪神・淡路大震災時の医療と健康

た。

平成七(一九九五)年一月十七日の阪神・淡路大震災により本市も筆舌に尽くしがたい被害を受けたが、その

災害応急活動がはからずも大きな教訓と経験になった。

会の協力のもとに、精道小学校に救護所を設置した。その後医療関係者の協力を得ながら医科五か所、 市役所に到着した。医師会長、 地震発生直後に市の助役が、芦屋市医師会長に市災害対策本部への参加を要請し、六時三〇分頃に医師会長が 消防長や市関係者は直ちに救護所の設置を決定、午前七時三〇分に、芦屋市医師 歯科一か

できなかったが、スタッフは保健センターに出勤した者が中心となり、その他避難所に避難してきた人のなかか 震災当日は重傷者も多く、次々と救護所に来たので、二四時間体制をとった。応急処置に追われ十分な対応は

精神科一か所の救護所を開設し、救急医療に対応した。

ら医師や看護婦の免許のある者も参加して医療活動を行なった。

救護所は市内の医療機関が順次再開されてきた三月末まで続けられた。

震災当日から約二か月半で、医科五か所で一万二七四三人、歯科一か所で一八五人、精神科一か所で四〇六人

と多くの市民が怪我や病気の治療を受けることができた。

また、市内の医療機関の救護所に並行して、京都府医療支援団、 陸上自衛隊、 日本赤十字社、 姫路市医師会、

福井県医療チーム、岡山班、三重班などの支援も受けた。

ら、また、三月からは医師会の医師と保健センターの保健婦チームを編成して巡回診療を行なった。あわせて、 救護所の設置に続いて、避難所における傷病者のために、 医師と看護婦などで編成したチームで一月二十日か

巡回リハビリや避難所への看護婦の配置などを行なった。

庭への訪問を開始した。 また、保健センターや保健所および他府県からの応援の保健婦、 看護婦などにより避難所の巡回健康相談、 家

査により要援護者を把握した。これにより、保健、 福祉、 医療の連携が図られたことは大きな収穫であった。

(保健、

福祉、

医療)、高齢者、

乳幼児、

障がい者など全数調

さらに、避難所の実態調査を手分けして行ない

震災後の「こころのケア」対策としては、震災直後に芦屋保健所に精神科救護所が開設されたが、市内二か所

で「こころの健康相談」を実施した。

医療・保健活動体制については、災害対策本部に医師会から三人の医師が常駐し電話による情報連絡体制を組

救急医療物資は、市民病院からの補給および県の救援医薬品集積センターから補給された。

また、医薬品の管理および整理については芦屋市薬剤師会の協力を得た。 第八節 医 療 0) 体 制

四七〇

あった。 市民病院は建物、設備については大きな損傷もなく病院として必要最低限の機能が確保できていた。このた 震災発生の直後から病院の職員が総出で救急医療にあたった。また、京都府や大阪市などの医療団の応援も

都府や阪大などの医師の応援派遣も得ることができた。看護婦については、看護婦寮の職員全員が非常招集され 震災当日、当直医三人が対応し、出勤できた医師四人の計七人が診療にあたった。また、市内在住の医師や京

対応した。 また、殺到する外傷患者の臨時の診療場所として、外来棟正面ロビーに総合救急外来を設置し、二十三日まで

救急処置にあたった。

十七から二十四日の八日間の来院患者数は合計六二一人であった。 入院ベットが不足したため、外来棟待合ホール、北病棟デイルーム、 リハビリ訓練室を仮病棟とした。一月

転帰の内訳は死亡五〇人、帰宅二三四人、転院三六人、入院三〇一人であり、震災当日の十七日は合計三二二

人となっている。

協力と連携はもとより、全国からの各団体の温かい支援は将来の災害医療対策面での貴重な力となり、 このように、市内の病院、地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護婦会、保健所などの自主的で、 はからず 積極的な

も今後の有事に活かせる大きな教訓となった。

第九節 保育所と子育て支援

保育所の設立とその推移

に子育てに必要な子どもを預ける場所の確保が必要とされたのもこの時期であった。本市では保育所設置の需要 女性が特に社会に進出するようになったのは、 昭和四十五(一九七〇)年頃からであり、働く女性の増加と共

保育所 認可年月 昭和52年 4月 さくら 芦屋こばと 昭和51年11月 あゆみ 平成14年 4月 平成17年10月 浜風夢 寸 山手夢 平成19年 4月 の定数 た。 誕生した。その後、 が全国的に最も高かった昭和五十年前後に公立が三か所、私立が二か所設立され

本市における保育所の歴史は、 昭和二十七年八月に打出保育所が公立初として

年九月に精道保育所、 昭和五十三年十月岩園保育所、 昭和五十四年五月緑保育

公立保育所は昭和三十四年四月には大東保育所、

昭和四十八

所、 昭和五十七年四月新浜保育所と次々に認可されていった。

私立保育園では、はこぶね保育園が昭和二十六年九月に

(昭和四十七年三月に閉

園 初めて開園され、平成十九年までに五か所が設立認可されてきた(6 - 40

以下のとおりである(6-41)。合計七五六名の乳幼児が保育を受けている。本市 平成十九(二〇〇七)年度の公立私立の施設数および年齢別児童定数の内訳は

第九節 保育所と子育て支援 保育所

精道

打出

岩園 立

新浜

緑

6-40

公 大東 認可年月

昭和48年 9月

昭和34年 4月

昭和53年10月

昭和57年 4月

本市保育所 (園)

8月

昭和27年

昭和54年 5月



第六章 社会福祉の推進









□ 私立

Ŧī.

か所計

か所である。

(人)

■ 公立

1 44

44

43

51

□ 51 45

3 43

および園児定数内訳

立を願う家庭にとって大切なことに国が目を向けたことになる。

しかし、こうした生活と仕事の調和が大切であるといった声や要望

ク・ライフバランス憲章」を策定した。その施策は仕事と子育ての 援対策推進法」が施行された。さらに国は平成十九年十二月に

ワ

85

切実な願いである。平成十七(二〇〇五)年四月には「次世代育成支

仕事と子育てを両立したいと考えている女性にとって

三歳未満児の増加:赤ちゃんホームから乳児保育へ

乳児保育は、

5歳

4歳

3歳

2歳

1歳

0歳

保育所(園)数

る。

玉

[は昭和四十三(一九六八)

年には、

社会情勢の変化から夫婦稼動

世帯の増加と核家族化の影響による乳幼児の保育希望に対処するた

☐ 5 ☐ 6

(園)

(資料)「芦屋の福祉」「芦屋の保健福祉」

年代から女性が働き続け安心して子どもを預け育てることができる場

として居住地に近い場所の乳児保育所の声が年々高まっていたのであ

は、それ以前から存在していた。保育所設立を求める声は、

昭和四

干

の保育所は平成十九年四月時点で、

四七二

私立保育所

公立保育所が六か所、

出して乳児を紹介している。昭和四十四年、公立保育所の定員増加や、赤ちゃんホームの助成を増額し、 保育所乳児施設を増設した。それでも対応できないため、一つの対策として私設赤ちゃんホームに助成金を 保育希

保育園は昭和四十四年、さくら保育園が昭和四十七年、あゆみ保育園が昭和四十三年より実施しており、これら 本市における乳児保育は、認可される以前から赤ちゃんホームとして既に保育が実施されてきた。芦屋こばと

望者への対応を実施していった。

の保育園三か園は昭和五十年代以後に認可された私立保育園(6-40)として新たに出発をしている。

ない、保育所全体では六○名定員を九○名定員として三○名増となった。公立保育所では、開所と同時に乳児保 所では昭和四十六年四月より二歳未満児は一○名から二五名へ、二歳以上児は五○名から六五名へと定員増を行 公立保育所では、これまで受け入れをしていなかった離乳期以後の乳児の定員数の改正が行なわれた。打出保育 公立保育所では、昭和四十四年、乳児保育希望者の増加に伴って乳児室の増築をした。そうしたことにより、

二. 楽しい地域社会づくりと次世代育成支援

育を実施したのは精道保育所で昭和四十八年九月に誕生した。

蔵、文部、厚生、労働、建設、自治六大臣の合意により、「少子化対策推進基本方針」が定められ、 ンゼルプランに引き続き、新エンゼルプランとして「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画につい 国による子育て支援対策と芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 平成十一(一九九九)年十二月、大

四七三

保育所と子育て支援

て」(二○○○~二○○四年度) が策定され実施されるに至った。

新エンゼルプランは、保育では待機児童解消、 保健医療体制の充実、 地域や学校の環境づくり、

両立のための雇用環境整備と支援などが盛り込まれた。

定した。 のため、国は次世代育成支援施策の強化を行ない、「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」を制 しかし、平成十七年度の合計特殊出生率は一・二五となり出生率は急速に低下し、少子化はさらに進んだ。そ

ざすものであり、 支援施策では五カ年計画において国全体で「子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」をめ 前述のエンゼルプラン、新エンゼルプランが保育や子どもの問題が中心であったのに対して、続く次世代育成 若者の自立や共働き家庭の親への積極的な支援等も盛り込まれたものであった。

厚生労働白書 (平成十八年)では少子化の背景を次のとおり指摘している。

- ①長時間労働の風潮が根強いなど、働き方の見直しに関する取り組みが進んでいない。
- ②保育所待機児童がいまだ存在するなど、子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっ

てしたしこと

(3)若者が社会的 経済的に自立し、家庭を築くことが難しい状況となっていること。

子育て支援、③保育、④児童虐待防止対策など子どもの保護・支援の充実と配偶者からの暴力への対策の充実、 以上のことから、次世代育成支援対策に向けた施策として、①仕事と家庭の両立と働き方の見直し、

芦屋市次世代育成支援対策推進法行動計画期間 6-42

本市では「芦屋市児童健全育成計画(エンゼルプラン)」推進本部設置要綱

月、

済的支援の七項目をあげてい

. る

このような国による少子化対策推進基本方針のプランを受けて、平成十一年十

⑤母子家庭等ひとり親家庭への支援、

⑥母子保健施策の推進 (食育を含む)、⑦経

行ない、平成二十二から二十六年度までを後期計画としている(6‐42)。 を目標として平成十七から二十一年度までを前期計画、 推進行動計画」に吸収された。本推進行動計画は、平成十七年から平成 育成計画(エンゼルプラン)」は、新たに策定された「芦屋市次世代育成支援対策 策定された。さらにその後、 国の次世代育成支援施策を受けて、「芦屋市児童健全 平成二十一年に見直しを 二十六年

力を活用した新たな保育所の設置、市立保育所の民営化などを今後の具体的な検 市における保育施設と保育ニーズ 保育行政では、 待機児童の解消、 民間

討課題とした。

け入れは六か所で実施、 た。 受け入れとなっている。 特に平成十三(二〇〇一)年度以降の入所率は一〇〇%を満たし定数を超えた 特別保育事業などでは、 障がい児保育は九か所で、 待機児童も増加し、 乳児保育が三か月児からの受け入れをしてい 平成十五年度には一〇〇人を超え 通常保育時間外の一八時から . る。

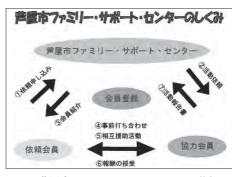
一九時までの延長保育は全保育施設九か所で実施されている。

を必要とする児童を受け入れるために平成十一年度より一か所で実施している。 じられたこととして、一時保育・延長保育の充実などがあげられている。一時保育は、緊急時や不定期的に保育 また、これまで実施されてきた事業のうち、子育て支援に関する市民アンケート調査から、ニーズが高いと感

あり、 要な医療機関の専用スペースニーズ(二九・○%)」、「保護者のリフレッシュニーズ(六五・五%)」などの希望が 年々高まりその内容においても変化がみられる。例えば「休日の保育ニーズ(一○・九%)」、「病気の回復期に必 前期 >)。 このように本市では、少子化傾向対策として子育て支援を充実させてきた。しかし、保育に対するニーズは 預ける場所は八○・九%の人が保育施設を希望している(芦屋市次世代育成支援対策推進行動計

されてきた しては、公立保育所における園庭開放、体験保育、子育て広場などを実施、保育フェスティバルは年に一回開催 地域の子育て支援の拠点としての保育施設 地域の子どもたちとその保護者を対象とした子育て支援の場と

具体的な施策として、市の電話相談や直接訪問、地域コミュニティ、ソーシャルワーカーの養成・派遣、子育 成市民会議)では、「就学前の子育て」施策の内容のなかで、「芦屋の子育て環境は、さまざまな立場の家庭がいつ でも気軽に安心して利用できる場がある」ことを冒頭に提言し、十年後の実現に向けたイメージをあげている。 平成二十一(二〇〇九)年十二月に出された第四次芦屋市総合計画基本構想素案 (四次芦屋市総合計画素案作



芦屋市ファミリー・サポート・センターの仕組み 芦屋市社会福祉協議会ホームページ 6-43

0

7

ホ

きた。

て相互に援助しあう仕組みとなっている。 ファミリ 1 # ポ 1 ŀ センターでは、 子育ての援助を 「依頼したい人」と「協力をしたい人」が会員となっ

几 阪 神 淡路大震災と保育事業

家庭の被災状況および保育所 (園 の被害状況

第九節

保育所と子育て支援

止連絡会を設置することで、 センター事業(6-43)や市民参加の子育て支援連絡会や児童虐待 人たちの協力共同のなかで子ども達がすこやかに育つことを願って ることが感じられる。 (二〇〇三) 年度には子育て支援の一環としてファミリ 素案には、 1 ファミリー・サポート・センター事業と子育て支援 ルパ A ~] 1 制 ジその他における情報提供などがあげられてい 地域における温かいまなざしのもとでの支援、 度の導入、高齢者や父親などの子育て参加と人材活 地域社会全体で子育て支援に向 ĺ る。 + すべての ごかう市 平 ポ これ 成 十五 1 防

姿勢を示し、ネットワークの強化を図ることを方針として打ち出して

-成七(一九九五) 年一月十七日に起きた阪神・ 淡路大震

平

進
戻
癨
0
充
実

壊	一部損壊	応急仮設 住宅入居
2	20	10
0	21	9
7	9	4
1	12	3
3	21	3
4	13	7
7	96	36
		,

被災した児童・家族の状況 6-44

措置数

4月1日

66

66

33

44

56

61

326

や、

1月17日

80

77

46

46

72

75

396

『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95 ~ '96』

た。

平成七 (一九九五) 年七月に

保育所

精道

打出

大東

岩園

緑

新浜

合計

定 数

90

90

60

60

80

100

480

員が少なく、

しかし、

市全体で、救護・復旧活動にあたらなければならないため ライフラインがストップしたままで給食ができないため、

災は、子どもや家庭にとって多大な打撃を与え心身ともに影響を与えた。 当時保育所 (園) は九か所あったが、そのなかで市立精道保育所に在

子どもが犠牲となった。六人のなかにはマンション倒壊で兄弟両親と共 籍していた一歳児二人、二歳児から五歳児がそれぞれ一人ずつ計六人の

に亡くなった子どももいた。 被災した児童や家庭の状況、

とおりである。 保育所 園 の被災状況は6

44

45 の

保育の再開と芦屋市震災復興計画 保育の再開は、 交通機関の

復旧

死亡者

保護者

5

0

0

0

0

5

子ども

5

0

0

0

0

0

5

全・半

3

2

1

1

3

2

13

とともに必要とされてきた。職場復帰を要請されて開所 園 を望

の開始要請の声は高まっていった。 震災後の復旧などでの入所希望、 緊急を要する人のためにも、

保育

易保育として二月一日から順次再開し、 四月一日から通常保育が再開され

簡

「芦屋市震災復興計画」 が策定され、 保 平成九年には、

保育所	
精道	ガラス割れ、西塀倒壊、給排水設備寸断、柱にクラック、暖房機器損傷 プールクラック
打出	給排水設備寸断、土間クラック、空調機損傷、暖房機器損傷
大東	渡り廊下一部損傷、給排水設備寸断、運動場地割れ、南門付近陥没
岩園	給排水設備損傷、石垣隙間、土間沈下、厨房排水沈下、運動場地割れ 北出口アプローチスロープ損傷
緑	運動場地割れ、アプローチ損傷、厨房機器損傷、給排水設備損傷、壁ク ラック
新浜	玄関アプローチ土間損傷、運動場地割れ、U字溝損壊、給排水設備寸断

※被害総額 約 2,300 万円

サービスなどの

時的保育」および「延長保育の拡充」を重点項目と 保護者の勤務時間や勤務場所などの事情により、

非定型保育サービスや緊急保育

育事業では社会福祉制度の充実として、

している。なかでも、

保育所 (園)の被災状況

曜

· 淡路大震災 芦屋市の記録 '95~ '96』 『阪神

さらに同じく平成七年、

保育を行なった。

やむを得ず延長保育を希望した場合は、

全保育所で午後七時までの延長

新浜 精道

た。 保育所において、保育所震災復旧事業として、 所の内外装工事を中心に子ども達が暮らしやすい保育環境の整備を行なっ 保育所では復旧工事を進めた。さらに平成八から十四年度にかけて全保育 打出保育所、 大東保育所、 改修および設備工事、 岩園保育所、

平成八年九月から平成九年一月まで西宮児童相談所による心のケアが行な われた。 日に専門家の協力のもと、絵画表現による精神的ケアを打出保育所で、 要な状況にあった。そこで、平成七年二月から平成八年三月まで、毎週月

保育環境の整備が進むとともに、被災児童の心のケアを行なうことも必

犠牲になった子どもたちの追悼の碑が精道保育所園庭に

四七九

四八〇

建立され、その死や震災が風化されないように、毎年一月十七日には慰霊祭が続けられている。

そして、今後は時を経て慰霊祭による犠牲者への鎮魂とともに、次世代へと語り継ぐ啓蒙が求められる。

第七章 文化政策の深まり 文化活動の高まり

第一節 芦屋文化の特徴

一. 阪神間モダニズム文化の拠点

地域文化を創出する文化創造空間、住宅都市空間として発展していった。 与えるような施設が建ち並んでいった。それらは、例えば、球場、遊園地、 社による住宅地開発が行なわれ、発展してきた地域である。地元有力者の手による私立学校の創設や病院の建設 など、生活文化圏としての基盤が早くから整備され、交通網の充実に伴って、沿線には人々の暮らしに モダニズム文化の形成 いわゆる阪神間は、 明治末期から大正期、昭和期を通じて、阪神・阪急など電鉄会 美術館、 ホテルなどであり、 独自の

文化など生活文化の醸成が住宅都市・芦屋の発展をもたらし、 本市においても、鉄道・道路・住宅開発などハード面における基盤整備のみならず、趣味・ファッション・食 質の高い生活文化圏を形成してきたといえる。

これらの地域は、 をさし、現在の行政区域でいえば、武庫川以西の西宮市、芦屋市、そして神戸市東部までを含めた地域をさす。 「阪神間モダニズム文化」と呼ばれる際の「阪神間」とは、大阪と神戸に挟まれた、六甲山を背景とする地域 明治政府が推進した近代化政策を背景に交通網の整備がなされ、主に大阪の企業家たちの別

第一

節

芦屋文化の特徴

荘・豪邸が建てられたことから、 当初は住宅地というよりはむしろ、風光明媚な別荘地として発展してきた。

間は、伝統と革新、 多文化共生都市として独自の発展をみる。したがって、このような特徴をもつ大阪と神戸との間に位置する阪神 ンにおける変化がみられるようになった。ゴルフやテニスなど近代スポーツも広まり、人々のライフスタイルが に住宅地が次々に開発された。同時に、人々の暮らしのなかでしだいに西洋文化が浸透し、食文化やファッショ られた地域であるということができる。時期的にみると、一九二〇年代から三〇年代にかけて、 しなければならない。江戸時代からの伝統的な上方文化を守りつつ発展してきた商都・大阪は、産業化が進展 阪神間モダニズム文化の特徴を明らかにするには、本市の東西に隣接する大阪、 西日本における経済活動の拠点となる。他方、神戸では、開港後、外国人居留地を舞台に貿易が開始され、 日本と西洋が微妙に交錯しながら独自の都市発展を遂げ、新しいライフスタイルが築き上げ 神戸という二つの都市に言及 阪神間では新た

もこれを基礎にして現在に至るまで、さまざまな面でこの地域の人々の生活を特徴づけてきたものであると定義 間において、 以上の点から、阪神間モダニズムとは、明治後期から大正期を経て、太平洋戦争直前の昭和十五年頃までの期 阪神間の人々のライフスタイルを形成し、地域の発展に影響を与えてきた文化現象であり、

大きな変化を遂げていく時期でもあったといえる。

通網の充実である。明治前期、急速な工業化の進展を背景に、国内におけるインフラ整備が急ピッチで進められ 鉄道敷設と阪神間地域の歴史的発展 本市を含めた阪神間地域の都市発展に重要な役割を果たしたのが、交

鉄道 ぶ路線 には、官営鉄道・阪神・阪急の三本の鉄道が敷設され、 電気鉄道。以下、 ついで、明治四十三年に梅田―宝塚、石橋―箕面の路線を開通させたのが、 る。官営鉄道(現 JR)は、明治七(一八七四)年五月十一日、大阪―神戸間の路線 が開通し、 (以 下、 約三三キロ離れた二つの都市は、七〇分で結ばれることになった。ついで開通したのは、 (現阪神本線)を開通させ、阪神間の最も海岸寄りの平野部の町村・集落をつなぎながら走った。それに 阪神間における都市機能の集積が進んだ。 阪神電鉄と略す)である。明治三十八年、阪神電鉄は、大阪・出入橋―神戸・三宮間を九〇分で結 阪急電鉄は、 阪急電鉄と略す)である。大正九(一九二〇)年、大阪・梅田―神戸・上筒井間 阪神間の最も北寄りの山麓を走ることとなる。これらの鉄道開発によって、 昭和期に入ると、主要な駅を結ぶ交通アクセスがさらに 箕面有馬電気軌道(のちの阪神急行 (現 JR 神戸線)を開通 私鉄の阪神電気 (現阪急神戸 阪神間

深刻な公害が発生し、このような生活環境の悪化を背景に、各電鉄会社は阪神間における住宅地開発を積極的に 環境悪化があげられる。急速な工業化と都市化が進展しつつあった大阪では、大気汚染・騒音・水質汚濁などの 交通アクセスが整備されたことは、阪神間への人口集中に拍車をかけた。その要因として、隣接する大阪の住

「緑」、「郊外」、「健康」であった。 、園生活のすすめ 阪神間において阪神・ 温暖な瀬戸内海式気候に属し、 阪急の両電鉄会社がめざした住宅開発戦略のキーワ 緑が濃く、 自然環境にも恵まれた阪神間 K

住環境の要件を充分に満たしていた。六甲山から流れ出る中小の河川は多様な親水空間を創出し、

人々の生

は、

節

芦屋文化の特徴

展開した。

四八三

活に癒しや憩いを与えている。本市においても、 緑豊かな六甲山系を背景に流れる芦屋川がまちの景観を形成

市民の暮らしに潤いをもたらしている。

生活」を提唱した郊外住宅地開発は、わが国においてはきわめて早い段階で進められたものであり、澄んだ空気 と清らかな水に恵まれた良好な住環境を創出・維持してきたことが、阪神間のイメージアップに大きく貢献した 市周辺の住環境悪化や郊外への人口流出によって、本格的な住宅地開発が行なわれるようになった。「健康な田園 ている。 阪神間の地域イメージの確立には、阪神・阪急など大手電鉄会社が手がけた郊外住宅地の形成が大きく影響し 阪神間は、 大阪の企業家、財界人たちの別荘地として開発されたことに端を発するが、先にふれた大阪

といえる。

ど大阪の富商によって開発された。「六麓荘住宅地案内」には、「地に空に不安愈々加はる近代都市生活より脱し 荘の住宅開発が進められた。電鉄会社による沿線住宅地開発とは異なり、 地六麓荘を一度御來觀賜り・・」とあり、住環境が悪化した大阪など大都市からの移住を提唱し、 て、一家族を不衛生極まる煤煙と塵埃との中より救はんが爲、 本市においては、 昭和四 (一九二九) 年、 土地区画整理の認可を受けて、 健康安住地を需めらる、諸賢は、 六麓荘は、 剱谷国有林の払い下げにより、 内藤爲三郎や森本喜太郎な 是非理想の住宅 自然豊かな郊

がる恵まれた自然環境、関西の財界人らが邸宅を構える契機となった別荘地開発や電鉄会社が中心となって行な 阪神間モダニズム文化の拠点―芦屋文化の創造 阪神間モダニズム文化の形成には、 六甲山系の緑を背に広

外生活を勧めてい

われてきた沿線住宅地開発、それに加え富商による六麓荘住宅開発、さらには、近代という時代がもたらした娯

楽や近代スポーツの浸透による人々のライフスタイルの変化などが、重層的に深く関わっている。

芦屋文化の特徴についていえば、歴史的・地域的特徴をもつ阪神間地域に作家や芸術家らが移住し、文学作 美術作品などが創出された。それらが芦屋の地域文化として表象されることによって住む人々の暮らしに影

響を与え、芦屋という都市の文化性が定着・深化してきた。

し、時には調和的に共存しながら、あるひとつの文化的傾向―阪神間モダニズムを創出してきた。 ある。この「時代性」と「地域性」が生み出す異なった概念―伝統とモダン、保守と革新などの対立概念が交錯 また、阪神間モダニズムを規定する要因として指摘しておきたいのは、限定された「時代性」と「地域性」で

ら三つの要素が複合して、クオリティの高い芦屋文化を創造し、阪神間モダニズム文化の拠点として発展してき 地域である。良好な住環境、交通アクセスの良さ、歴史遺産や芸術作品にみる文化都市としての層の厚さ、これ

本市は、すでに述べたように商都・大阪と多文化共生都市・神戸に挟まれ、独自の生活文化圏を形成してきた

芦屋文化の形成

た。

戦後の発展と文化形成 本市は時代が異なるごとに多様な歴史的特徴を刻みながら、住宅都市として発展し

てきた。その歴史性・地域性を認識することは、地域文化を醸成していくうえでもきわめて重要であろう。本市 節 芦屋文化の特徴 四八五

が有する歴史的・地理的特質は、 戦後の復興期においても引き継がれていくこととなる。

と」が述べられており、本市のまちづくりにおける基本理念となった。こうして、恵まれた歴史的・地理的環境 される。この法律は第九臨時国会において自由・民主・社会の各党議員連署で、議員提出法案として提案され とにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与するこ ることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、 は、「芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有してい は憲法の規定に基づき、住民投票が行なわれ、住民の大多数の賛成をもって三月三日に公布された。そのなかで 前年の昭和二十五年十二月四から六日にかけて衆・参両議院で審議され、可決、成立した。昭和二十六年二月に 戦後まもない昭和二十六(一九五一)年三月、 地方自治特別法として「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布 外客の誘致、こ

健康で明るく幸福なまちをつくりましょう、⑤わたくしたち芦屋市民は災害や公害のない清潔で安全なまちにし ましょう、③わたくしたち芦屋市民は青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう、④わたくしたち芦屋市民は の高い教養豊かなまちをきずきましょう、②わたくしたち芦屋市民は自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみ さらに、昭和三十九年五月三日、「芦屋市民憲章」が制定される。その内容は、①わたくしたち芦屋市民は文化 の五項目から成り立っている。

を基礎に、

本市は住宅都市を標榜していくことになる。

総合文化政策と阪神・淡路大震災 この特別法の理念や市民憲章の内容をベースとして、昭和四十六年十二

月には「芦屋市総合計画」が策定され、自然の美・人工の美・人間の美という「三つの美」が調和する住宅都市 の芦屋をさらに充実させるための積極的な取り組みがなされてきた。 らに充実・発展させるため、昭和六十一年三月には「芦屋市新総合計画」が策定され、国際文化住宅都市として の建設が基本目標に掲げられ、品格と風格のあるまちづくりが進められていった。その後も、この総合計画をさ

なった。 なまちづくりを目標として「芦屋市震災復興計画」が策定され、本市は本格的な復旧・復興に取り組むことと 設に壊滅的な被害を与えた。未曾有の震災から半年後、震災の傷が未だ癒えぬなか、平成七年七月、快適で安心 する神戸市と同様、山と海に挟まれた美しい芦屋のまちを直撃し、多数の尊い市民の生命を奪い、住宅や公共施 よって本市は甚大な被害を受け、築き上げてきたまちの財産が一瞬にして失われることとなった。 しかし、そのような取り組みのさなか、平成七(一九九五)年一月十七日未明におこった阪神・淡路大震災に 震災は、隣接

まちづくり」である。市民の手による芦屋文化の醸成・創生への支援や、各種団体間のネットワーク構築など、 期基本計画において、その基本構想である、まちづくりの目標の一つにあげられているのが「人と文化を育てる ちづくりに反映するため、基本計画の見直しを行ない、「第三次芦屋市総合計画」の後期基本計画を策定した。後 である平成十八年三月、社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たに策定された課題別計画をま 課題に対応するため、「第三次芦屋市総合計画」を平成十三年に策定した。五年の計画期間が終了し、

その後、本市では持続可能な成熟都市をめざすとともに、震災の教訓をふまえ、将来に向けたさまざまな地域

四八七

芦屋文化の特徴

行政が地域活動と連携して市民文化の育成を図り、芦屋文化を醸成させていくことがめざされている については第三節で詳述)。 (総合計画

第二節 文化施設の充実

一. 文化施設の開館相次ぐ

は、早くから「市民文化の育成」を目標に、施策を展開してきた。 てさまざまな施策を実施してきた。「市民一人ひとりがまちの文化を創り出していく」という観点から、本市で ある。こうした基本構想を受けて、本市の社会教育行政においては、市民の生活文化・社会性の向上を目標とし が連携し、まちを愛し、新しいコミュニティの構築をめざして、人間的な豊かさを深めていこうとするところに 年、「芦屋市総合計画」を策定した。この「基本構想」第一章にうたわれた「豊かな人間性と文化をはぐくむ健康 なまち」のねらいは、物質的豊かさだけを追求するのではなく、優れた自然環境に恵まれた芦屋という地で市民 され、八十年代の発展を期した基盤づくりが行なわれた時期であった。既に述べたように、本市では昭和四十七 市民文化の育成 一九七〇年代の十年間は、本市における社会教育施設の建設が財政難のなか、着々と整備

その施策の方向性としては、①先人の残した数々の文化遺産を守り、継承していくこと、②現在のわれわれが

年代以降、数々の文化施設の整備・拡充を進めてきた。 地域から「新しい文化を発信」すること―この二つの文化活動を市民文化育成の柱として、本市では、 主体的な文化活動を進めること、の二つがあげられる。地域の文化遺産を「保存・継承」することと、そして、 昭和四十

市民センター

は、 ルナ・ホールの開館 地域文化・市民文化の醸成に重要な役割を果たしてきた。本市の社会教育活動の中核である公民館は、 本市では、教育・文化に対する市民の関心や熱意が強く、さまざまな文化施設の充実

二十八(一九五三)年四月一日、川西町にある教育委員会事務局内に設置

昭和



ルナ · ホ ール

四十五年二月、市民会館大ホール(愛称「ルナ・ホール」)が完成した 四階が増築 はここに併置されることとなった。その後、第二期工事として市民会館の として、昭和三十八年十一月に市民会館(三階建て)が完成すると、公民館 開館された。その後、昭和二十九年三月一日、市立図書館が打出小槌町に移 入る別館が完成し、これらの文化施設は「市民センター」として統合される 転したあとを受け、前田町の仏教会館三階に移転した。その後、 <u>1</u> 昭和五十年四月には、 (昭和四十三年七月完成)され、さらに第三期工事として昭和 公民館、福祉会館、老人福祉会館の三施設が 第一期工事



7-2 市民センター

こととなった (7-2)。

年次計画的な改良・改修が進められてきたが、なかでも昭和六十二年度事業 ている (7-3)。 演奏会などが大幅に増加し、市民文化の向上に大きく寄与している。 であったホールの音響改修工事は好結果を生み、改修後はクラシック音楽の 生涯学習社会の到来を反映し、市民のルナ・ホール利用は安定的に推 施設・設備面では、ルナ・ホールを含む市民会館全体で

ルをつなぐ渡り廊下が全壊し、壊滅的な打撃を受けた。別館大広間は市民の 阪神・淡路大震災後の復興 平成七年に起こった震災では、本館とホー

リニューアルオープンしたのは、震災から二年半後の平成九年七月のことであった。これによって、震災で絶た 八年六月のことであった。ルナ・ホールの復旧にはさらにその後一年を要し、 統括避難所として使用された。復旧工事が進み、本館業務の一部が再開したのは震災から一年半が経過した平成 復旧工事を終えてルナ・ホ ルルル

平成七年九月には別館の一部も使用可能となったが、仮設住宅の建設に時間を要したため、本館は最後まで

避難場所として開放され、

地下駐車場は罹災証明の発行場所として活用され

五○○名前後の入場者があるほか、演劇やクラシック、ジャズコンサートなどを開催し、市民文化の醸成に大 事業面をみてみると、 ルナ・ホールの自主事業として定着している市民寄席では古典落語を中心にほ れていた市民文化活動・生涯学習活動が再び力強く復興していくこととなった。

								(単位:件)
	区分	昭和55年度	昭和60年度	平成元年度	平成6年度	平成10年度	平成15年度	平成19年度
市	本館	4614	5207	5578	5322	5476	7031	7155
民会館	大ホール	423	456	539	511	444	465	528
	小ホール	363	556	562	465	561	629	536

市民会館の利用状況 (資料)

「市民ステージ・市民ギャラリー」を含む多くのルナ・ホール事業は平成十七年度文化

振興財団解散後再び市の主催事業として継続実施されている。

道・華道・茶道、そのほかの文化活動を市民が発表・展示する「場」としての機能も果た 民ギャラリー」に名称変更)では、舞踊やコンサート会場としての役割だけではなく、書 数の入場者を集め、また、「芦屋市民文化祭」(文化振興財団に移管後は「市民ステージ・市 きく寄与している。なかでも、世代を超えて楽しめる「ルナ・ホール名画鑑賞会」は多

してきた。

\equiv 新図書館の開館

和二十九年二月、 新図書館構想 打出小槌町三番地に移転した。その後、利用者数・蔵書冊数もしだいに 昭和二十四(一九四九)年五月、前田町に開館した市立図書館は、

充実への熱望や読書意欲の高まりがある。 状況を打開するために、新館建設の要望が高まってきた。その背景には、市民の文化施設 新館建設の要望が高まるなか、 昭和五十五 年五

代に入ると図書館内だけで蔵書を収容することが困難な状況になった。そこで、こうした

増加するなかで、書庫・開架室・閲覧室ともにその収容能力が限界に近づき、

昭和五十年

昭

月十日、「芦屋市にふさわしい図書館活動は如何にあるべきか」について、 館長から芦屋市

きは、 館は市民文化の発展と生涯学習の推進に向けて中核的機能施設として位置づけられ、移転新築などでその充実を 館の基本構想」の三点において、それぞれ答申を受けた。その結果昭和五十八年七月には建設準備委員会が開催 屋市における図書館システムと図書館奉仕について」、「図書館活動の現状と問題点」、「システムにおける中央図書 立図書館協議会に諮問があり、 昭和六十一年三月に策定された「芦屋市新総合計画」のなかの基本構想においても継承されている。 翌昭和五十九年十一月、 同委員会は市長と教育長に対し、 全体協議会、小委員会、先進地図書館調査を経て、 新図書館建設に関する報告を行なった。この 昭和五十六年三月十二日、「芦 図書



市立図書館

七月八日、 新図書館の開館 総工費およそ一○億三○○○万円をかけた新館が 建設準備委員会の発足から約四年後の昭和六十二年 ?伊勢町

(7-4)、平成二 (一九九○) 年十二月には打出分室が開室、

翌 平

成

図ることが明記された。

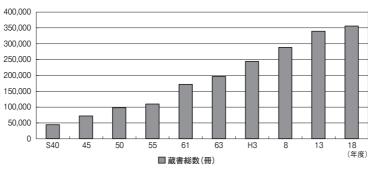
三年六月には大原分室が開室した。新図書館開館の翌年には蔵書数は を超え、 五倍、 九万六〇〇〇冊、 新図書館開設直前の昭和六十一年度と比較すると、 利用者数は一・六九倍、 利用者数は約一三万九〇〇〇人、 また利用冊数は一・七七倍となり、 利用 冊 蔵書総数は 数は四二万 利 用者 冊 約

数・ 利 崩 冊数が大幅に増加した。また、 打出 ・大原両分室が開室した後の

成三年度の蔵書総数は約二四万四〇〇〇冊、

利用者数は約一七万一七〇〇





-5 市立図書館の蔵書総数推移 (資料)「市統計書」

六四万五〇〇〇冊である は約三五万五〇〇〇冊、 数ともに、 年を経るごと順調に推移してい 利用者数は約一七万三七〇〇人、 (7 · 5 · 7 · 6)° る。 平成十八年度の蔵 利用冊数は約

利用冊数は約五〇万二〇〇〇冊となり、

蔵書総数・利用者数・利用

総数冊

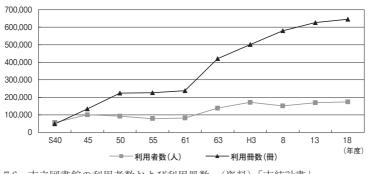
ター 四日目の二十一日には、 災により、 室が決定された。また被災をまぬがれた大原分室は、 日まで臨時休館を余儀なくされた。打出分室については打出教育文化セン 地震発生当日の午後五時には、災害対策本部から避難所に指定され、震災 阪神・淡路大震災後の復興 の損傷が激しく、 開架室・書庫などをはじめとする施設は大きな被害を受けた。 修復に相当の時間を要するため、 図書館本館に一一六人の避難者が入居し、三月七 平成七年一月に発生した阪神・ 併設の集会所が避難 平成七年度中の休 淡路大震

地 をすることも可能になった。 を迎え、 度になり、ようやく回復し始めた。 元を離れた市民も多く、 パソコンによる図書検索サービスが開始され、 図書館の利用者数は 平成九年七月には新図書館開館十周年 一時停滞したが、 自宅から蔵書検索 平成十年

所となったため、避難所が閉鎖された後の六月一日に再開した。

震災後は

四九三



新たに「図書館友の会」が発足し、ミニギャラリーを設けたり、

トを開催したりするなど、さまざまな新しい活動が生まれ、

魅力ある図書 コンサー こうしたボランティアグループによる一層の協力が求められる。震災後は きた。今後も図書館がその社会的・文化的機能を果たしていくためには、 ど、ボランティアグループの支援を受けながら、

図書館は機能を発揮して

による点字図書作成、「あし笛」による録音図書作成、「ムギの会」、「グルー

をはじめとする多くの支援がかかせない。これまでも「芦屋点字友の会」

図書館が市民から親しまれ、その機能を充分に発揮するためには、

市民

プ・メルヘン」による図書館行事「おはなしの会・絵本の会」への協力な

利用冊数 (資料) 「市統計書」 市立図書館の利用者数および

館をめざしている。

四 谷崎潤一郎と記念館建設 谷崎潤 一郎記念館

讃』、『倚松庵随筆』など、数々の名作を残している。谷崎が関西に移住し にかけて 東京日本橋に生まれた。二五歳で『刺青』を発表して以来、 『痴人の愛』、『卍』、『春琴抄』、『細雪』などの小説や随筆 谷崎潤一郎は、明治十九(一八八六)年、 明治から昭和 『陰翳礼

三月から、住吉村反高林に転居する昭和十一年十一月までの二年八か月ほどであった。 たのは大正十二(一九二三)年に起こった関東大震災が契機であり、本市に居住したのは昭和九(一九三四)年

響を与えたと考えられる。大阪に代表される上方文化の伝統・格式と、外国文化の影響を色濃く受けて発展しつ つあった神戸のハイカラ文化に挟まれた芦屋への転居は、谷崎の創作活動に新たな刺激を与え、その黄金時代を 温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、モダンで自由な気風に包まれた芦屋のまちは、谷崎の創作活動に大きな影

象徴する数多くの作品を創出することにつながったといえる。



記念館は、

谷崎潤 -郎記念館

雪』資料室」を開設しようという計画が検討されていたが、独立した記念館 書館の老朽化に伴う新図書館建設構想である。そのなかで「谷崎潤 れ開館した。この記念館建設の発端となったのは、打出小槌町にあった旧 意向もあって、独立した記念館の建設計画が立案された。 の文学作品に親しめるよう、昭和六十三年十月、谷崎潤一郎記念館が建設さ の開設を望む市民の声が高まり、 このような本市にゆかりの深い谷崎潤一郎の業績をしのび、また市民がそ 資料・遺品を寄贈したいという松子夫人の 郎郎 細細

立)に委託していたが、平成十八年度から指定管理者制度が導入されてい 理運営については、 財団法人芦屋市文化振興財団 (昭和六十三年十月七日設

伊勢町に昭和六十二年三月に完成した (7-7)。

記念館

の管

第二節 文化施設の充実

る

市民文化の向上・発展を図るという方針が掲げられているが、文学研究のみならず、阪神間モダニズムを理解す 簡・書籍・日用品などが展示され、その生涯と作品を知ることができる。また、優れた文学作品を基盤として、 るうえでも、本施設は貴重な施設であるといえる。 市民文化の拠点をめざして 本施設では、谷崎潤一郎の遺族や収集家から寄贈された資料を中心に原稿・書

豪・谷崎と阪神間、 年)、「谷崎潤一郎と『源氏物語』の世界」(平成元年)、「芦屋の谷崎潤一郎と富田砕花」(平成二年)などがあり、文 企画展示として、「谷崎潤一郎『細雪』そして芦屋」(昭和六十三年)、「谷崎潤一郎・阪神間の足跡」(昭和六十三 芦屋文化をつなぐ魅力ある企画として、大きな反響を呼んだ。

五. 富田砕花旧居

・研究資料が本市に寄贈されるとともに、旧家を譲り受け、保存整備を行ない水・日曜日に一般公開してい 平成二年に砕花生誕百年を記念し「富田砕花賞」が制定された(第三節二: |田砕花は、大正十年から昭和五十九年十月十七日九十三歳で長逝するまで本市に居住した。昭和六十年、 富田砕花賞の制定参照)。 蔵

市立美術博物館

設立の背景と経緯 平成三(一九九一)年三月、市制施行五十年を記念して、伊勢町に市立美術博物館が開



山岩太、 品紹介・ 出楢重、 館した (7-8)。 本施設は、

美術部門と歴史部門を併せた複合施設として

美術部門においては、

開設されたが、その基本方針は次のとおりである。

市立美術博物館

7-8

代、本市を中心に活躍した画家・吉原治良を中心に、いわゆる「具体」美術

この美術博物館開設の原動力となったのは、市民の声である。昭和三十年

は、芦屋独自の地域性をもった文化財・遺跡・史跡などの文化遺産を中心と

ハナヤ勘兵衛らの作品紹介・展示である。また、歴史部門におい 展示、さらに、本市を拠点に「新興写真運動」を広めた写真家・中 吉原治良ら「具体美術協会」の作家など、芦屋ゆかりの美術家の作

した資料収集・調査とその展示・公開が基本方針に盛り込まれている。

年七月には、 て提言がされ、 文化ゾーン形成のための施設として検討がなされた。さらに、 員会研究結果報告書」に開設の必要性がとりあげられ、 まってきたのがそのはじまりである。それらの声を反映し、昭和五十七(一九八二)年、「芦屋市文化行政研究委 総工費約一六億九〇〇〇万円をかけて着工された。 美術館建設構想策定懇話会が設置され、 美術博物館建設は、 昭和六十一年の芦屋市新総合計画のなかに位置づけられることとなった。 家たちの活動が活発になり、芦屋に美術館をという声が市民の声として高 基本設計を経て、 昭和五十九年の図書館建設準備委員会報告書において、 昭和六十年には「芦屋市文化行政懇話会」におい 平成元年には実施設計が完了、 同年十

来、

多くの事業を展開してきた。

平成十四年に定め

n 以 なお、

開

館以来の入館者数は7

9

のとおりである。

運営の基本方針

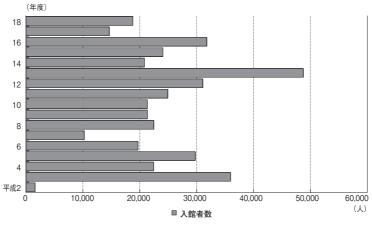
本施設は平

成

三年三月

0

開



市立美術博物館入館者数の推移 7-9 (資料)「教育委員会五十周年記念誌」「市事務報告書」 注: 平成 13 (2001) 年度の入館者数が突出しているのは、「奈良美智展」 (平成 14 年 1 月 19 日~3 月 31 日) 開催によるものである。

では、

常設展

特別展

(企画展)

の充実、

美術品などの

長し発展していく」事業展開がうたわれてい

る。

本施設

心の豊かさを育み、

心のオアシスとして市民とともに成

た館として美に対する感覚を養い、

生活のなかに潤

た本施設の運営基本方針では、「市民に親しまれ、

開

か 5 館

れ

収集、 ち出された。これに対して市内在住の映画監督大森一 み 施設も平成十八年度までに民間に委託するか、 か 淡路大震災の復旧・復興のための公費負担が重くの 活 動に 0 ŋ 行政改革に取り組むことになった。 からない 取 本市は平成 民間活力の積極的な導入などをあげて文化・芸術 ŋ 組んできた。 場合は休館もやむをえないという方針 + 五年十二 しかし、 户 行政改革実施計 平成七年 そのなかで、 月の 委託 画 [を策定 阪 が打 しか 先 神 本

が

四 九 八

キンググループ」が設立され、三回(同年二月~四月)にわたってさまざまな角度から意見交換が行なわれた。 は、平成十五年十二月、「美術博物館のこれからの話し合いを求める請願書」を市議会に提出、全会一致で採択さ た「具体美術」、「童美展」、「芦屋市展」などは本市の貴重な共有財産であること、運営面では民間企業などとの みずからのアイデンティティを示すために歴史博物館としての機能は不可欠であること、本施設で行なわれてき れた。これをうけて翌平成十六年、市民の間で本館のあり方を検討するため「芦屋市立美術博物館を考えるワー

は、市の直営となり、 開館以来、 財団法人芦屋市文化振興財団が管理運営にあたってきたが、平成十八年三月末の同財団の解散後 一部の業務が委託されている。

パートナーシップも検討する必要があることなどが話し合われた。

と、文化財的資料・民俗的資料の収集・保存・公開を目的とする博物館としての機能をあわせもつところに大き 美術博物館はその名の示すとおり、美術品の収集・展示、 美術活動への支援の場としての美術館としての機能

二つの柱=小出楢重と「具体」 本施設では、 芦屋ゆかりの美術家を中心に近・現代の美術家の作品が収集 な特色がある。

術協会」を舞台に活躍した作家の作品の二つを柱としている。 されているが、特に小出楢重を中心として彼の影響を受けた作家の作品と、吉原治良をリーダーとする「具体美

り大正三(一九一四)年卒業、大正八年第六回二科展で樗牛賞を獲得し、画壇にデビューした。三八歳の時に武 小出楢重(一八八七‐一九三一)は大阪に生まれ、はじめは東京美術学校日本画科に学んだが、 西洋画科に移

庫郡精道村平田 である。 小出は 「裸婦の楢重」と呼ばれ、数多くの裸婦を描いたことで知られるが、その作品の多くは芦屋時代 (現川西町) に移り住み、 昭和六年、四三歳で亡くなるまで芦屋文化の土壌を築いた画家の一人

に描かれたものである。

吉原が亡くなる昭和四十七年まで、その活動は続き、「具体」が芦屋という風土のなかで確立し、 ど、それまでの絵画・彫刻の範疇には収まりきれない作品が出品された。彼らの活動は海外でも高く評価され、 ける前衛美術家たちのリーダー的存在であった。昭和二十九(一九五四)年、彼によって本市に「具体美術協 部に入学し、大正十三(一九二四)年、芦屋に移り住んだ。戦前から独創的な抽象絵画作品を創作し、 たことになる。 公園で行なわれた「具体」グループの野外展では、松林の風景と一体化した作品や激しい身体表現による作品な 会」が結成された。「具体美術協会」に集まった当時の若手美術家たちは前衛的な作品を次々に生み出した。 吉原治良(一九〇五 - 一九七二)は大阪に生まれ、大阪府立北野中学校に進んだ後、 私立関西学院高等商業学 世界に発信され 関西にお 芦屋

施設ではまず開館記念特別展として平成三(一九九一)年度、「小出楢重と芦屋―昭和モダニズムの光彩―」 が開 (一九六五 - 一九七二)」が開催された。これらは、本市を代表する具体美術作家の作品群を、その歩みにした |没後二〇年 日本の近代絵画に大きな足跡を残した小出楢重や吉原治良など具体美術協会会員の作品を回顧するために、本 芦屋時代を中心とした小出作品が紹介された。続いて、開館まもない平成四から五年度にかけては、 吉原治良展」、「具体展Ⅰ (一九五四 - 一九五八)」、「具体展Ⅱ (一九五九 - 一九六五)」、「具体展Ⅲ

がって三つの時代に分け、具体美術の全貌を回顧した企画展である。

展・没後三十年―吉原治良の世界」も開催されている。 本昭三、 の作品を紹介し、 示)、「芦屋の美術を探る―スポット吉原治良のドローイングー九四五~一九五五」(寄託作品のなかから吉原治良 田好江」(信濃橋洋画研究所、 また、平成八年度には、「吉原治良と具体」(具体初期から戦後、一九六○年代の作品を中心に、 白髪一雄、元永定正などの作品を館蔵品のなかから展示)、「芦屋の美術を探る―スポット小出楢重と仲 その創造の軌跡を顧みる展示)などが相次いで開催された。さらに、平成十四年度には 小出楢重アトリエで教えを受けた仲田好江の初期から晩年までの作品を中心に展 吉原治良、

ともに緻密な調査 ニズム文化とどのように接合しながら芦屋文化を形成してきたのかを再考する軌跡でもあったといえる。 芦屋が内包する歴史性・芸術性を明らかにするのみならず、表象される文学・芸術・建築など多彩な才能がモダ 阪神間モダニズム文化の再考 ・研究が行なわれ、それらをもとに多様な自主企画展を開催してきた。それら企画展の歴史は 開館以来、本施設では芦屋と美術との関わりについて、美術部門・歴史部門

ろうとする試みであり、本市においては、住宅都市・芦屋の原像に迫る試みでもあった。この展覧会は、阪神間 イルなどを通じて多角的に分析した展覧会である。それは、 ニズム展」は、 に分け、モダニズム文化を柱にその美術史を紐解いた企画である。 平成四年度に開催された「芦屋の美術―大正・昭和・平成」は、住宅都市として歩んできた芦屋の発展を五期 明治期から昭和初期にかけての阪神間の文化史を、 阪神間の今日的発展のルーツをモダニズム文化に探 また、平成九年度に開催された「阪神間モダ 美術・文学・建築・娯楽・人々のライフスタ

催され、多くの市民の関心を集めた。 に所在する県立近代美術館、 西宮市大谷記念美術館、谷崎潤一郎記念館、本施設など四館共同企画として同時開

芦屋文化と新興写真運動 モダニズム文化の隆盛によって加速したものに、芸術写真があげられる。ドイツ

の写真運動の影響を受け、昭和期に入ると日本においても若手写真家たちが活発に活動し始める。このような動

きを背景に、写真家・中山岩太は、阪神間の人々の間に前衛的な表現形式を用いた「新興写真」をもたらした。

あった。絵画の影響を強く受けていた従来の写真表現を否定し、写真表現の独自性を見直そうとする「新興写真 の趣味的クラブにとどまらず、全国的な活動を通じて、その名を知られるようになる。それが新興写真運動で 屋市)に移住して、ハナヤ勘兵衛らとともに「芦屋カメラクラブ」を設立する。このカメラクラブは単なる地域 中山岩太(一八九五‐一九四九)は、東京美術学校写真科に学んだ後、渡米し、帰国後は武庫郡精道村 . (現芦

運動」は関西を中心に広まり、芦屋はその運動の一大拠点となる。

料店を開き、 衛」が開催されている。写真家・ハナヤ勘兵衛(一九○三‐一九九一)は昭和四(一九二九)年、 が美術作品として鑑賞されるようになった。それらの作品は時代を超えて人々の関心を呼び、 ラクラブの活動を支えたハナヤ勘兵衛の創作活動を回顧する展覧会であり、ハナヤ勘兵衛が携わった「学生写真 さまざまな展覧会が開催されてきた。主なものをあげると、平成七年度には「写真にささげた生涯―ハナヤ勘兵 日本近代写真のさきがけとなった「新興写真運動」が契機となり、その後、多様な技巧的表現を駆使した写真 美術作品としての写真の社会的確立に力を傾注した。この展覧会は、中山岩太らとともに芦屋カメ 本施設においても 本市に写真材

真作品・資料が展示された。 連盟」、「写真を飾る運動」、亡くなる直前の「三丘社」(写真を視る、飾る、創る)などが紹介され、約九○点の写

また、平成八年度には中山岩太の仕事を回顧する「特別展 モダン・フォトグラフィ 中山岩太展」が開かれ

た。

いる。 新興写真運動. 関連ではほかにも、平成十年度に「芦屋の美術を探る―芦屋カメラクラブ」展が開催されて

打出の合戦などを通じて鮮やかに蘇った。ほかにも、歴史資料常設展示である「芦屋の歴史と文化財」展では 料、考古学的資料をもとに概観した企画展であり、東西交通の要所として争乱と発展を経てきた芦屋の歴史が 真・出土品 山芦屋遺跡や朝日ケ丘遺跡から出土した土器など、縄文文化期に属する文化財資料が丁寧に紹介・展示され、芦 の「中世の芦屋 や常設展が開催されている。平成四年度に開催された「弥生争乱―山のムラの謎」では、会下山遺跡を中心に写 歴史的考察対象としての芦屋 展示・復元模型などによって、 一戦乱と庶民生活―」は、 歴史部門では、会下山遺跡など市内にある遺跡の調査・研究をもとに企画展 弥生時代の具体的諸相が明らかにされている。また、平成六年度開催 戦乱期の中世において形づくられた庶民生活の基盤を多くの文献史

れた。奈良絵本・古写本・屏風・絵巻物などを中心に貴重な史料が展示されたこの企画展は、芦屋とゆかりの深 さらに、 平成十二年には市制施行六十周年および本施設開館十周年を記念して、「伊勢物語と芦屋」

屋の自然・

歴史などが詳しく理解できるように工夫されている。

文化施設の充実

五〇四

地名に反映され、本市と『伊勢物語』との深い関係性を物語るとともに、本市の自然・歴史を解読するうえでも い『伊勢物語』と在原業平を題材にして『伊勢物語』の世界を今に再現した催しである。物語中の名所が現在の

重要な企画展であった。

しむ場であるという観点から、本施設ではこれまで子どもと美術をつなぐ、さまざまな試みを行なってきた。 子どもと美術をつなぐ試み 美術作品は大人だけが鑑賞するものではなく、美術館は大人と子どもが共に楽

性や芸術性を積極的に育てようとする本市のめざすべき姿勢の一端が読み取れる。「童美展」は昭和四十六年から 史を刻んできたこの公募展からは、国際文化住宅都市として芸術文化を重視し、次世代を担う子どもたちの創造 と改称され、絵だけではなく立体的な美術作品も応募可能になった。関西初の児童モダンアート展として長い歴 一十三(一九四八)年に始まった「阪神童画展覧会」を前身とするもので、昭和二十五年からは「創作美術展 子どもの創造性を養う試みとして本施設が行なってきた事業に「童美展」がある。これは、戦後間もない昭和

市の行事として市民センターで展示されていたが、平成八年以降は本施設で展示されている。

進)」として認められるに至った。「童美展」の理念を柱に展開された具体的事業としては、市内九つの公立幼稚 携によるこどもの創造力育成事業」が、「平成二十年度文化庁芸術拠点形成事業(ミュージアムタウン構想の るに至った。そして、長年にわたるこのような試みが評価され、「『童美展』の活用―芦屋市内公立幼稚園との連 「童美展」は、昭和四十六年以降、常に六○○○点以上の応募作品を集め、平成二十年度で第五八回を迎え

園に通う全園児を対象に行なったワークショップや幼稚園教諭・保護者との意見交換「童美展」の意義を語り合

作家たちが講師を務め、子どもたちが自由に「色」や「かたち」を発見していく仕組みが、さまざまなプログラ ムを通じて工夫され、提示された。歴史ある「童美展」を基礎にしたこの事業は、アートと保育活動をつなぐ新

うシンポジウムなどがあげられる。ワークショップでは、「童美展」の創設・運営に尽力した吉原治良に師事した

たな試みとして注目される。

成八年)などがそれであり、小学生を対象に、学生ボランティアによるギャラリートークも開催されている。ま る。「子供と造形―こどものみた現代美術」(平成四年)や「親と子で楽しむ美術館 このほかにも、本施設では、毎年夏休み期間中に、子どもが美術に親しめる展覧会や造形教室を開催してい 園児・児童対象の公募展としては、平成二十二年度で第二八回を迎える「芦屋市造形教育展」があげられ 市内の幼稚園、小学校、中学校を対象に、園児・児童・生徒らの作品を全館にわたり展示するもの 美術鑑賞ってなんだろう」(平

芦屋市展 小出楢重や「具体」の人たちによって培われた本市の美術的土壌は、児童を対象とした「童美

であり、子どもの感性や創造力を育てる企画として高く評価されている。

第一回「童美展」が開かれた同じ昭和二十三年、画材の入手もままならないと思われる時期に、現代美術の公

展」を育てただけではなかった。

募展・「第一回芦屋市展」が開かれた。公募作品は洋画、日本画、写真などの平面作品から工芸などの立体作品 クで斬新な作品が多く、当初から高い評価を受けたが、一般市民を対象とした公募展として全国の市町に先がけ に至るまで幅広いジャンルに及んでいる。展示は館内展示室のみならず、前庭などの屋外でも行なわれ、 ユニー

五〇五

文化施設の充実

て行なわれた点でもその歴史的意義は大きい。

第四九回までは市民センターを会場として行なわれていたが、 平成九年の第五〇回展からは本施設で開催さ

以後毎年ほぼ六から七月の時期に行なわれている。

第三節 文化政策

一. 総合計画の策定

を背景に、本市では、長期的視野に立った総合計画の必要性を認識し、昭和四十六(一九七一)年に第一次総合 計画を策定することになった。その後、二次、三次と社会のニーズに対応した総合計画が策定、実施された。 急速な都市化、モータリゼーションの影響を受け、人々の生活も多様化していった。このような社会情勢の変化 総合計画の策定 一九六○年代は、わが国の高度経済成長に伴い、大阪を中心とする関西都市圏においても

愛し、まちを愛する「人間の美」が調和した、品位と風格のある個性豊かな住宅都市としての、基本目標を掲げ 理念を基調に、恵まれた「自然の美」、優れた都市機能を備えた「人工の美」、さらには、市民が連帯して隣人を 第一次総合計画(芦屋市総合計画) 本市は、昭和二十六年に公布された「芦屋国際文化住宅都市」建設の

都市機能の充実が、 三つを掲げている。文化政策については、ハード・ソフト両面における充実が求められるが、ハード面では②の た緑豊かな美しいまち、②都市機能の充実した住みよいまち、③豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち、 第一次総合計画の基本構想は、これらの基本目標を具体化したまちづくりのビジョンとして、①自然と調和し ソフト面では③の新しいコミュニティの形成が、本市の文化創造につながるものとして重視

統を継承し、その充実と発展を図っていくことを目標に掲げた。その基本方針は次の二点である。 う役割はますます重要になっていった。その認識のうえに立ち、 当時の社会情勢の急激な変化のなかで、健全な社会の維持と市民の豊かな人間性を育むため、教育・文化が担 本市は、「芦屋教育」、「芦屋市民文化」の良き伝

①自らの判断と行動に責任をもち、 うため、「家庭」、「学校」、「社会」の三つが有機的に連携し、 主体性と創造力とお互いの人権を尊重しあえる社会性のある人間形成を行な 有効にその機能が果たされるような教育的・文化

的環境を整備する。

②教養を高め、 化遺産を継承し、地域文化の育成を図る。 人格を陶冶し、 個性ある文化を創造できる物的・精神的環境条件を整備・充実するとともに、 文

動圏拡大に応じた近隣各市との提携による社会教育活動の広域的相互補完に努めることをめざした。また、市民 会教育については、 これらの基本方針を進めるために、社会教育、 公的社会教育活動の充実を図るとともに、社会教育施設の整備・拡充を図り、 市民文化に関して、次のような施策が盛り込まれた。まず、 市民の生活行

文 化 政 策 五〇七

文化に関しては、文化施設の拡充を図ることが必要であり、ルナ・ホールに代表されるような芸術文化の鑑賞

発表の場を通じて独自の芦屋文化を創造していくことが求められた。

用を図り、 成と世界平和に貢献することをめざし、また文化財に関しては、広く市民の理解を得て、適切な保存と有効な活 本市は姉妹都市であるモンテベロ市との文化交流を通じて国際理解を深めるとともに親善に努め、 効果的な保存の場を確保できるよう整備の必要性があげられた。 国際人の養

第二次総合計画 (芦屋市新総合計画) その後、基本目標である「自然の美」、「人工の美」、「人間の美」の三

六十一(一九八六)年、第二次総合計画を策定した。 つの美に基づくまちづくりの理念を継承するとともに、魅力ある国際文化住宅都市としての発展をめざして昭和

化 高齢化、定住化という潮流のなかで、市民の意識がより多く生活の場に向けられるようになったことは注目すべ この計画では、その目標年次を西暦二〇〇一年とし、社会の潮流を、高齢化、 価値観・意識の多様化、 国際化というキーワードで集約し、新たな時代を見据えた基本構想が掲げられた。 定住化、 地域化・広域化、

文化に関する政策としては、①市民文化の育成、②学習社会の創造、 ③国際交流の深化などが計画に盛り込ま

き点である。

①市民文化の育成については、芦屋の恵まれた人的・物的資源を市民生活のなかに生かし、 文化的風土を高め

ていくこと、市民の主体的活動を支援するとともに自治会・コミュニティ・スクールなど市民団体活動の振興に

ベルの国際理解・国際交流の発展をめざした通訳ボランティアの養成など、社会教育分野の支援の拡充や学校教 的な生涯学習社会を想定した施設・運営両面の構想が立てられた。さらに、国際交流の深化については、市民レ 館を生涯学習活動の中核的情報施設として位置づけ、その機能整備を図るとともに、学習へのインセンティブと 努め、地域文化・市民文化の向上を図ることがあげられた。具体的には、郷土資料館・美術館を設置し、 育における国際教育の充実を図り、国際的視野を広げていくことがめざされた。 なるような文化・教育情報の充実、 有の文化遺産の活用・保全を図ることがあげられた。また、②学習社会の創造という観点からは、 広報体制の整備、仲間づくりのための支援を進めることなどが示され、長期 施設面で図書 市民共

この計画の基本理念は、知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市の実現を継承しながら、 の復興後の新たな時代環境のもとで、市民、事業者、NPO(特定非営利活動法人)などと行政がそれぞれの役 第三次総合計画 (第三次芦屋市総合計画) 第三次の総合計画は、平成十二(二〇〇〇)年に策定された。 阪神・淡路大震災

割を担いながら、まちづくりに協同で取り組むことが明記された。

で整備することが前面に押し出されるようになった。 がある。 現するための基本的施策として「生涯学習社会の実現」、「市民交流の促進」などをあげている。この施策の背景 本計画では、まちづくりの目標の一つとして「ふれあいと文化を育てるまちづくり」を掲げている。これを実 自由時間の増大や国際化、 こうした環境のもとで、 学校、家庭、 情報化、 高齢化、 地域で生涯にわたる学習が快適に行なえるよう、学習環境を全体 少子化など、市民を取り巻く社会環境が大きく変化したこと

の交流事業の支援をめざしている。 な都市との交流を図るとしている。また、 きるよう努めることが示されている。「市民交流の促進」では、モンテベロ市との交流に加え、市民レベルで新た などがあげられている。また、過去のあゆみを立証する歴史的な基盤である文化財を、教育・文化の面で活用で この「生涯学習社会の実現」という施策の展開の一つに芸術・文化活動への支援が位置づけられる。そこで 関連する情報の提供、 創造的な芸術・文化に対する顕彰助成、文化イベントの実施と文化活動の活性化支援 国際交流協会や NGO(非政府活動組織) との連携や、 在住外国人と

加の助成、 策が広がっていった。さらに、震災による財政難や少子化・高齢化といった環境変化の下で、いっそうの市民参 情報化あるいは市民活動の多様化を受けて、市民の主体的活動やネットワーク形成の支援など、ソフト面へも施 術館、博物館などの社会教育施設の設置など、ハード面での整備が大きな課題となっていた。その後 きたことがわかる。第一次計画から第二次計画にかけては、都市化の進展に対応して、公園の整備や図書館、美 以上のように、本市の総合計画における文化政策は、その時々の社会環境の変化をふまえながら、変化させて 生涯学習環境の整備、広範な国際化の奨励といった項目が、重要な柱として捉えられるようになって 国際化

口	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
年度(平成)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
応募作品数	104	101	104	156	154	127	178	181	148	159
口	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
年度(平成)	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
応募作品数	159	341	160	158	94	110	119	110	134	115

富田砕花賞応募状況 (資料) 「市事務報告 |

た。

富田砕花賞の制定

富田砕花の詩業

詩人・富田砕花は、明治二十三(一八九〇)年十一月十五日、

岩

ち、 和二十五年)、「ひこばえのうた」(昭和四十五年)、「兵庫讃歌」(昭和四十六年)、「視差錯 受賞している。著作には、詩集「末日頌」(大正四年)、「地の子」(大正八年)、「時代の手」 く評価され、「兵庫県文化の父」とも呼ばれた。昭和二十三年には第一回兵庫県文化賞を 転地し、大正九年(一九二〇)結婚、以後本市に定住した。 とでも知られ、民衆詩派の詩人と評された。 想的な影響を受け、カーペンター、トロウベル、ホイットマンらを日本に紹介したこ 名砕花で「明星」に短歌を発表したのがその創作活動の始まりである。 手県盛岡市に生まれた。上京後、一八歳で与謝野鉄幹、 落」(昭和五十年) などがあげられる。 (大正十一年)、「登高行」(大正十三年)、「手招く者」(大正十五年)、「歌風土記兵庫県」(昭 すべての蔵書、 全国各地を旅し、多くの校歌・市町歌を作詞している。その多岐にわたる業績は高 遺品類が本市に寄贈されたことにより、「富田砕花顕彰会」が発足し 昭和五十九年十月十七日、九三歳で亡くなったの 大正のはじめ頃、病気治療のため本市に 晶子主宰の新詩社に参加し、 砕花は創作活動のかたわ 石川啄木に思

どの窓口は、 なるのは、 二十一年度までの二十年間において応募作品の総数は二九一二作品にのぼっている(7‐10)。この賞の対象と 市民文化の振興に寄与することを願って創設されたものである。 富田 翻訳・アンソロジー(詩文などの選集)・復刻・遺稿詩集などを除いた詩集である。募集受付・審査な 教育委員会社会教育部生涯学習課内におかれている。 毎年全国から多くの応募があり、 わが国の詩の発展を促し、 平成二から



地球家族会議

力とそれらに対する支援のあり方に焦点があてられ、ゲストスピーカーとし

国際交流協会の文化活動

ルナ・ 会における女性の役割をテーマに、 画された。この会議では、 をキーワードに、市民レベルでの国際協力を推進していくことをねらいに企 国際化の進展のなかで多文化共生都市をめざして開催されたものである。 節に詳述)を記念し、国際シンポジウムの開催が企画された。これは急激な 第一回地球家族会議」は平成五年十一月二十日、本市と協会との共催で、 地球家族会議 ホールで開催された。 芦屋市国際交流協会の設立 第一回テーマに 民族や国の壁を超えて共に生きる「地球家族 開発途上国の女性たちの社会貢献 『開発と女性』が選ばれ、 (設立経過などは第一章第九 国際社 、の努

て、フィリピンのコラソン・C・アキノ前大統領 (当時)が招聘され、アキノ氏による基調講演が行なわれた。

年、『日本の国際協力のあり方』をテーマとしてルナ・ホールで行なわれた(7‐11)。基調講演は、 ゴック・トゥ在大阪ベトナム社会主義共和国総領事、北村春江芦屋市長が参加、芹田健太郎神戸大学大学院教授 前国連大使 国際シンポジウム・地球家族会議は本市と協会との共催で四年ごとに開催することとなり、 (当時、 以下同じ)、パネリストにはユルウィス・ヤティムレ在大阪インドネシア共和国総領 第二回は平成九 波多野敬雄

をコーディネーターとして開催された。つづく第三回地球家族会議は平成十二年十月五日、『宇宙からみた地球 をテーマとして行なわれた。また、阪神・淡路大震災が起きた平成七年九月には、市内在住の外国人を中心に

外なる交流の展開 国際交流協会の事業は大きく「外なる交流」と「内なる交流」に分けられる。「外なる交

『外国人が語る震災フォーラム』が開催され、震災時の外国人への対応についての意見、要望が出された。

流」とは学生使節の交換、市民の訪問交流をさし、「内なる交流」は婦人英語教室による英語のレッスンや各種セ

動は重要な国際協力事業として、芦屋姉妹都市協会から芦屋市国際交流協会に引き継がれている。 ミナーなど、地域のなかで活発な異文化交流を図り、友好と国際理解を深めようというものである。これらの活

などがあげられる。 「外なる交流」の代表例としては、モンテベロ市との姉妹都市提携、 フィリピンとの交流、 アルル市との交流

キノ前フィリピン大統領が出席したことが契機となり、フィリピンにおける貧困地域の救済や、 フィリピンとの交流 同協会は、 協会設立記念事業として開催した国際シンポジウム・地球家族会議にア

策 五三

文

化

政

五四四

Voluntarism 女性ボランティア開発援護協会)に対して、初年度四○○万円、五年間で総額一○○○万円の支援 ピナツボ火山の噴火で被害を受けた人達への支援が求められた。協会から、NGO U C F (University Center Foundation 大学センター財団) 시 DAWN (Development Advocacy of Women's (非政府活動組織)

門として参加者に国際交流の楽しさを理解し、自己研鑚の一環として、帰国後は市内外でその体験を幅広く活用 また、 人的支援組織として、平成六年、芦屋市海外青年ワーク隊が発足した。このワーク隊は、 国際交流

金を贈呈することを発表した。

にはワーク隊の予備調査グループを派遣し、UCF、DAWVとの連携を深めた。 していくことを目的として設けられた。平成五年に二チームからなる支援のための視察が行なわれ、 (一九九四)年八月八から十九日までの日程でパンパンガ州アンヘレス市に派遣された。このように、 第一回目のワーク隊が平成六 地方自治

体が関与した国際交流団体の途上国に対する支援活動は、これまでに例がなく特筆すべきものである。 内なる交流の進展 本協会を支える活動のもう一つの柱として「内なる交流」があげられるが、その代表が

英語教室である

たのが最初である。 英語教室の歴史は古く、昭和四十四年に姉妹都市協会で「婦人英語教室」として、成人女性を対象に始められ 婦人英語教室は同協会に引き継がれてから、受講対象を男性にも広げ、呼称を「婦人英語教

室」から「 アメリカに姉妹都市を持つ国際文化住宅都市の市民として視野を広げることであり、もう一つの目的 ·英語教室」に変更した。講師は日本人会員が務めている。この英語教室の目的の一つは、 異文化の言

会することが条件とされた。結果として、多くの市民が協会活動や記念事業、 は、学生交換事業のための資金づくりと同協会の会員を増やすことであった。教室の受講に際しては、協会に入 姉妹都市訪問団などに参加するこ

教室では、市内在住のアメリカ人など外国人を講師として、ネイティブ・スピーカーと話すこと、 姉妹都市協会から続いている英語教室に対して、同協会になってからできたのが 「英会話教室」である。この 異国の文化に

とになり、協会の活動の活性化や協会会員の維持増加に寄与することとなった。

師の故郷を訪ね、有志がホームステイをするなど、国際交流にも貢献した。

触れながら会話力を養うことを目的としている。平成十四(二〇〇二)年には、アメリカ・ミシガン州出身の講

者、企業での勤務経験を有する人など多様な経歴をもつ講師陣が、各自の体験、知識、持ち味を活かしながら日 ている。語学の指導には、本市在住のボランティア指導者に講師を依頼してきたが、主婦、学生、外国居住経験 も開催し、成果をあげてきている。本協会ではこの日本語指導事業を「内なる交流」の大きな柱として位置づけ ア語・ブラジルポルトガル語・ドイツ語などの講座が設けられている。また、外国人居住者のために日本語 本語指導を行なっている。本協会独自の事業としてはこれらのほか、各種セミナー事業、コンサートなどの文化 英語教室・英会話教室のほかにも、中国語・インドネシア語・フランス語・スペイン語・韓国朝鮮語・イタリ

活動事業などがあげられる。

第四節 文化活動の展開

一 市民文化賞

化勲章や兵庫県文化賞の受賞者が多かったこともあり、市民から「市の文化や地域社会の向上に貢献した人を表 の顕彰を目的として「芦屋市民文化賞」の制度が創設された。それ以前から、文化水準の高い本市においては文 受賞者数の推移 昭和四十二年、本市が「国際文化住宅都市」として発展するにあたって功績のあった人々

受賞者の選考基準としては以下の三点が示されている。

彰しては」という要望を受け、創設に至った。

- ①学術的、科学的研究により芦屋という地域文化の高揚に直接貢献した人・団体
- ②健全な芸術、芸能、体育等の活動によって市民生活の向上に密着した功績を残した人・団体
- ③地域社会の向上発展に貢献しその功績が顕著な人・団体

第一回からの受賞者数は7-12のとおりである。分類の社会には行政、医療、福祉など、体育にはスポーツ、

武道など、文化には歴史、文芸、芸能などが含まれている。

受賞者の人数は時期や年によって若干の増減があるが、昭和四十二から平成十六年までの三八回で七一人、

四二団体が受賞している(ただし、第三〇回(平成八年)は「受賞者なし」)。

		197	70-79	198	0-89	1990)_99	合言	+
—	会								<u>'</u>
	育								
			11			13	3		
合	計		39	3	2	2	1	92	
7-1	9	层市	足士	化當高	9當之	÷ . ⊞.	休の流	壬動石	・野・
					~ 54 1	1 121	11.511	1 2/3 /3	23
	₹.		力 心	σ	1 ~	445	4 lv	₽ .	
平	方防	第	ic	充	行)	研	な	昭
灰十	•		貢献	実	献	高	究	どの	和皿
一	故		$\overline{}$	貢	抽	石	$\overline{}$	発	四十二年の第
	調本	昭和	の 加	献	H	男	展	掘調	二年
でル	量な	四	民		稲三	一	見会	杳	0
	どで	十五	_	野.	郎		や謙	を 扣	第一
氷河	Ц	年	団	加久	戸	水練	座	当	回回
期	の事	で	14 に	$\stackrel{\frown}{=}$	生	学	を通	· 指	学
の産	故	は、	贈	本	児童	校の	じ	導、	回受賞者は、
留	防 止	芦	りれ	市	委	開	て		•
植物	に	屋兆		り身		設に	化	(T)	村川行弘
です	貝献	Щ	る	体	社会	尽力	財保	貿料	行
ある		•	0	厚害	云教		護	の 但	弘
サ	75	甲		者妇	育禾	校馬	思相	存	会
ナス	大阪	系		祉	女員	E	の	や研	了 山
ゲ 促	山	0		協会	とし	して	晋 及	究	(会下山遺跡
全	渓パ	火		長	てす	後	الله الله	に 音	哟 、
のた	}	事防		とし	育少	進を	地域	献	八八十
め]	正		て白	年	指導	教会	TH-	塚
グ学	ル	人		夕体	育		文	哥	-塚古墳
術調		名		障が	成わ	水	化の	法人	朝
杳	第	財助		13	社	界	振	黒	H
や 日		`		者の	会福	の発	興に	川古	ケ丘遺
本		険		福	祉	展	貢	文	遺
	7-1資 (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日	体 文 合 7-(6 (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日育 化 計 芦) 予防、事故調査などで山の事故防止に貢献した「大阪山渓パトロール隊」、第三四	社 本 文 合 7-((平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日会 育 化 計	体 文 合 7-(6) (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日育 化 計	社 体 文 合 7-(資 (平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日会育化計 139 大型 社に貢献)の四氏、一団体に贈られている。 株で 本は貢献)の四氏、一団体に贈られている。 第四回(昭和四十五年)では、芦屋背山、六甲山系の山火事防止、人名救助、危屋広 第四回(昭和四十五年)では、芦屋背山、六甲山系の山火事防止、人名救助、危機 第三四	13 4 15 32 24 4 11 39 24 4 11 39 25 26 27 27 27 28 29 29 29 29 29 29 29	社体文 合 11 2 団 献)、高石勝男(芦屋水練学校の開設に尽力、校長として後進を指導、水泳名 イ は 3 日 は 3 日 は 4 日 は 4 日 は 5	社体文合 7-(資 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調社体文合 社体文合 7-(資 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調社体文合 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調性 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調性 (平成十二年) では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調性	社 本 文 合 7-12 社 本 文 合 7-12 本 本 文 会 7-12 本 本 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表

二. 文化のもよおし

など、

地道な努力を通じて市の文化の向上に貢献した団体などにも贈られている。

三十三年、第一回「あしやまつり」が市民の一大祭典として開催された際、各種団体や市の行事がいくつか統合 市民文化祭 昭和四十六(一九七一)年、 市民文化祭が単独の催しとして開催されるようになった。 昭和

第四節

文化活動の展開

五七

された。その時に教育委員会の提唱による「文化まつり」も統合されたが、再び独立して開催されることになっ もとで市民団体の参加を得て実施された。 た。これ以後は、「吹奏楽と交響楽の夕べ」や「市民民踊大会」など多岐にわたるプログラムが市民文化祭の名の

れていた。 た。これは 昭和六十三年には、 「芦屋さくらまつり」、既に行なわれていた「芦屋サマーカーニバル」、「あしや秋まつり」から構成さ 市民文化祭とは別に、 ふるさと意識を育てる祭りとして「芦屋三大まつり」 が計



野点・出店、

において桜の名所で、芦屋十景の一つである芦屋川沿いの夜桜を中心に

市民写真コンクールのほか、シンセサイザーとレーザーによ

初年度のプログラムをみると、「芦屋さくらまつり」は、

四月三か

?ら十日

7-13 ドラ }

は、世界最大級の口径をもつスーパーサーチライトによるショーが行なわれ 実施された。人気の打ち上げ花火のほか、この年のメインイベントとして

市民盆踊り、ビンゴ・パーティーやリバーサイドジャズストリ

夏祭りとして定着しており、この年で一〇回目を迎え、八月六から七日に る「音と光のショー」が行なわれた。「芦屋サマーカーニバル」は既に市

た。また、

五(一九九三)年からドラゴンボートレースが「ASHIYA トなど盛りだくさんの行事が催された。このサマーカーニバルでは、 CUP P と

平成

中止となった。翌年十月十五日に物産展(「米まつり」や「ちゃりていー市」など)と、イベント(だんじりや ボートで漕ぎ進むレースである(7‐13)。「あしや秋まつり」は昭和六十三年に計画されたが諸般の事情により して始められた。これは各地区や団体からの出場者が芦屋川沖から河口に向かう全長四○○メートルのコースを

子どもみこしなど) が「あしや秋まつり」として実施された(第五章第二節参照)。

もあり、 国際俳句フェスタ98」が好評であったため企画されたものである。平成十一年度には「虚子記念文学館」の完成 芦屋国際俳句祭 俳句文化を創造・発信するまちとしての特徴を鮮明にし、文化復興のメモリアルイベントとして、 「第一回 芦屋国際俳句祭」が開催されたのは平成十一年であった。これは前年の 国際

交流の一環として企画された

語)が一四〇〇句に達し、これらはアメリカをはじめとする二三か国から寄せられた英語による俳句であった。 可能とした。このこともあって、投句総数は一万五〇六三句に及んだ。このうち外国人の部 選考には有馬朗人(国際俳句交流協会名誉会長)、稲畑汀子(日本伝統俳句協会会長)らがあたり、 国内外から俳句を募集するにあたっては、 英語・日本語のホームページを開設し、インターネットでの投句も (日本語または英

成十二年三月三日の授賞式ではリン・オースティン(ニュージーランド) の作品、 tree limb/cat walks/on

顕彰俳句大賞など合計四九の賞を授与した。入選句については句集を六○○○部作成し配布した。

伝統俳句協会会長の記念講演「自然と人間」や交流パーティー「選者を囲んでの俳句の夕べ」が行なわれた。さ the moon (木の枝) / 猫があるく/月の上) に芦屋国際俳句大賞 (外国人の部) が授与されたほか、 稲畑汀子日本

五一九

第四節

らに翌日の「第六回 俳句からみた自然」が稲岡長日本伝統俳句協会理事をコーディネーターとして行なわれた。 国際俳句シンポジウム」では有馬国際俳句交流協会名誉会長の基調講演と、 シンポジウム

第五節 文化財の調査と保存・活用のあゆみ

一. 文化財の調査活動と保存

住民に解きほぐし、明らかにしていく第一歩が適切な調査と保護活動の普及である。そして、実生活にも則しつ 歴史のうねりを証す活動 生活環境とともに人間のさまざまな営みを示すのが文化財であり、それを地域の

つ、未来に向けて積極的にその活用を図っていかねばならない。

ており、現在は文化的視点から「景観」そのものも取り込み、人間社会と自然との触れ合いも射程に入れて保護 た概念となっているが、さまざまな人間活動の歩みは生活の端々に及び、古来、自然と向き合う形で変化をとげ 昭和二十五(一九五〇)年に誕生した文化財保護法は、国宝・重要美術品・史蹟名勝天然記念物などを包括し

品・絵画・彫刻・古文書や民俗文化財、伝承、そして土中に存在する埋蔵文化財などがあるが、これらは一度失 地域の文化財には、 固有の来歴があり、土地に根ざした人々の知恵や工夫の跡をとどめている。 対象の拡大を図る傾向にある。

われてしまうと、二度と形を取り戻すことのできないものが多い。そして、公益性の高い国民共有の文化資産で

もある。

紹介し、明らかになったことをできるだけ関連づけて叙述する。 史』本編・史料編や の成果や意義を要領よく収めている。本節では、それとの重複を避けつつ、 本市の文化財保護活動は、昭和二十年代末から行なわれた市史編纂事業に付随して始まった。 『新修芦屋市史』本篇・資料篇一・資料篇二には、 断片的ながら、 昭和四十三年前後からの調査活動を 昭和五十年頃までの 旧版の 『芦屋市

四十年代中頃以降、 統的な街路を急速に消滅させ、土着の文化財がまたたく間に行方不明となる事態を引き起こす。本市では、昭和 て行なわれてきた。とりわけ市域南東部の春日地区は、 西国街道と民家・民具の調査 民家や民具の実測調査、 (本街道)のまちなみが保存状態良く遺存していたが、土地区画整理事業により消滅することとなったた こうした実情に直面し、記録を残すための調査が 街道沿いの記録調査を行なった。 街区の整備は、住みやすい土地空間を提供する一方で、 非戦災地区の一つとして知られ、 「芦屋市民家・民具調査グループ」によっ 近世以来の旧西国 旧来のまちなみや伝

高い六棟を確認し、築一〇〇から一五〇年の口碑や伝承の保持四棟、 六○棟を数える大正期以前の古民家をリストアップした。これらのうち江戸時代後期から幕末まで遡る可能性の 棟の年代的根拠が得られた。主なものをあげると、三条町の小阪正一家住宅・五味富治家住宅、 市内の民家調査は、昭和四十九年度から進められ、八調査区域を設定し、外観の観察と口碑に基づいておよそ 文献史料による証左一棟、 遺構編年による 打出春日町

第五節

文化財の調査と保存・活用のあゆみ

に解体が決まり、 日土地区画整理事業区域に該当するため、 打出焼瓦を葺く例もみられた。 なかには三条町の井田市左衛門家住宅のように、 比奈貞雄家住宅、 現、 春日 町 の幸田中二家住宅・名田巌家住宅、 事前に間取り調査と所蔵農具・民具のリスト 浜芦屋町の 山村久右衛門家住宅などである。 春日町の阪口喜蔵家住宅は、 昭和四十九年三月末 屋根に在 岩園町 地 の朝 0)

作成調査を実施した。

ŋ 家は、 しは駕籠屋 滅した。 一家住宅も解体前に応急の間取り調査を行なった。この古民 また、 土地区画整理事業によって、 市内で当時三棟確認された藁葺き屋根をもつ稀少例であ 屋号を「カゴヤ」と称し、 西国街道 (運送業) であったとみられる。 (本街道) の北側に所在して南面する幸田 昭和五十二年一月に完全に消 江戸時代以来、 竹籠屋ない 中

的な改善整備を開始した。近代に継承されてきた旧西国街道の四十八年一月、春日土地区画整理事業として、まちなみの本格打出春日地区の西国街道沿いまちなみ調査 本市は、昭和



7-14 春日地区 旧西国街道沿いのまちなみ復元 (出典) 『芦屋の生活文化史』

なったため、旧村の態を面的に知り得る最後の調査の機会が訪面影を残す古いまちなみは、広範囲にわたって消え去ることに

れたといえる。

好な形で記録することができた。 昭和五十一年度に打出村のまちなみの現状、口碑の収集、石昭和五十一年度に打出村のまちなみの現状、口碑の採集と旧観の写真記録によっておおむれ昭和初期頃まで遡って復元することが可能であった。春日町 12 世級 12 世級 12 世級 12 世級 13 世級 14 世級 15 世級 16 世級 16 世級 17 世級 18 世級

屋・八百屋などが、店を構えて賑わっていたのである。また、れてきたことがうかがえる。街道沿いには7‐14にみるよう馬面の酒造地へと運び、日常的には生活道路として脈々と使用さ面の酒造地へと運び、日常的には生活道路として脈々と使用さるたことがうかがえる。街道沿いには馬力幅で花崗岩の板



第五節

文化財の調査と保存・活用のあゆみ

そうれん道が北方へ分岐して、その先には打出村の共同墓地が存在し、茶毘にふすため、埋葬に至るまでの長い

道のりを満池谷(西宮市)の火葬場へと運んだという。

該当地区で総数四五点を確認し、 くが近世初頭以降の石造物である。市内最古の金石文は、 で布引花崗閃緑岩が用いられている。年代的には、室町時代後期の石仏・一石五輪塔などが存在するが、その多 布する石造物は、 土地区画整理事業の進捗と墓園への無縁仏の集結が主なものであるが、春日土地区画整理事業に伴う調査では、 の芽グループによる地道な石造文化財調査が進められ、 石造遺品や農具・民具の基本調査 室町時代前期より流入のみられる和泉砂岩は抑制ぎみで、六甲花崗岩の使用を主体とし、つい 国道二号以南、宮川以東で一五一点を記録にとどめることができた。本市に分 石造物は昭和四十年代後半に入って急速に減少した。その間、 孔版刷の記録が公にされている。石造物減少の要因は 津知町に所在する永正十七(一五二〇)年銘のみられ 地元の芦

めることのできない在地の資料が、この時期に最も多く収集できた。 農具・民具の収集と調査は、 唐箕・万石通・千歯扱・籾摺臼・手焙り・炭取り・用心太鼓・石臼・手かぎ・トビなど、今となっては集 春日町の阪口喜蔵氏寄贈品、 昭和四十九(一九七四)・五十一年度を中心に行ない、平成三年度にも一部実施 西山町の山村哲男氏寄贈品、 西蔵町の佐久間武一氏寄贈品などが主な民俗資

る日吉神社石祠であり、これは市指定文化財(建造物)として保存されている。

査を行なったこともある。奥山に存在するいもり池は、氷河期の残留植物であるサギスゲ(鷺菅)の地球上 もり池の植物調査 市内には、 地球上で貴重な位置を示すものがあり、 その評価を検証するために専 の南

限地として知られた存在である。サギスゲは、カヤツリグサ科の多年草で、白い花穂が白鷺の舞い降りたようす に似るところから「サギスゲ」の学名が起こったものである。 関東、中部高山湿地に生息する寒冷性植物であるが、現在、いもり池の群生は減少の一途をたどってい ヨーロッパ中・北部、 ロシア、 中国東北部

氏の協力を得て、分布状態と生育状態に関する詳細な調査を行なった。その結果、サギスゲは天然記念物相当の 調査を実施した。 その保存状態が急速に劣悪となり、 サギスゲの自生は近畿地方でわずか九か所を数えるのみで、いもり池は日本においても最西限として重要な 昭和四十九年、 市教育委員会と環境整備課が連携し、大阪市立自然史博物館の瀬戸剛・那須孝悌・樽野博幸諸 周辺開発に伴うアルカリ分の池水への流入や周辺雑草・雑木の岸辺への進出により 一時危機的状況に陥ったため、その現状把握を目的にこの池全体の植物悉皆

搗唄」、「籾摺唄」 仕事唄などの芸能調査 が採録でき、「素麺作り唄」、「糸紡唄」、「はた織り唄」などの多彩な仕事唄も収録し、 仕事唄については、芦屋が本来農村であったことを示す「田植唄」、「草取唄」、「殻竿ないない。 この地方特

寒冷植物として特筆されるものであるが、

その条件を満たす生育数が確保されていない現状が確認されたことか

ら、天然記念物指定には至らなかった。

四十年代末頃まで遊び唄として知られる「手まり唄」が日常的に聞こえていたことなどを記憶にとどめたい。 内の各神社の祭礼に際しては、「みこしかき音頭」が唄われ、 有の「石つき唄」については、一部ではあるものの中島富蔵氏から中村茂隆氏が採譜を行なっている。また、市 酒宴の席では「伊勢音頭」が唄われたことや、昭和

なお、新しい民謡の一つとして、河野茂雄作詞、 山内隆補訂にかかる「芦屋音頭」も市民によく親しまれ、今

第五節

文化財の調査と保存・活用のあゆみ

日も受け継がれている。

丹市の「麦わら音頭」との関係性も深く、江戸時代後期に遡る口碑も存在する。西宮を経ての伝播経路が判って いる点も貴重であるが、変容の度合いが興味深い。 芸能に関するものでは、 盆踊りで必ず踊られる上宮川町の「しゃこ踊り」は大正時代後半期からの定着で、伊

だんじりが無かったとされる)。 屋・打出の二基は現存している。」とされている(なお、本書発刊にあたっての聞き取りによると茶屋芦屋には た。このうち、 基、芦屋村内の五集落に各一基(山芦屋、東芦屋、西芦屋、茶屋芦屋、浜芦屋)の計八基のだんじりがあっ また、『芦屋の生活文化史』(昭和五十四年)によると「戦前まで市内には、打出、 津知・西芦屋・茶屋芦屋・浜芦屋は戦災で焼失し、東芦屋のものは解体、三条は売却され、 津知、三条という旧村落に各 山芦

が 出の地車の巡行が復活された。また、昭和五十七年に西芦屋が「西之町」として、昭和六十二年に浜芦屋と津知 ら地車を借用していたが、その後、中古地車を購入した。現在、五基の地車が存在する。 平成元年から開催されている「あしや秋まつり」には、 「精道」として、平成二年から三条が新たに巡行を行なった。 昭和四十八年、 山芦屋は名称を「山之町」と改称して地車(だんじり)の巡行を行なった。昭和四十九年に打 地車の練り廻しが行なわれ、あしや秋まつりを盛り上 西之町、精道、三条は当初、 神戸、西宮方面か

文化財や景観の映像記録化 芦屋の歴史・風土は年々消え去っている。それらを可能な限り対象とし、より げている。

成二年)、「中世の芦屋」(平成六年)である。これらはいずれも、DVD 化されて、 要文化財 年)、「宮川に沿って」(昭和六十一年)、「移りゆく芦屋―建物に見る近代住宅都市への動き―」(昭和六十二年)、「重 かりやすく市民に紹介するため、山本徹男(映像作家) 『芦屋文化財シリーズ』として、順次、映像資料が作成された。そのタイトルは、「芦屋川に沿って」(昭和六十 旧山邑家住宅」(昭和六十三年、平成元年)、「芦屋の古墳を訪ねて」(平成元年)、「表六甲のあけぼの」(平 の撮影・編集によって、昭和六十(一九八五)年か 図書館視聴覚ライブラリーや

取り込んで建築されている。当事、 邑太左衛門 国指定重要文化財の保存と修復 (櫻正宗蔵元)が子息の別邸として計画・建設したもので、芦屋川左岸の山手町の丘陵地形を巧みに 帝国ホテル建設のために来日中であったアメリカ人建築家で近代建築の巨匠 ヨドコウ迎賓館は大正十三(一九二四)年に、灘五郷の酒造家の一人、

山

ラポルテ市民サービスコーナーなどで市民が身近に利用できるようになっている。

一十二年に現在の所有者である株式会社淀川製鋼所の所有となり、社長公邸や貸家、独身寮として使用されてい この建物は、昭和十年人手にわたり、さらに戦後は進駐軍の社交場として使われたこともあったが、昭和

といわれたフランク・ロイド・ライトが原設計を、その弟子が実施設計を行ない、完成に導いた。

ど建築分野の専門家や周辺住民から保存への強い要望が出され、署名運動が起こったことから、 和四十六年十一月、マンション建設のため、 所有者はその永年保存を勇断し、昭和四十八年に文化庁に重要文化財指定の陳情書を提出した 取り壊し計画が持ち上がったことを契機として日本建築学会な 計画は白紙撤回

された。その後、

第五節

文化財の調査と保存・活用のあゆみ

井

上利行淀川製鋼所取締役社長は本事業への貢献により昭和四十九年に芦屋市民文化賞を受賞している。 ことが実って、翌年五月に鉄筋コンクリート造りの建造物としては初の国の重要文化財に指定された。なお、

文化政策の深まり

文化活動の高まり

建物全体に経年による老朽化が進んでいたため、昭和五十六年度に修理の方針を策定するための予備調査を行

県・市・所有者の総力を結集して保存修理が行なわれた。その結果、一般には長い間その存在さえほとんど知ら れていなかった旧山邑家住宅が脚光を浴び、広く認識されることとなった。 ない、同六十年七月から三年半の歳月を費やして国庫補助事業として総事業費二億二四九六万円をかけ、国 市域には多くの文化財があるが、特に重要なものについては国・県・市の指定を受け、保存に特別な措置がと

られることになる。

平成二十二年四月現在の指定文化財は7-15のとおりである。

◎国指定文化財 (重要文化財)

指定物件	指定年月日	所 在 地	公 開
〔建造物〕 1.旧山邑家住宅(淀川製鋼迎賓館)	S49.5.21	山手町3番10号 ヨドコウ迎賓館	ヨドコウ迎賓館開館日 10:00~16:00
〔美術工芸品 工芸品〕 2.扇面鳥兜螺鈿蒔絵料紙箱	S45.5.25	山芦屋町13番31号 (財)滴翠美術館	特別展開催時 常設ではないため問 い合わせが必要です。
〔美術工芸品 考古資料〕 3.銅経筒	S12.5.25	個人所有	
〔美術工芸品 考古資料〕 4.埴輪男子跪坐像	S34.12.18	個人所有	
〔重要無形文化財 芸能〕 5.人形浄瑠璃文楽人形	H6.6.27	個人保持	

◎国登録有形文化財

●口並が17ルス10 が			
登録物件	登録年月日	所 在 地	公 開
1.中山家住宅主屋 中山家住宅表門および塀	H19.5.15	三条町24番16号	生涯学習課へ問い合わせて下さい。
2.旧松山家住宅松濤館 (芦屋市立図書館打出分室) 旧松山家住字堀	H21.1.8	打出小槌町2番	図書館打出分室の開 室日

◎県指定文化財

指定物件	指定年月日	所 在 地	公 開
1.県指定有形文化財 芦屋会下山弥生時代住居址	S35.5.12	三条町258番地 山手中学校裏山	自由見学可
2.県指定有形文化財 伝芦屋廃寺塔心礎	S38.4.19	伊勢町12番25号 市立美術博物館庭園内	美術博物館開館日

◎市指定文化財

◎申拍走又化則			
指定物件	指定年月日	所 在 地	公 開
1.親王寺所蔵考古資料一括	H2.3.22	打出町3番21号親王寺	非公開
2.旧三条村共有文書一括	H2.3.22	三条町9番14号 芦屋市三条会	非公開
3.伝猿丸太夫之墓	H3.3.23	東芦屋町20番3号 芦屋神社	自由見学可
4.四季耕作図屏風 六曲一双	Н3.12.6	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
5.三好長康山論裁許状 (附、挟板)	H3.12.6	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
6.日吉神社石祠	H5.3.8	津知町6番9号 日吉神社	自由見学可
7.小阪家住宅	H6.3.23	陽光町地先芦屋市	非公開
8.徳川大坂城毛利家採石場 出土 刻印石	H16.3.26	剣谷17番地先 芦屋市霊園内	自由見学可
9.会下山遺跡出土青銅製漢式 三翼鏃	H19.3.2	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
10.金津山古墳	H22.3.19	春日町153番 156-2番	生涯学習課へ問い合 わせて下さい。

7-15 市内の指定文化財 (資料)教育委員会

一 埋蔵文化財の保存と活用

布地図の作成と公示によって、諸種の開発事業との調整を随時図り、周知徹底に努めてきた。 財」は、本来その実態の把握にかなりの困難を伴う文化財の最たるものである。本市においては、その現状を分 埋蔵文化財調査の増加と概観 古墳や城跡などを例外として、原則的には土中に埋もれている「埋蔵文化

資、近代化資料や戦災痕跡にも目を配っている。 してきたところとして知られている。近年は、芦屋川水車場跡や呉川遺跡といった芦屋の特色ある、近代生活物 にわたって可能な限り保護の施策を進めてきており、阪神間でもかけがえのない歴史資料を早くから収集・ 本市ではその分布状況の把握を昭和四十三(一九六八)年の台帳づくりから本格的に開始し、 爾来四十年以上

年、平成二十一年と改定を重ね、 万二〇〇〇箱近くになる。 埋蔵文化財包蔵地分布地図は、その後、 現在一五六の遺跡数を数えるに至っている。出土資料の収蔵コンテナ数は 昭和五十五年、昭和六十三年、平成五(一九九三)年、 平成十三

成七年一月の阪神・淡路大震災によって都市機能が喪失するような多大な被害を受けた地域であり、その渦中で した埋蔵文化財の調査記録は、予算のついたものに限り、記録保存の証として報告書を作成しており、現在、『芦 の埋蔵文化財保護施策についても諸条件の制約のもと、適切な対応を行なってきており、別項で記述する。こう 発掘調査の件数も日々増大し、芦屋の歴史を大幅に塗り替える大きな成果をもたらしている。なお、本市は平

至便な書籍が必要な時期を迎えている。以下では、この四十年間の調査のなかから、その一部を選び出し、 この四十年間の新事実もきわめて膨大な蓄積があり、 市史』資料篇一では、昭和五十年頃までの遺跡調査の成果をコンパクトにまとめ、考古資料篇の観を呈するが. えるので、 屋市文化財調査報告』第八十七集までと『実績報告集』三冊分の刊行を終えている。震災後の数が六十四冊を数 いかにこの十五年間の発掘調査量が多かったかが推測されよう。昭和五十一年に公刊した その頃と比べて数倍以上に達した資料を市民に還元できる 『新修芦屋 小見

出しを立てて、

概要を紹介することにする。

る。これらは石室が地上に露出するものも多く、生活空間の中に邸宅の築山や神社内の石室として残されてい 丘陵地一帯には、八十塚古墳群や三条古墳群、 横穴式石室墳は、 る阿保親王塚古墳や金津山古墳など大形古墳の緑なす墳丘が現存している。また、 市街地からすがたを現しはじめた古墳や古墓 かつてその周辺に広がっていた天神山古墳群の名残をとどめている。さらに、 城山古墳群などの横穴式石室墳を主体とする群集墳が存在してい 市域東部の翠ケ丘丘陵には、 古墳時代前期や中期の築造であ 山麓部の芦屋神社境内に残る 六甲山 [地前 畄

ぶ。また、稀少なものとして、竪穴系の石室を主体部とする古墳の存在も確認された。東芦屋町では、表六甲で 誇ることが明らかになった。横穴式石室から出土した多彩な副葬品の年代は、 八十塚古墳群は、 この四十年の間に、古墳の分布調査が精力的に行なわれ、加えて発掘調査も実施されるようになった結果、 小円墳を中心に構成された数十基を数える古墳時代後期の古墳群であり、 六世紀後半から七世紀中頃に及 阪神間有数の規模を

る。

第五節

文化財の調査と保存・活用のあゆみ

初めて奈良時代の火葬墓(藤ヶ谷古墓)が発見された。

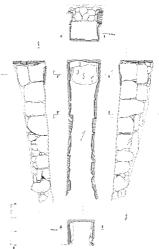


れた。三条岡山古墳群は木棺直葬墳の可能性があり、 代の珍しい祭祀遺構や、 に古墳祭祀に用いられた多くの土器類が残されていることなどから、郡司層へと連なる被葬者の姿が浮き彫りに 播磨から運び込まれた多量の竜山石片が敷き詰められていること、多角形の墳丘を持つこと、 なお、 市域西端の三条岡山遺跡では、 扇状地上の寺田遺跡や月若遺跡などでは古墳時代前期に遡り得る埴輪・管玉の出土が知られて 円筒埴輪を有する直径一〇から一五メートル程度の円墳群 (水車場跡) 事前発掘調査の 代に石室内の発掘調査が行なわれた旭塚古墳 模ながら多角形の墳丘をもつ城山三号墳なども含まれる。また、 む斜面地に新たな古墳が見つかり、 裾へと伸びてきた宅地開発やマンション建設によって、高座川や芦屋川 終末期の横穴式石室墳であることが再認識された。墳丘前庭部や石室床 われた。そのなかには、 あらためて発掘調査が実施され、この古墳が、近畿地方でも特異な古墳時代 芦屋川右岸域に立地する三条古墳群や城山古墳群についても、 宅地の再開発などに伴って、 横穴式石室をもつ三条古墳群 県下最大規模の石室を内蔵した山芦屋古墳や、 事前の発掘調査 子持勾玉や鉄刀を供献した飛鳥時 7 17 7 ・城山古墳群へ (三条岡山古墳群) 7 16 墳丘前面のテラス 18 が次々と行な の変遷がうか につい 昭和三十年 しだい が見出さ に山 面に 小規 に臨

いるので、丘陵部分や扇状地上にこの時期の古墳が営まれていた可能性も考えられている。ごく最近では、月若

がわれる。

された。さらに、





7-17 7-18 旭塚古墳実測図 旭塚古墳 (梅原章

持つものについても、その多くが古墳ではないことが明らかになってきた。その一方で、宅地化したまちなみの 来中世に築かれた塚であったが荒廃が進み、近世に改修されたようすが観察された。また、このほかの塚伝承を (上) (下) 対象となった。元塚は、

第五節 文化財の調査と保存・活用のあゆみ 家など)、葺石を有する古墳の濠が新たに見つかり、

金津山古墳の西方一〇〇メートルで、円筒埴輪、

人物埴輪、

赤

は、

できる。

がみつかった(7 遺跡から大変珍しい小銅鐸 ; 19

-氏撮影)

市域東部の翠ケ丘丘陵に

は、元塚やうの塚、 鞍塚と

つ遺跡が点在していたが、 いった塚や古墳の伝承を持

よって相次いで発掘調査の これらも近年の再開発に

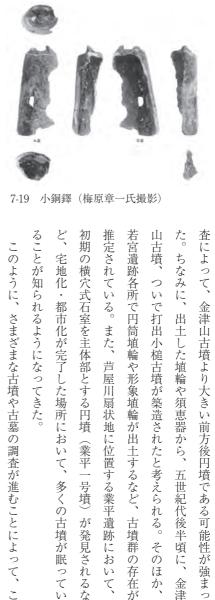
下に古墳の痕跡が埋没していることが明確化したことも重要である。その例として、金津山古墳をあげることが

金津山古墳は従来、大形の円墳と認識されてきたが、周濠の検出状況から、短い前方部を持つ墳丘長

五五メートルの帆立貝形の古墳であり、しかも二重周濠を伴うことが確認された。昭和六十一(一九八六)年に 白・緑の顔料の塗布された形象埴輪 製

打出小槌古墳と名づけられた。この古墳は、たび重なる調

五世紀代後半頃に、



若宮遺跡各所で円筒埴輪や形象埴輪が出土するなど、古墳群の存在が 推定されている。また、芦屋川扇状地に位置する業平遺跡におい 山古墳、ついで打出小槌古墳が築造されたと考えられる。そのほ

ることが知られるようになってきた。 初期の横穴式石室を主体部とする円墳(業平一号墳)が発見されるな 宅地化・都市化が完了した場所において、多くの古墳が眠ってい

このように、さまざまな古墳や古墓の調査が進むことによって、こ

る。 を担った人々と奈良・平安時代に活躍した氏族の間を繋ぐ歴史を、徐々に読み解くことができるようになってい の土地の開発や経営を主導してきた古代の豪族たちの出自や系譜を掌握することが可能となり、 縄文・弥生時代

古代菟原郡中枢地としての葦屋 埋蔵文化財調査の七割近くが芦屋川右岸域で行なわれてきた。

遺跡 代半ば頃より、 の成果が特筆すべきものであり、 バブル経済期をはさんで調査対象が急速に平野部へと移行していったが、この地域では特に古代 地域の歴史像を根底から塗り替えるような発見が相次いだ。

昭和五十年

寺田遺跡では、その西部の一角で園池状の遺構が見出だされ、出土した須恵器には、郡司層の往来を示唆す



三条九ノ坪遺跡出土の木簡)「兵庫県文化財調査報告書」

る「大領」、「少領」の墨書が発見された。長官・次官

北方、三条九ノ坪遺跡では、流路から「壬子三年」と 落が一部官衙施設を併存させる姿で垣間見える。その 立柱建物が東西に連接して立ち並び、大規模な古代集 された意義は大きい。高燥な扇状地面には規則的な掘 クラスの文字史料が県下で初めて同一地点から確認

日本でも最古級の史料として注目された。想定される 記された干支年銘の木簡(7‐20)が初めて出土し、

政の一端が知られた。

六五二年という暦年代は、

前期難波宮、

難波長柄豊崎宮の造営時期と同年であり、当時、

先進的であった文章行

初現期の瓦類は七世紀後半から末の年代を示し、その後の調査で月若遺跡や寺田遺跡など広範囲に分布すること 多用した遺構と大量の屋瓦、 み合う忍冬唐草文軒平瓦が初めて確認され、同時期の調査により古い高句麗系軒丸瓦も出土している。これらの 芦屋廃寺遺跡では、寺域中枢が掌握されつつあり、第六十二地点の調査では、基壇の一部と推定される塼を 前身の掘立柱建物などもみつかった。創建期の軒瓦は、八弁複弁蓮華文軒丸瓦と組

も追認でき、逆に大きな課題となっている。

第五節

文化財の調査と保存・活用のあゆみ

芦屋廃寺の伽藍の完成までには数十年が費やされたとみられ、八世紀前半から中頃に一つのエポックが認めら

れる



北方、東方と分布範囲を広げており、

寺域の整備と主要堂宇の

鉄鉢形土器をはじめ、多量の灯火具が出土した。この時期

0

瓦は

;が一括投棄されていた第七十五地点では、「寺」をスタンプした

(7-21)。七三○から七四○年頃の供膳具を中心とする土器

立が充足されつつあるようすがうかがえよう。

想像以上の古代遺跡の発見は、令制下の摂津国莬原郡における

芦屋地域

の果たした中心的な役割を一

層鮮明なものとした。

古代

郡を代表する芦屋廃

の動

山陽道の摂津地方の拠点といえる葦屋驛家、

に所在する深江北町遺跡 (神戸市東灘区) などの津の管理や駅路経営に関わる駅戸集落の存在が浮上するなど、 寺、 津へ至る南北津路の想定、 初 期 郡 衙 の候補の地と言うべき寺田遺跡や月若遺跡 津知遺跡の大型建物群や関連して近傍

有機的な遺跡群を包括しており、

ある。その石垣普請は、 東六甲の大坂城石切場 当時の城郭建築の粋をきわめた技術を駆使して造られたものであり、みごとな高石垣に 特別史跡となっている大阪城は、 江戸時代初頭に徳川家によって再築されたもので

いわゆる「官衙ブロック」の形成が判明した意義があろう。

この石垣の構築は、豊臣恩顧の大名を中心に西国六四家の諸大名を動員し、三期十年の歳月をかけて築かれた

感嘆する。

されている。そして、石垣の大半を占める築石(平石) 笠置・加茂、さらには二条城、伏見城の転用石材など各所から集められたものであり、 天下普請として知られている。使用された石材は、遠く北部九州から、 部分の用材を中心に、三分の一程度が東六甲の各地から 瀬戸内海の沿岸と島々、東六甲・生駒 総数は一〇〇万個と推算

供給された。



岩ケ平の刻印石 7-22

その後の保存と活用でも継承されている。

方の一つといえ、刻印を歴史資料として根幹にすえたものであり なっている各 ŋ 東西六・五キロに及ぶ。良質な花崗岩の産出地を選んだものであ る分布調査が大きな基盤をなしている。今日周知された遺跡とも 叙述したが、昭和四十三(一九六八)年からの芦の芽グループによ る採石場のなかでも突出した石材供給率を誇っている。 この石切場の調査・研究の沿革は、『新修芦屋市史』本篇に詳しく 東六甲の石切場は、 海路大坂城まで約二〇キロの至近地という立地条件から、 「刻印群」(7-22) は、 神戸市から芦屋市・西宮市にかけて分布し、 全国的にもユニークなとらえ

五十四年に国庫補助事業による分布調査を行ない、刻印石を文化財 これまでの民間調査の蓄積を受けた本市教育委員会は、 昭

保護の対象として取り扱いを進めてきた。昭和五十五年に公刊された遺跡分布地図には、 を確認できる段階であった。 では、採石場単体として事前発掘調査を実施するには至らず、 登載されており、 文化財保護行政における新たな一歩を踏み出したといえる。 古墳の調査に付随して、ようやく土中の埋没石材 しかし、 昭和五十年代 刻印石の位置が詳しく ・六十年代

確認された。山麓部で切り出された石材を海路で運搬する際の積出場であり、東六甲と大坂城を結ぶ中継地とし この間、 特記すべきことがらとして、昭和六十三年に、山麓部ではなく海浜部の呉川町にて刻印を伴う石材が



23 岩園町の石切場の調査現場

て石切丁場と普請丁場とを結ぶ貴重な発見として注目される。

からは、 部の開発に呼応する大規模調査が実施され(7-23)、採石活動に携 れた結果、 材の移築保存を前提とした発掘調査がひき続き進められた。平成八年度 採石遺構や刻印石、 での成果がもたらされてい 民間の分布調査の継続と宅地開発に伴う事前調査がほぼ網羅的に行なわ (一九九三) 年度には芦屋市墓園拡張工事に伴う事前調査が実施され 平成に入ると、 国庫補助事業として採石場対象の発掘調査も随時実施され 岩ケ平刻印群においては、 採石場の調査件数は増加の一途をたどり、 矢穴痕を持つ割石を対象とした記録保存に加え、 る。 平成十三年度や平成十六年度には、 採石大名の丁場割が推定され 平成 るま わ Щ 石 Ŧ.

た石工の建物跡、 道具の修繕・加工を推測させる鍛冶遺構の検出に加え、立地や地形環境によって違いをみせる

類型別の占有丁場のあり方など、総合的な視点を生み出す成果をあげている。

阪城天守閣・大阪歴史学会・読売新聞大阪本社などと共同でシンポジウムを開き、成果書を作成するなど普及 本市教育委員会では、これまでのあゆみや数多くの調査成果を『発掘調査報告書』として著し、一方では、大

啓発にも努めている。

造物が倒壊し、 るに至った。また、全壊した小阪家住宅は、平成八年度に移築保存ができるよう解体調査が実施され、その部材 ては平成七年六月から平成十年三月にかけて修理工事が実施され、平成十年五月にようやく一般公開が再開され などの出土品の破損をはじめ、被害情況の全般が把握された。国指定重要文化財の旧山邑家住宅 ともに長年守られてきた文化財にも甚大な影響をもたらした。その直後には、歴史的建造物や指定文化財、 こった阪神・淡路大震災は、建物や道路、ライフラインに壊滅的な被害を及ぼし、多くの市民の犠牲者が出ると 阪神・淡路大震災による文化財の被害と埋蔵文化財の復興調査 は一部損壊し、市指定文化財の小阪家住宅は全壊した。これら指定物件以外でも、各所で数多くの歴史的建 本市の歴史的景観を担ってきた多くの文化遺産が一挙に消滅した。その後、 平成七(一九九五)年一月十七日未明に起 旧山邑家住宅につい (淀川製鋼迎賓 土器

壊や整理箱の倒壊、 このように激震によって数多くの有形文化財に直接的な被害が及んだのに対して、 混乱、破損を除くと、大きな被害は認められなかった。しかし、埋蔵文化財が包蔵される問 埋蔵文化財は、

は、再建を目的に市によって保管されている。

第五節

文化財の調査と保存・活用のあゆみ

おり、 知の遺跡の範囲内では、多くの建物が倒壊し、 の迅速な復旧 緊急事態にあっては、文化財保護法に基づき平常時に実施してきた工事着手前の発掘調査が被災した市民の生活 それらの復旧や復興に伴う土木・建設工事によって埋蔵文化財が急速に損壊を受けることが予測され ・復興の障壁になることが懸念され、その対応は、本市にとって深刻な課題となった。 また、ライフラインとなる道路やさまざまな埋設管が寸断されて

基づく届出および通知を要しない取り扱いを定める運用上の軽減措置がまずとられた。さらに、 れ、適用期間を二年間延長する措置が採られた。 七年六月一日から平成十年五月三十一日までの三年間と定められた。その後、 化庁次長通知) 二十九日付の ついて」(文化庁次長通知)に基づき、同年五月末までに着工する震災に伴う復旧工事に対して、文化財保護法に このような状況下、文化庁による平成七年二月二十三日付の「復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取り扱いに 「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関する基本方針について」(文 では、 復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財保護との整合性が示され、その適用期間 被災地の復興の進捗情況が勘案さ 平成七年三月 心を平成

いは大きく軽減され、 文化財が直接損壊しない場合には、 議をもって作成された。具体的には、 調査期間を短縮し、 発掘調査を不要とする内容が盛り込まれた。その結果、 地下に埋蔵文化財の存在が確認されていても、工事掘削深度が浅く、 調査件数を減少させるのに有効なものとなった。 埋蔵文化財の取 埋蔵 り扱

県教育委員会は、

この通知に基づき適用要領を整備し、

さらに取り扱いマニュアルが県および関係市町との協

発掘調査に伴う費用については、通常は、事業者による負担が原則で、発掘届出者が個人の場合のみ国庫補助

市内における発掘調査を迅速に遂行することができた。なお、本市の調査を支援した派遣職員は、平成七年度に となった。そして、本市で対応できない発掘調査については、 事業の対象となり、公費負担を適用していた。しかし、震災復興調査では、中・小企業が建設する共同住宅など と十年の二年間は、全国からの支援は終了したが、県教育委員会の専門職員による支援を引き続き受け、 八府県一一名、 と文化庁が各自治体との調整を図り、各府県・政令市から兵庫県に埋蔵文化財の専門職員が多数派遣されること こととした。さらに、震災復興調査を担当する専門職員の不足も大きな課題であったが、これについては自治省 も被災者の住宅対策とみなし、その建設についても国庫補助事業として適用し、 平成八年度に二三府県二市五七名、 平成九年度には九府県一一名となっている。また、平成九年 随時、県教育委員会に派遣職員の支援を依頼し、 調査費は、公費負担で対応する 五年間

本発掘調査は九三件実施され、調査面積はおそらく二万平方メートルを超えるものと推測される。 る。そして、十月に入ると本格的な発掘調査が実施さるようになった。その後、平成十一年度までの五年間で、 か、本市における震災後の発掘調査については、平成七年六月にようやく工事に伴う確認調査が実施されてい このように、抜本的な方針を示し、財源・人員が確保され、実際に発掘調査を実施する体制が整備されるな

にわたる震災復興調査を乗り切ることができた。

伴う調査が動き出した。これらの事業は数か年の長期にわたり、その間、本市教育委員会が調査主体となって、 業や芦屋西部第一地区および第二地区土地区画整理事業、 震災後しばらくは、 住宅の復興に伴う調査が大半を占めたが、平成八年度の末頃から、 都市計画道路山手幹線街路事業などの大型公共事業に 若宮地区住環境整備事

第五節

文化財の調査と保存・活用のあゆみ

随時発掘調査を実施した。なお、山手幹線街路事業については、

調査量の多



現地説明会 7-24

が、平成十二から十八年の間、発掘調査を行なう方針をとった。 け、 に伴う発掘調査を地方自治法に基づく自治体間の一部事務委任として位置づ 的なフェニックス計画の一環として位置づけられた経緯もあって、当該事業 さから本市の調査体制で対応するのは非常に困難と考えられたことと、広域 調査主体を芦屋市教育委員会とし、 調査機関として神戸市教育委員会

災復興調査の成果―」を開催し、 三か年の震災復興調査で出土した資料を速報的に市民に公開し、 市民センター展示場において、「最新発掘!考古学からみた芦屋展-に公開した。さらに、平成九年十一月三十日から十二月十日を会期として、 震災復興調査の成果は、できるだけ現地説明会(7‐24)を開催 調査の意義な | '95 | '97 | 震 市民

に見舞われた深刻な状況においても、この土地に根づいた歴史や文化にとってかけがえのない証人となる歴史文 阪神・淡路大震災は、 戦後の文化財保護行政にとっても全く未経験の被害に直面したが、 本市は未曾有の災害

ど普及啓発に努めた。

会下山遺跡の国史跡指定をめざして 近年の大きな動きの一つに、 県史跡の会下山遺跡に再び焦点をあて、

国史跡指定に向けての事業を推進したことがあげられよう。会下山遺跡は、三条町に所在する弥生時代の高地性

化遺産を後世に少しでも残し、伝えるため尽力したのである。

構成するさまざまな種類の遺構に恵まれ、土器や石器、 市の数多くの発掘調査の原点に位置づけられる。その結果、 掘調査を行なった。これらの調査は、本市における初めての埋蔵文化財調査であり、 内容を解明するため、市教育委員会が調査主体となって発掘調査を実施し、 集落として全国的に知られた存在である。 植物実習園を整備したことを契機として、作業を担った中学生が発見した。その後、 昭和二十九(一九五四)年、 鉄器、青銅器などの遺物も数多く出土した。水稲耕作 竪穴住居跡や祭祀場跡をはじめ、 市立山手中学校が裏山にあたる会下山に 以後、 昭和三十六年までに六次の発 今日まで行なわれてきた本 昭和三十一年には 弥生時代の集落を 跡



えた。

て、典型をなす高地性集落として、その後の歴史学界に大きな影響を与

昭和三十五年には、これら本遺跡の学術的価値が評価され、

県史

を主たる生業としていた弥生文化の時代において山に立地する集落の

在は、それまでにほとんど知られておらず、

眺望が良好な立地と合

わ

存

会下山遺跡の現状

に協力した。 跡第一号に指定された。また、発掘調査には山手中学校の生徒も主力と る青少年団体として「芦の芽グループ」を結成し、 なって参加したが、 彼らはその後地域の文化財を調査 本市の文化財の保護 研究し、 保護す

民や登山者の憩いの場として親しまれてきた。なお、 発掘された遺構は、 歴史教材園 7 ; 25 として整備され、 昭和五十年から 多くの

芦屋ライオンズクラブを中心とする市民ボランティアによって、毎年欠かさず、草刈が行なわれ、今日に

至っていることも見逃せない。

定に向けた動きが始まったといえる。 ナ・ホールにおいて開催し、七○○名を超える市民が参加する盛況ぶりであった。この気運を受けて、 みを記念して、「会下山から邪馬台国へ―高地性集落の謎と激動の弥生社会―」と題した歴史フォーラムを芦屋ル 歳月が経過し、最初の発掘調査からちょうど五十年目にあたる平成十八(二〇〇六)年には、その半世紀の歩 国史跡指

遺跡が昭和三十年代に想定されたような狭い瘠せ尾根上に竪穴住居が数棟営まれた小規模な集落ではなく、尾根 えられてきた山頂や尾根部に限らず、山腹斜面からも遺構や遺物が確認された。これらの調査成果によって、本 指導委員会を設置し、平成十九から二十一年度にわたり三次の発掘調査を実施した。調査は、トレンチと呼ばれ 筋の縁辺や斜面 る小規模な試掘坑を設け、遺跡全体の様相を把握する方法をとったが、その結果、それまで遺跡の分布範囲と考 具体的な取り組みを整理すると、遺跡の分布範囲と内容について、現在の学問的水準で再検証するために調査 山裾の緩傾斜地にまで広がる、 長期間にわたって営まれた大型の集落という見直しが行なわれ

成二十二年度中に国史跡として指定される予定である。 に文部科学大臣に宛てて意見具申書を提出した。今後、 本市では、この新知見に基づき本遺跡の学術的価値を改めて評価し、 国の文化審議会による審議が順調に進めば、 国史跡の指定に向けて平成二十二年七月 本遺跡は平

た意義は大きい

あかつきには、本市における歴史文化遺産の中核として、あらためてその積極的な活用の方策が問われることに 会下山遺跡は、本市における埋蔵文化財の調査と保護、そして活用の原点である。今後、国史跡に指定された

なろう。

第五節 文化財の調査と保存・活用のあゆみ

第八章 学校教育のあゆみ 多面的な取り組み

第一節 教育行政のあゆみ

国の指導要領と本市の対応

受け、都市化が進行し、 の激化を招いた。 指導要領の改訂 一九六〇年代以降、子どもたちをめぐる環境は、大きく変化した。高度経済成長の影響を 地域社会の変貌が進んだ。それに伴い、高等学校や大学への進学率が上昇し、受験競争

する一方、子どもを学習塾に通わせる親も急増した。 習指導要領』(昭和四十八年四月施行)をそれぞれ改訂した。この改訂は、高度経済成長の影響を受けながら、系 和四十六年四月施行)、翌年に『中学校学習指導要領』(昭和四十七年四月施行)、昭和四十五年には、『高等学校学 ムの過密化と詰め込み授業を押し進めたため、一九七○年代に入ると、授業についていけない子どもたちが増加 統主義の重視、 こうした状況に対応し、文部省(現文部科学省)は、昭和四十三(一九六八)年に『小学校学習指導要領』(昭 科学技術教育のさらなる推進、 国際的地位の向上をめざしたものであった。しかし、 カリキュラ

また、昭和五十一年から、中学校を中心に「校内暴力」が起こり、学校が荒れた。そのため、文部省は、 第一節 教育行政のあゆみ 五四七 昭和

習指導要領』(昭和五十七年四月施行)を改訂した。これは、 の時間)を新しく設けたものであった。昭和五十九年には、当時の中曽根康弘首相のもと、 や、少年非行、校内暴力、いじめなどの諸問題が深刻化したため、教育内容を精選し、「ゆとりの時間」(学校裁量 教育内容が高度化し、 いわゆる「おちこぼれ」問題 政府は、

五十二年には、『小・中学校学習指導要領』(昭和五十五・五十六年四月施行)を、昭和五十三年には、『高等学校学

教育課程の改訂を行ない、『小・中・高等学校学習指導要領』(平成四・五・六年四月施行)の改訂をそれぞれ実施し 二年後の平成元(一九八九)年には、文部省は、臨時教育審議会の答申を受けて、教育課程審議会において、

議会を設置した。同審議会は、昭和六十二年まで、四度にわたる答申を行なっている。

た。なかでも、 「地理歴史科」、「公民科」に再編した。 小学校低学年の「社会科」と「理科」を廃止し、「生活科」を新設し、高等学校の「社会科」を

こうした状況を受けて、本市は、昭和六十三年度から、「人間尊重の教育を基盤とした生涯学習の基礎を培う」

人聞の育成、 基本方針を示し、学校教育の充実を図るため、⑴学び続ける人間の育成、⑵共に生きる人聞の育成、⑶心豊かな (4)健やかな人間の育成、(5)温かみのある人間の育成を基本目標と設定した。

り」をサブテーマとして、⑴特色ある学校・園づくりの推進、⑵基礎的・基本的事項の定着と個性を生かす教育 どもたちの「心のケア」を中心とした「新たな防災教育」を展開し、平成八年度を、「復興元年」と位置づけ、 「二十一世紀に生きるこころ豊かな人づくり」を基本方針とし、「震災の教訓を生かした、こころ豊かな人づく

平成七年一月十七日、

阪神・淡路大震災により、本市の教育は、

壊滅的な打撃を受けた。本市は、震災後の子

自己実現を図る進路指導の推進、⑸心身ともにたくましく生き抜く力を育てる体育・スポーツ活動及び健康教育 の推進、 (3)豊かなこころを育て共に生きる社会の実現をめざす教育の推進、(4)こころの琴線にふれる生徒指導と

(6)社会の変化に対応した教職員の意識変革と資質の向上の重点課題として定めた。

を展望した我が国の教育の在り方について―子どもに「生きる力」と「ゆとり」を―」を発表した。

また、平成八年七月には、臨時教育審議会以来の教育改革の流れを受け継ぎ、中央教育審議会は「二十一世紀

と人との思いやりや助け合いの行動などの「生きる力」を育む教育を大切にし、前年度の基本方針を継承し、 平成九年度、本市は、震災後の復興と再生をめざす教育活動を展開し、生と死の重み・自然への畏敬の念・人

平成十年、文部省は、教育課程審議会の答申を受けて、『小・中・高等学校学習指導要領』(小・中学校は平成

ブテーマを「生きる力をはぐくむこころ豊かな人づくり」とした。

十四年、高等学校は平成十五年施行)を、それぞれ改訂した。

本市でも、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれの役割を見直しながら、連携して展開する地域に根ざした

特色ある教育活動を推進することとした。平成十一年度を「特色ある教育・元年」と位置づけ、「人材バンクづく り」一特色ある教育・支援プラン」を進めた。

|教育を変える一七条の提案」を行なった。この提案を受けて、文部科学省は、「二十一世紀教育新生プラン―レ 平成十二年三月、小渕恵三内閣の私的諮問機関として、教育改革国民会議が設置された。 同会議は、

インボープラン『七つの重点戦略』」を発表し、教育改革への取り組みの全体像を示した。

第一節

教育行政のあゆみ

をめざして『学習指導要領』の一部改正が行なわれた。 答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を受け、「確かな学力」の育成 ントであり、現今の学校教育の大きな課題とされた。そして『小・中学校学習指導要領』の一部改訂、 『高等学校学習指導要領』の一部改訂がそれぞれ行なわれた。さらに、平成十五年十二月には、中央教育審議会 また、学力低下批判の影響もあり、 『学びのすすめ』」を示した。ここでは、「心の教育」の充実と「確かな学力」の向上が教育改革の重要なポイ 平成十四年に、文部科学省は、「確かな学力の向上のための二〇〇二アピー

法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法)の改正を実施した。 法」改正を行ない、翌年には、それに関連する教育三法案(学校教育法、地方教育行攻の組織及び運営に関する 平成十八年、安部晋三内閣は、私的諮問機関として「教育再生会議」を設置し、同年十二月には、「教育基本

どが検討された。また、文部科学省は、同年に『小・中学校学習指導要領』を、平成二十一年に『高等学校学習 平成二十年には、福田康夫内閣が「教育再生懇談会」を設置し、携帯電話持ち込み禁止や学校裏サイト防止な

指導要領』の改訂を行なった。

本市の教育方針とその特色

後から昭和四十年代前半までは、知識、科学、技術などの体系化された教授内容を、一定の筋道に従って習得さ いて教育行政を行なっている。 戦後から現在まで、教育の目標は大きく変わってきた。学習内容については、

本市は、国の教育政策と県の教育政策をそれぞれ鑑みつつ、独自の方針に基づ

せようとする「系統学習」が重要視され、科学技術教育や国際競争力の向上などがめざされた。その後、「カリ

キュラムの過密化」などによる落ちこぼれ問題や非行問題などが深刻化したこともあって、国の教育方針は系統

学習から経験学習の重視へと移行し、「基礎・基本の定着」や「ゆとり」の確保へと舵を切ったのである。

頃からは科学技術教育や健康教育に関心がおかれるようになった。昭和四十年代半ば頃には、経済成長によって れる。昭和三十年頃までは、平和教育の推進や民主教育の推進が重要視されている。その後、 顕在化した健康問題や人権意識を重視した教育が展開されるようになった。 の方針』を追っていくと、国の方針と学習指導要領を実践し、その理念を実現するための具体的な努力が読み取 本市では、国の方針を実現するため、毎年度『指導の方針』を策定し、市立学校園に周知を図っている。『指導 昭和三十年代半ば

(3)特殊教育の充実、 (4)幼児教育の振興の四つがあげられ、 健康を守り育てる施策として(1)健康教育の推

例えば、昭和四十七年の『指導の方針』には、主要施策として⑴同和教育の推進、⑵教育内容・教育方法の改

(2)学童等の安全と災害防止、 ③学校給食の充実、4)社会体育の振興があげられている(『教育委員会三十周年記

において先取りされていた。 昭和六十二年までの臨時教育審議会答申に掲げられた個性重視や生涯教育への移行といった課題は、 例えば、昭和四十一年度の『指導の方針』では、「子どもひとりひとりの最大限 既に本市

す教育」として「児童生徒に対する深い内省的理解を基礎として、その個性能力の伸長をはかる」(『教育委員会 長をはかるためには 一十周年記念誌』)など、子どもの個性に対する関心が表われている。その後の子どもへのまなざしやカウンセ (後略)」(『教育委員会二十周年記念誌』)、また昭和四十三年度では「ひとりひとりを生か

教育行政のあゆみ

五五

リング・マインドなどの萌芽としても読むことができる。

うたうこの基本目標は平成に入ってからも踏襲された。 つの基本目標と主な努力事項を設定した(『教育委員会四十周年記念誌』)。こころの教育と生涯学習の重要性を 人間の育成 昭和六十三年度からは、「人間尊重の教育を基盤とした生涯学習の基礎を培う」を基本方針とし、 ―自己教育力の確立―、②共に生きる人間の育成―人間関係の進化―、③心豊かな人間の育成 (4)健やかな人間の育成-―体力・気力の充実―、 (5)温かみのある人間の育成-―人権意識の高揚 (1)学び続ける —生活 か五

りの個性や基礎学力の向上に向けて、複数担任制・教科担任制・少人数学習指導など、新学習システムを導入し 学校週五日制の実施などを背景に、子どもたちの学力低下の議論が起こった。児童生徒が授業を十分に理解して いない実態や、 平成十四年度から順次、実施された学習指導要領改訂による教育内容の削減、 いじめ・不登校などの教育課題が深刻な状況であり、 いわゆる「学級崩壊」も生じた。一人ひと いわゆる「ゆとり教育」や完全

告示され、平成二十一年度からの学習指導要領の移行措置と次々に教育改革が進められた。 国においては、 教育基本法の改正、教育振興基本計画の策定などが行なわれ、小・中学校学習指導要領改訂が

た。

語活動の充実」、「理数教育の充実」が示された。 新学習システムの一層の充実が求められた。 また、 小学校から中学校につなぐ円滑なシステムづくりの構

基礎的・基本的な知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力の育成、

とりわけ「言

新学習指導要領では、

第二節 施設整備と予算

市立学校園の整備

新設された学校園 昭和四十年四月の本市の市立学校園は、高等学校一校、中学校二校、小学校四校、 幼稚

園五園であった。

条小学校を開設した。昭和四十三年から着工した芦屋浜の埋立事業により、芦屋浜シーサイドタウンの完成に伴 率化を高めるため、山手小学校を分割し、新しい小学校を建設すること」の答申を受け、昭和五十三年四月に三 の過密の解消対策として打出浜小学校、芦屋浜シーサイドタウン内の人口増加への対応策として浜風小学校を開 い昭和五十四年四月に潮見小学校、同中学校、同幼稚園を開設した。昭和五十七四月には、精道・宮川両小学校 た。また、山手小学校においても過密状況であったため、校区審議会から「学校規模を適正化し、教育活動の効 小学校では、市北部の市街化に伴い、児童増加に対処するため、昭和四十七年四月に朝日ケ丘小学校を開設し

五十四年に潮見幼稚園 幼稚園では、 昭和四十七年に朝日ケ丘幼稚園、 昭和五十六年に浜風幼稚園を開設した。 昭和五十年に西山幼稚園、 昭和五十一年に伊勢幼稚園、 昭和

設した。

震災後の平成十一年、山手・三条校区の幼児・児童数の減少に伴い、三条小学校を山手小学校に、山手幼稚園

統合	
/I)VL []	
A-t- A	
統合	
今註	

を

西

Ш

幼

雑園にそれぞれ統合した。

市立学校園

統廃校年月日

平成19年3月31日廃校

平成11年4月1日山手小学校に

平成11年4月1日西山幼稚園に

4月 8-1 市立学校園の設置一覧 (資料)教育委員会20·30·40·50周年各記念誌

13

Ш

手 耐

小学校の統合後の新校舎が完成した。

設立年月日

昭和36年10月21日

4月 1日

1日

1⊟

1⊟

1⊟

1日

1日

1日

1日

昭和22年 4月

昭和54年 4月

昭和 8年12月

昭和47年 4月

昭和54年 4月

昭和57年 4月

明治44年10月

昭和 9年 4月20日

昭和 9年 4月 2日

昭和53年

昭和57年

昭和 9年

昭和39年

昭和47年

昭和50年

昭和51年

昭和56年

震基

|準で建てられた校舎建物などで、

震

力が

な

V

建

物

0

耐震補強工事を行なった。

昭和54年 4月

明治 5年 9月10日

昭和 2年12月 1日

昭和 8年12月23日

4月

4月 1日

4月 2日

4月 1日

4月 1日

4月 1日

4月 1日

1⊟

学校の校舎を建て替えた。

また、 成十

平成十二年

度

十三年度に岩園小学校、

平

九年度に精

道 平

老朽化により、

平成八年度に宮川小学校、

成

舎を川

西

町に建設し、

移転した。

また、

校舎

0

よる騒音

•

振

動に対処するため、

精

道幼

稚

袁

昭和22年

度 校 年 小学校では、 度)、 九~二十一年度)、潮見中学校 (平成十三~十五年度)、 で施工した。また、中学校では、 潮見小学校 朝日ケ丘小学校 (平成二十一~二十二年 精道 (平成十九 中学校 (平成二十 Ш 手中 - 十 爭 成

X 分

高等学校

中学校

小 学 校

幼稚園

名 称

精道中学校

山手中学校

潮見中学校

精道小学校 宮川小学校

山手小学校

岩園小学校

三条小学校

潮見小学校

浜風小学校

精道幼稚園

宮川幼稚園

山手幼稚園

岩園小学校

小槌幼稚園

西山幼稚園

伊勢幼稚園

潮見幼稚園

浜風幼稚園

朝日ケ丘幼稚園

打出浜小学校

朝日ケ丘小学校

芦屋高等学校

0 設置 施設 の整 覧 は 8 昭 1 和四 のとおりである 十八年、 道 四三号に

二: 教育予算の推移

8-2は昭和四十年度から五年ごとに平成二十年度までの教育費の予算額と決算額を示したものである(ただ 昭和六十~平成元年度、平成元~五年度の期間は、それぞれ四年)。予算・決算は、経常費と、校舎の建築

など投資的経費としての臨時費で構成されている。

五入、以下同じ)、そのうち小学校費は経常費と臨時費あわせて六〇二〇万円である。この年は、高等学校費が 昭和四十年度 決算額でみると(以下同じ)、この年は、教育費総額三億六六七〇万円(一〇万円未満四捨

一億一八六〇万円で総額の三二・三%を占め、総額に占める割合が最も高くなっている。

小学校費が三億七六○○万円、総額の四七・三%で、教育費の費目中、首位を占めてい

昭和四十五年度

や、精道小学校の改築を行なった費用である。精道小学校の改築が完了したことで、市立小中高のすべての校舎 る。投資的経費では、総額二億八九六○万円のうち、二億五三九○万円、八七・七%を占めている。北部地 市街化に伴う児童増加に対処するため、朝日ケ丘小学校の建設に着手、校地造成工事や新校舎設計のため

昭和五十年度 投資的経費は一六億三五七〇万円で、総額三一億六二四〇万円の五一・七%を占めている。 が鉄筋化を達成した。

水應採月其	用小体相引	工工经工工	# 学 # 空 林	が推選見	(本屋) 雅小	同寸十次具	带 综小海河	1.4.1	田 沙 水 田	7,4,7	# ***********************************	秋月松初貝	带状容外带	教育費総計		- C-2	区分		N E		区分		母母保赖却	月本松工工	年少年少井	が開選し	体量推协	同步于汉具	# 经 化 帐 问	十十岁月	佛 杂 作 于	7,4元	供外作》	秋月松初貝	举办尽办举	秋月貝松川	中容審學者	区辺	4
(漢算)	(予算)	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)		Y	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)	(決算)	(予算)		<i>r</i>												
886'829	601,003	994,102	975,494	556,704	563,692	361,305	353,903	142,373	138,249	449,589	457,038	638,534	651,414	3,771,595	3,740,793	経常費		15,229	14,801	44,416	42,696	37,242	34,328	37,721	34,891	21,814	20,707	55,498	51,951	45,281	42,361	257,201	241,735	経常費	平				
29.269	31,930	1,224,747	1,334,930	22,755	23,790	8,034	9,270	278,794	П	114,648	136,510	74,833		1,753,080	1.828.060	臨時費	平成元年度	1,480				298	300	80,833	76,310	22,148	21,240	4,721	54,800			109,480	152,650	臨時費	埳相 40 年度				
658.257	632,933	2,218,849	2,310,424	579,459	587,482	369,339	363,173	П	П	564,237	593,548	713,367	663,664	5,524,675	5,568,853	mų!	1847	16,709	14,801	44,416	42,696	37,540	34,628	118,554	L		41,947	60,219	106,751	45,281	42,361	366,681	394,385	<u> 1141</u>	X #				
763.852	758,301	1,519,411	1,520,590	665,422	725,604	446,280	455,729			551,451	571,411	840,815	972,429	4,983,955	5,218,016	経常費	-1	33,029	32,398	74,469	67,378	79,612	68,853	86,242	73,968	42,326	41,559	122,109	107,648	67,184	59,874	504,971	451,678	経常費	- F				
11.991	14,528	1,407,075	1,654,740	50,348	50,350	26,127	41,983	106,257	116,200	1,350,370	180,192			2,952,168	2,057,993	臨時費	平成5年度	1,054	1,054	8,816	13,729	9,658	6,429			14,719	15,000	253,893	265,314	1,469		289,609	301,526	臨時費	培相 45 年度				
775.843	772,829	2,926,486	3,175,330	715,770	775,954	472,407	497,712	302,981	330,152	1,901,821	751,603	840,815	972,429	7,936,123	7,276,009	Ξij	N+1	34,083	33,452	83,285	81,107	89,270	75,282	86,242	73,968	57,045	56,559	376,002	372,962	68,653	59,874	794,580	753,204	шф	Νŧ				
691.418	722,613	1,265,454			618,275	457,180	473,264	176,806	172,517	430,856	430,515	817,879	811,506	4,458,113	4,496,470	経常費	+1	304,710	307,563	202,219	177,574	253,580	239,206	217,397	211,413	73,446	83,597	193,263	210,550	282,092	273,695	1,526,707	1,503,598	経常費	퓲				
23.165	24,155	74,385	87,290	6,846	6,850	15,024	15,050	10,275	10,800	83,995	121,150	10,553	10,000	224,243	275,295	臨時費	平成 10 年度			558,376	336,220	638,887	74,737	14,380	15,000	93,855	93,300	316,971	426,655	13,210	9,000	1,635,679	954,912	臨時費	昭相 50 年度				
714.583	746,768	1,339,839	1,355,070	625,366	625,125	472,204	488,314	187,081	183,317	514,851	551,665	828,432	821,506	4,682,356	4,771,765	mų!	PFI	304,710	307,563	760,595	513,794	892,467	313,943	231,777	226,413	167,301	176,897	510,234	637,205	295,302	282,695	3,162,386	2,458,510	쁘	PF				
529.486	563,734	1,085,054	1,173,150	583,849	650,289	402,298	449,303	153,839	161,989	356,847	370,559	705,249	755,515	3,816,622	4,124,539	経常費	+	423,013	411,446	589,584	576,863	425,910	412,723	298,046	291,670	189,263	128,582	283,782	329,836	354,544	343,767	2,564,142	2,494,887	経常費	表				
		6,404	1,419	8,920	8,991	1,502	2,000	142,418	142,450	62,084	46,390	7,066	7.000	228,394	208,250	臨時費	平成 15 年度	71,412	71,500	36,154	35,888	217,952	218,142	12,930	13,100	802,534	525,720	2,313,724	1,748,305			3,454,706	2,612,655	臨時費	相 55 年度				
529,486	563,734	1,091,458	1,174,569	592,769	659,280	403,800	451,303	296,257	304,439	418,931	416,949	712,315	762,515	4,045,016	4,332,789	mile.	P#1	494,425	482,946	625,738	612,751	643,862	630,865	310,976	304,770	991,797	654,302	2,597,506	2,078,141	354,544	343,767	6,018,848	5,107,542	mili	M				
441.293	466,730	892,007	888,092	545,957	567,741			169,200	156,954	389,989	375,694	914,089	906,713	3,352,535	3,361,924	経常費	+	548,286	550,077	733,596	706,203	518,630	513,247	364,994	366,811	141,096	146,023	420,303	449,744	361,411	427,835	3,088,316	3,159,940	経常費	盂				
3.108	4,000	117,505	192,869	20,834	28,300			215,556	355,643	199,450	239,280			556,453	820,092	臨時費	平成 20 年度	14,600	7,500	103,817	57,243	16,738	19,700			37,006	19,400	454,381	494,248			626,542	598,091	臨時費	昭相 60 年度				
444.401	470,730	1,009,512	1,080,961	566,791	596,041	0	0	384,756	512,597	589,439	614,974	914,089	906,713	3,908,988	4,182,016	팯	(PH)	562,886	557,577	837,413	763,446	535,368	532,947	364,994	366,811	178,102	165,423	874,684	943,992	361,411	427,835	3,714,858	3,758,031	milit	M				

8.2 教育費 予算·決算額 (資料) 「市歳入歳出決算書」

られた。また、社会教育関係としては、福祉文化センター建設に五億五八四〇万円が充当されている。 稚園に関しては浜地区の入園率を緩和するため伊勢幼稚園の用地買収および新築事業に三億六三九〇万円が投じ そのうち、幼稚園費が三九・一%、社会教育費が三四・一%、両者で投資的経費の七〇%以上を占めている。 幼

昭和五十五年度 小学校費が、総額六○億一八八○万円の四三・二%、二五億九七五○万円を占めてい

この年は昭和五十七年に開校を予定している浜風・打出浜両小学校の設計や三条小学校の増築工事と用地買収な

どを行なっている

定重要文化財旧山邑家住宅の保存改修など、文化施設の整備に費用が充てられている。 くなっている。しかし、社会教育費が総額の二二・五%を占め、翌年の新図書館建設に向けての実施設計、 昭和六十年度 投資的経費が六億二六五〇万円で総額三七億一四九〇万円の一六・九%で、 その比率は小さ 国指

一二億二四七〇万円、六九・九%を占め、美術博物館の建設着手、野外活動センターの改修など、文化施設の整 平成元年度 投資的経費が一七億五三一〇万円で総額の三一・七%を占めている。そのうち社会教育費が

備が一段と進められた。

ことがわかる 四億七一〇万円で四七・七%を占め、平成五年度も社会文化施設の整備に投資的経費の多くが投じられている 平成五年度 投資的経費は二九億五二二〇万円で総額の三七・二%を占めている。そのうち社会教育費が

平成十·十五·二十年度 平成十年度は行政改革緊急三カ年実施計画に基づき、事務事業の抜本的見直し

施設整備と予算

円、教育費総額に占める比率も五・六%、一四・二%で金額、 にすぎなくなっている。平成十五年度、二十年度も投資的経費は、それぞれ二億二八四〇万円、 五四六億七八九○万円の八・六%となっている。特に、投資的経費は、二億二四二○万円で教育費総額の四・八% などに取り組み、市の一般会計も緊縮予算となり、 教育費も決算額で四六億八二四〇万円、一般会計決算額 比率とも高いとはいえない。 五億五六五〇万

の時期までに教育施設の整備がほぼ完了したともいえるが、厳しい財政事情が教育予算にも影を落としている結 平成十年度以降、表に掲げていない年度も含めて投資的経費が一○億円に満たない年が過半を占めている。こ

第三節

学校園の状況

果であるともいえよう。

一、幼稚園

幼稚園の状況

あった。平成二十一年では、七四二園 幼稚園数は五一二園 (八〇四園) に次いで三位となっている (「学校基本調査」平成二十一年度)。 (国公立三○九園、私立二○三園)で、東京都に次いで全国二位で(『兵庫県教育史』) (国公立五〇〇園、私立二四二園)と、 東京都(一〇六二園)、大阪府

兵庫県には戦前から阪神地域に幼稚園が多く設置されていた。昭和三十一年には、

年代後半に入園希望者が激増した。特に人口が集中した阪神地区では、 第一次ベビーブームによって幼児数が急増し、保護者の幼稚園教育への関心の高まりも相まって、 定員増や園の新設など、 対応策が昭和 昭和二十

四十五年頃まで行なわれた。

『和三十一年の市内の幼稚園は、公立 (市立) 幼稚園が四園、 私立幼稚園が五園の計九園であった。 平成

一十一年では、公立幼稚園が九園、私立幼稚園が四園で計一三園となっている。

た。昭和六十年代になると、園児の減少のために、一人ひとりの個性を尊重する保育に転換した(『兵庫県教育 表現を中心にした活動が行なわれ、五十年代には室内外での活動に移行し、自然や体力づくりへの関心が高まっ に、表現力を高める教育がなされた。四十年代には、共通の体験をベースにした、室内で多数が活動する身ぶり 教育内容は時代によって変化している。昭和三十年代は、幼児の自発性・創造性を重視した自由遊びを中心

くりや指導方法に工夫を重ねた。 ついて見直し作業を開始した。 保育方針と特徴 市立幼稚園では、昭和四十七年度から、同和教育、生涯教育の観点から従来の保育内容に 昭和四十九年度から障がい児の受け入れを行ない、 障がい児を中心にした学級づ

うとするものである。生活全体を総合遊びとしてとらえ、健康、社会、自然を基盤に、生活を総合的に高め、心 に遊ぶことによって、自立心や連帯感・責任感、 和五十一から五十三年度にかけて、「二四ケ月カリキュラム」を策定した。このカリキュラムは、 他への思いやりなど、人の心の根本的なものを育てる場にしよ 園児が自由

五五九

学校園の状況

情を育成することをねらいとしている(「教育委員会三十周年記念誌」)。

稚園教育の実践に取り組んだ。平成六年、兵庫県で開催された全国幼稚園教育研究大会で、本市の三幼稚園が公 開保育を行なった。 現」の五領域にまとめ、指導を行なうための視点とした。本市ではこれを受けて、新しい視点から幼児と歩む幼 康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画制作」の六領域から、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表 平成元年、『幼稚園教育要領』が二六年ぶりに改訂され、幼児が発達していく姿を捉える側面を、 従来の「健

げ、その具現化を図っている。そのほか、子育て支援の一環として、幼稚園の降園後、親子のふれあい、子ども 同士のかかわり、また保護者同士の交流が図られるように親子に園庭を開放している。 ろの教育を進め、生きる力の基礎を育むための研究が深められた。それぞれの園の実状に即した研究テーマを掲 育てたい姿として、豊かな心情を育成することを第一に考え、知、徳、体の融合した幼児像を掲げ、幼児のここ 平成二十年三月の 平成十一年度から家庭・地域との連携を図るため「教育ボランティア」を募り、「人材バンクづくり」に努めた。 『幼稚園教育要領』の改訂に伴い「二四ケ月カリキュラム」の見直しを行なった。幼児期に

教育方針を掲げ、 三から五歳児を対象に特色のある保育を実施し、計四六一人(「学校基本調査」平成二十一年

本市に所在する私立幼稚園の歴史は古く、大正十一年に芦屋聖マルコ学園愛光幼稚園、甲陽学園甲陽幼稚園が

昭和二十九年に芦屋みどり幼稚園が開園した。それぞれ独自

開園し、

昭和二十八年に芦屋大学附属幼稚園、

度)が在籍している。

通知簿の評価方法の改善を行ない、これまでの相対評価を廃し、児童一人ひとりの到達度による絶対評価に切り ができるように、また、同和教育推進のための加配教員を配置するなどさまざまな取り組みを進めた。さらに、 にし、差別を許さない教育を基礎に進めた。これまでの授業運営を見直し、子どもが自主的、 学習活動 本市の公立小学校では、昭和四十六年からの同和教育の取り組みにより、児童一人ひとりを大切 主体的に課題解決

れている。また、児童の個性の伸長を図り、自主・創造的な学習活動を奨励する事業として、毎年、「自由研究発 交流などを内容とする体験活動が一校をモデル校として実施された。平成元年から自然学校として全校で実施さ 昭和五十八年度は、新たな事業として、緑豊かな自然のなかに一定期間滞在し、 自然の観察、創作活動や地域 替えた。評価の観点が児童や保護者にわかりやすく、学習の励みになるよう工夫を重ねた。

指定を受け、 平成七年の阪神・淡路大震災の体験を生かして、平成八・九年度には文部省の防災教育モデル地域指定事 研究成果を発表した。また、「いのち」を守る防災マニュアルを編集発行したり、市立学校園

難訓練などを実施した。

表大会」、「自由研究・教育活動展」などを開催している。

活動を行ない、理解と協力を得て実施した。また、国際理解の一環としてコミュニケーション力を培うため英語 成十四年度に創設された「生活科」や「総合的な学習」に関しては、その趣旨について保護者などへの広報

学校園の状況 五六一

第三節

活動を実施した。

領の内容理解を深め、学力向上の一層の充実を図った。低学年の複数担任制、 の読書タイムや保護者・教育ボランティアによる本の読み聞かせなどを実施した。 の少人数指導など新学習システムを活用し、指導方法の改善に努めた。また、児童の読書意欲を喚起するため朝 平成十六年度、「学力向上研究支援プラン」や「学力向上フロンティア事業」などの研究を通して、 高学年の教科担任制、 学習指導要 小中学校で

かれた学校づくりをめざして、教育活動の公開など、学校からの積極的な情報公開に努めた。 本の学習の定着や宿題などの課題学習の見直しを行ない、学ぶ習慣を身に付けさせる工夫を行なった。また、 平成十七年度は、「学力向上パワーアッププラン」に基づき、ドリルタイムなどの個別の学習を通し、 基礎・基

育成をめざして、学校園・保護者・市民・図書館関係者の参画と協働による「子ども読書の街づくり」に取り組 み『ブックワーム芦屋っ子』本が大好き読みたいな。子どもに読ませたい図書リスト四○○選』を作成し、リス 平成二十年度は、幼児・児童・生徒の豊かな「人間力」を育むため、「ブックワーム(本の虫)、芦屋っ子」の

三: 中学校

トを配布した。

た。いわゆる「落ちこぼれ」をなくすために、授業改善の工夫や「教科複数担任制」を行なった。 学習活動 本市の公立中学校では、昭和四十六年以後、一人ひとりを大切にする「個の指導」へと転換し

作品の展示が中学校総合文化祭に引き継がれている。昭和六十三年度から、外国人講師による英語科の授業を実 語作品の展示や英語劇、 祭」、「総合音楽会」、「自由研究発表会」、「学校園教育活動展」、「工夫創作作品展」などを開催した。 昭和五十八年度から、 国際理解教育を推進するため、三中学校合同の「英語祭」を開催した。英語祭は、暗唱・スピーチ部門、英 生徒の個性の伸長を図り、自由・創造的な学習活動を奨励する事業として「総合文化 英語の歌など多彩な内容で実施してきた。平成十九年度に事業の見直しを行ない、英語 昭和六十年度か

ティア活動への意識が一気に高まり、その活動が充実してきたことが大きい。学習面については、 田谷治療教育院との交流、ボランティア活動の研究、仮設住宅の住民との交流であった。仮設住宅の住民との交 平成三年度から三中学校がボランティア活動に関して指定研究を受け推進した。内容は、市内の福祉施設の三 震災復興住宅の高齢者との交流へと深まっていった。平成七年の阪神・淡路大震災を境にボラン 基礎・基本の

施し、ネィティブ・スピーカーの話の内容を聴き取ったり、発音を学ぶなど一定の成果をあげている。

学力を重視した学習指導を進め、生徒の個性を生かした学習指導に取り組んできた。

平成十年度から地域の福祉施設や公共施設に通って学ぶ「トライやるウィーク」が実施された。

この事業は

ら高めたり、 一年生の生徒を対象に、生徒の主体性を尊重したさまざまな活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自 自分なりの生き方をみつけることができるよう、支援するものである。

かく個人差に応じた指導ができるよう、平成十八年度から学習指導員(チューター)を配置し、数学の授業など 中学校においては、日々の教材研究をもとにした基礎・基本の定着を図る授業を実践してきたが、

五六三

学校園の状況

において、少人数による授業や複数教員による授業を行なっている。

業を考える」、「男女共同参画」など幅広いテーマで進路を考えられるように取り組んでいる。 ると位置づけ、進路指導計画を立てている。そのなかで、冊子「進路の学習」を活用し、「学ぶことの意味」、「職 進路指導と進路 進路指導とは単に進学先を選択するだけでなく、人間としてのあり方、生き方の指導であ

広がることとなった。また、県立芦屋高等学校が全県から受験可能な単位制となり、各中学校ではよりていねい に生徒の興味・関心、適性を考慮した進路指導が求められるようになった。 平成十七年度選抜より神戸第一学区と芦屋学区との統合により、本市の生徒の卒業後の進路選択の幅が大きく

時期に高校への進学が市民の間に定着していたといえる。 あった。全国で高等学校に進学する生徒が九○%を越えたのが昭和四十九年であることを考えると、非常に早い 本市では、市立中学校を卒業した生徒の高等学校進学率は非常に高く、昭和四十六年の時点で九五・八%で

四. 高等学校

を旨として総合的に施す学科」(総合学科)、という区分である(『現代教育史事典』)。 つによって分類される。第一は全日制・定時制・通信制という区分、第二は学年制・単位制という区分、 |普通教育を主とする学科」(普通科)・「専門教育を主とする学科」(専門科)・「普通教育及び専門教育を選択履修 高等学校の現行の学科制度は、第一に教育課程、第二に学年による教育課程、第三に学科による教育課程の三

ち、全日制三二二万七六七六人、定時制一一万一一八五人となっており、十年前と比較すると全日制は約八七万 七二・三%、専門科は七五万八七五二人で二二・七%、総合学科は一六万五七六五人で五・○%となっている(『学 人の減少、定時制は六五〇〇人の増加である。また、本科普通科に在籍している生徒数は二四一万四三四四人で 平成二十一年度において全国レベルでみると、通信制を除く全日制と定時制の生徒数三三三万八八六一人のう

校基本調査』平成二十一年度)。

続き、兵庫県は二五校で二位である(「学校基本調査」平成二十一年度)。 なった。普通科単位制を採用する高等学校は、平成二十一年度の時点で全国に五三九校あり、北海道の三○校に (一九八八)年から定時制・通信制課程において導入され、平成五(一九九三)年から全日制でも設置が可能と 特に、学年の区別なく、また生徒個人の興味関心に応じて受講する科目が選択できる単位制は、昭和六十三

市立芦屋高等学校

市立芦屋高等学校は、昭和三十七年設立され、平成十九年三月、四十五年の幕を閉じ廃

成十一年)およびオーストラリア国ヴィクトリア州ナザリアに生徒を派遣し、ホームステイをしながらの語学研 校になつた。同校では、昭和四十六年以後、同和教育の推進とともに、一人ひとりを大切にする「個の指導」へ 派遣」(平成五~十三年)事業として、本市の姉妹都市であるアメリカ合衆国モンテベロ市など(昭和六十三~平 を実施した。また、「市立芦屋高等学校生徒海外派遣」(昭和六十三~平成四年)、「市立中学校・高等学校生徒海外 六十二年度から国際理解教育を推進するため、外国人講師による英会話授業、昭和六十三年度から中国語の授業 と転換し、 昭和四十七年度に肢体不自由生徒、 昭和四十九年度に障がい児 (知的障がい)を受け入れた。 昭和

学校園の状況

学校教育のあゆみ

多面的な取り組み

が発生し、本校においても中途退学者や問題行動の増加が表面化してきた。 修や現地校の生徒などとの交流を深めた。しかし、昭和五十年代後半から全国的に「教育荒廃」と呼ばれる事象

平成十二年二月、県教育委員会は、「県立高等学校教育改革第一次実施計画」を提示した。そのなかで、今後の

後の高等学校教育の在り方について」を諮問するなど、市内部において慎重に検討を重ね、平成十九年三月に廃 実状をふまえ、本市は、現実的な対応策とともに、長期的な構想を立てるため、「芦屋市学校教育審議会」に「今 本市のような小さな通学区域の見直しも検討課題とされた。少子化による生徒の減少、中途退学者の増加などの 高等学校は、生徒の興味・関心や進路意識が多様化し、新たな学校・学科・教育方法が求められること、また、

県立高等学校 県立芦屋高等学校は、 昭和十五年に設立された旧制の県立芦屋中学校を前身とし、 平成十七

年度に普通科単位制に学校改編をした。

校することを決定した。

県立芦屋南高等学校は、昭和五十四年に開校したが、平成十五年の県立国際高等学校の開校に伴い平成十七年

けている。 三月に閉校となった。県立国際高等学校は、 定時制の県立武庫高等学校は、 昭和二十三年四月に開校し、 国際教育の専門科単位制高校として県下唯一の国際文化コースを設 働きながら学ぶ生徒の教育にあたったが、時代の

変化とともに生徒数が減少し、平成十六年廃校となり、五十六年の歴史に幕をおろした。

五. 私立中・高等学校

本市には、甲南学園甲南高等学校・甲南中学校、芦屋学園高等学校・中学校がある。

により中学校を、昭和二十三年に高等学校を開校した。昭和三十八年、神戸市東灘区から本市に移転した。 甲南高等学校・甲南中学校の前身は、大正八年に設立された七年制の旧制高等学校で、昭和二十二年学制改革

革により芦屋女子高等学校・芦屋女子中学校として開校した。昭和六十年、高等学校に国際文化科を増設した。 芦屋学園高等学校・中学校の前身は、昭和十一年に設立された旧制の芦屋高等女学校で、昭和二十二年学制改

に芦屋学園高等学校・中学校と改称した。 昭和六十一年に芦屋学園創立五十周年を機に、芦屋大学附属高等学校・中学校に校名を変更し、平成二十一年

六. 中等教育学校

の間で教育課程の編成や教員・生徒の交流などで連携を深める『連携型』、の三つがある」(『現代教育史事典』)。 を併設し、高校入学者選抜をなくして一貫教育を行う『併設型』、既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校 には、「一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う『中等教育学校』、地方公共団体等が中学校と高等学校 貫教育は、中学校と高等学校の教育が中等教育として一貫して行なわれることをめざしたものである。 平成九 (一九九七) 年、 第一五期中教審の第二次答申において提唱され、平成十一年に制度が発足した中高

学校園の状況

五六八

中等教育学校であり、国際科をおいた学校としては国内初である(「文部科学省ホームページ」)。 平成十五年四月に開校した県立芦屋国際中等教育学校は、「一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う」

七.大学

芦屋女子短期大学 芦屋女子短期大学は、昭和三十五年、「家政科」のみの単科短期大学として開学した。

科、英文学科、幼児教育学科に変更した。英文学科は、当時、外国人教師の指導で英語で授業が行なわれるトー クショップが設置され、注目された。その後、平成十七年四月、家政学科に「調理師コース」を設け、新たに文 昭和四十三年四月に英文科と幼児教育科を設置した。翌年四月には、家政科、英文科、幼児教育科を家政学

平成十九年四月、家政学科を生活創造学科に名称変更した。

化福祉学科を開設した。「調理師コース」は、兵庫県の短期大学では初めての設置コースとして注目された。

芦屋大学・芦屋大学大学院 芦屋大学は、昭和三十九年、教育学部教育学科のみの単科大学として開学し

7

昭和四十一年に産業教育学科、昭和四十七年に英語英文学教育学科、 翌年に児童教育学科を増設した。

攻および技術教育専攻・修士課程を開設し、大学院の拡充を図った。 は私立大学の数少ない大学院のひとつである。また、昭和六十年には、 和四十四年に、芦屋大学大学院教育学研究科教育学専攻修士課程 ・博士課程を開設した。 大学院教育学研究科に英語英文学教育専 教育学の博士課程

会議では、各国の職業指導の歴史と問題点などが報告され、 昭和五十三年十一月、世界七か国の関係者が参加する「職業指導学国際会議」(文部省後援)を開催した。この 以後、芦屋大学で、七回にわたり、「職業指導学国際

会議」が開催された。

平成十五年に、経営教育育成センター、平成十七年に、国際交流センターおよび教職教育支援センターをそれ

ぞれ開設し、学生の支援体制を整備した。

を新設し、 平成十八年四月、英語英文学教育科を国際コミュニケーション教育科に変更した。また、五月に経営教育学部 発達障害教育研究所と改称)を設けた。 平成十九年四月に、 教育学部を臨床教育学部に変更した。さらに、大学院にアスペルガー研究所

·型

第四節 特別支援教育

特別支援教育の歴史

育を受ける権利が保障された、②戦前に通常学校とは異なる勅令や規則・省令で規定されていた盲・ろう・養護 教育が保障されることになった。その特徴は、 法制化のあゆみ 戦後の占領期の教育改革により教育を受ける権利が障がい児にも適用され、 (1)戦前まで義務教育から排除されていた障がい児にもひとしく教 九年間

第四節 特別支援教育 五六九

学校と特殊学級が学校教育法のなかに一元的に法制化された、⑶盲・ろう学校に加え戦前に任意設置であった養 護学校が都道府県の設置義務となった、⑷教育対象や教育形態が拡充されたという四点にまとめられる(『現代

盲・ろう学校の義務制は昭和二十三年度に実現し、学年進行で九年かけて実施された。養護学校

教育史事典』)。

肢体不自由・病弱) の義務制は大幅に遅れ、昭和五十四年度にようやく実現した。

当時は特別支援教育を特殊教育と呼んでいたが、障がい児教育の発展は大きく二つの時期に分けられる。

殊教育の対象から外されていた(『障害児教育の歴史』中村満紀男・荒川智編、明石書店、二〇〇三年)。前述の 得が課題であった。実際、 ように養護学校の義務制が昭和五十四年度まで実現しなかったのは、このような考え方によるものだと思われる。 いのある子どもは「教育不可能」と考えられていた。したがって、労働力として見込めない重度の障がい児は特 加した時期であった。この時期、障がい児が教育を受けることは権利であるという認識がうまれ、その権利の獲 第一の期間は一九六○から一九七○年代まで、高度成長に伴う公害の拡大・深刻化による重度心身障がい児が増 障がい児の労働訓練が人格の形成よりも重視される傾向があり、そのうえ、重複障が

は、その整備や教育体制・内容を充実させる取り組みが始まった。特に、障がい児と健常児の対等・平等な関係 も高度成長期を終えて「成熟社会」への移行を始めた時期である。障がい者教育の義務制が法的に一応整った後 五十六年の国際障害者年と、それに続く「国連障害者の十年」(一九八三~九二年) 第二の期間である一九八○から二○○○年代までは、障がい児教育の拡充期ととらえることができる。昭和 の取り組みがあり、 日本社会

代末には希望者のほとんどが進学できるようになったのである。 育の整備も課題となった。学校や障がいの種類によって温度差はあったものの、高等部への進学は、 児の居住地にある学校とが交流する「交流教育」や、重度の障がい児の学習を保証するための をつくり、人格の形成、 の充実が図られ、平成五年からは通級による指導も制度化された。この時期にはまた、就学前教育と後期中等教 人権意識と障がいの科学的理解を進めていくため、障がい児学校と協力校、また障がい 「訪問教育」など 一九九〇年

通常の学級において特別の教育課程によることができるものとなった。 の時期より、 育」と改めた。平成十八年の法改正により、平成十九年から特別支援教育が実施されることになった。また、こ 子ども」として認識・表現が改められ、それを受けて平成十三年に、文部科学省は 世界会議」において採択されたサラマンカ声明によって、「障がいを持つ子ども」は その後、平成六年にユネスコの主催でスペインの都市・サラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する 特別支援教育の対象として LD(学習障がい)や ADHD (注意欠陥多動性障がい) が追加され 「特殊教育」を「特別支援教 「特別な教育的ニーズのある

三種類があったが、学校教育法の一部改正により、平成十九年度から特別支援学校に一本化された。全国では 生徒を対象とする特別支援学級がある。特別支援学校には、平成十八年度までは盲学校、ろう学校、 ○三○校に三万五六二人の児童生徒が在籍しており、兵庫県では四二校に四三六五人(「学校基本調査」平成 特別支援教育は、 重度の障がいのある児童生徒を対象とした特別支援学校と、 中度・軽度の障がい のある児童

第四節 特別支援教育

一十年度)が在籍している

一三七人の知的障がいのある児童生徒が在籍している。 平成二十二年四月、 県立芦屋特別支援学校が開校し、 小学部六〇人、中学部五六人、高等部一二一人の計

校・中学校に設けられている特別支援学級に通い、 による指導を受けている。 中度の視覚障がい、聴覚障がい、 知的障がい、肢体不自由、 軽度の障がいのある児童生徒は、 病弱・身体虚弱の障がいのある児童生徒は、 通常の学級に在籍し、 小学

たことによるといえよう」。一方で、急増したのが知的障がいの養護学校に在籍する児童生徒である(『兵庫県教 ピークにして減少している。これは、「医学や公衆衛生の進歩により、末梢の感覚器官に障害がある盲児が減少し 代から減少傾向にある。県の状況をみると、肢体不自由の養護学校在籍者も昭和五十年をピークに減少、病弱養 がいのある児童生徒数は単純増加傾向にある。ただ、盲学校の児童生徒数は、全国でも兵庫県でも、 育史』)。昭和四十五年では三〇〇人程度であったのが、 護学校の在籍者も昭和三十八から四十七年まで微減、その後横ばい状態が続いた後、 少子化が進行しているにもかかわらず、知的障がいのある児童生徒の数は減っていない。全国でも県でも、 昭和五十年には約八〇〇人になり、昭和六十年代には 昭和五十七年をもう一つの 昭和五十年

への関心が生まれたのはかなり遅い。県では、 昭和三十二年に神戸大学教育学部付属明石小学校、

一○○○人に達して以後横ばいになっている。

昭和三十七年に同中学校に特殊学級が開設され、 して設置されたのが本格的な始まりである(『兵庫県教育史』)。 昭和三十八年には神戸市立青陽養護学校が精神薄弱養護学校と

三田谷治療教育院 昭和十三年、三田谷啓(一八八一~一九六二)によって設立された私立翠丘小学校は

四十七年、本市から中学校教員を派遣していたが、昭和五十三年度から同校卒業生を公立中学校に進学させるこ 障がいのある子どもたちを受け入れ、その治療教育にあたった。同校は同校卒業生の中学校教育も代行し、 昭和

発達障害教育研究所 芦屋大学大学院に発達障害教育研究所が併設されている。この研究所は、 アスペル

ととした。なお、

同校は平成元年まで存続した。

ガー症候群の治療教育・研究を行なう施設として全国初の試みであり、アスペルガー研究所として平成十八年六

平成二十年四月に名称が変更された。子どもの発達支援を行なう臨床教育をめざすなか、「生得的

月に開設され、

な特質があり、 社会適応の可塑性を持つアスペルガー症候群の組織的研究が、非常に遅れていることを憂い、

切な教育と社会生活上のサポートプログラムによって、弱点をカバーし、彼らの持つ長所、可能性を伸ばす方策 研究する」という趣旨を掲げ、「臨床教育、 臨床心理、精神科医、脳科学者、社会学者等が協力して」研究を

進めるという体制をとっている。

則を制定して以来、 知識・技術を身につけのばすよう指導してきた。昭和五十二年年六月、芦屋市心身障害児適正就学指導委員会規 性に応じた教育を受けることにより、基本的な生活態度および生活習慣を養い、自立と社会参加のために必要な 本市の特別支援教育 その就学指導委員会の答申に基づき、適正な就学指導を行なっている。昭和五十七年度から 本市では、豊かな心を育て、生きる力を育む教育をめざし、 障がいの種類 程度・特

他市に先がけて実施している「なかよし交流キャンプ」は、障がいのある児童と障がいのない児童が共に一泊二 第四節 特別支援 教育

五七四

日のキャンプを通して交流している。

L D 通常学級に在籍する発達障がいのある児童の支援としてスクールアシスタントをそれぞれ配置し、 平成十六年度から特別支援学級の児童生徒への学習活動などの補助を目的として介助員、 および ADHD などの発達障がいのある子どもへ通級指導を行なう学校生活支援教員、平成十九年度から 平成十八年度から きめ細やかな

指導を行なっている。 みどり学級 昭和四十二年に旧青少年センター内で小学校肢体不自由学級(みどり学級)、翌昭和四十三年

昭和五十五年までに、成人部・幼稚部・乳幼児部を併設した。

に中学部を開設。

昭和五十六年「住宅つき生涯学級」構想のもと、コミュニティ・ケアを基本とした肢体不自由児者通園施設

(みどり学級) が、 県・市の協力で、芦屋浜住宅団地内に完成した。

力の向上のほかに趣味や特別技能の習得を基本とした結果、油絵、 学級では、乳幼児から成人まで一貫した生涯にわたる教育・訓練プログラムを作成し、児童・生徒の学力や体 書道、将棋などに能力を伸ばして個展を開

たり、アマチュア将棋の全国大会で活躍した生徒を輩出した。

年に理学療法士の再配置、 平成七年一月の阪神・淡路大震災では、液状化により、園庭や建物周辺内部に大きな被害を被ったが、平成十 平成十一年に看護・養護職の配置を行ない、 訓練や医療的ケアの充実に努めた。

設 平成十八年度末で在籍する児童・生徒がいなくなったため、 「芦屋市立みどり地域生活支援センター」として組織改編を行なった。 平成十九年度から一八歳以上を受け入れる福祉施

特別支援教育センター 平成十九年度に、保護者および教員への指導・助言を行なうため、学校教育課内に

特別支援教育センターを開設し、翌二十年度に体育館・青少年センター内に、移設した。

特別支援教育センターの業務は、①保護者等への教育相談・支援、②幼小中学校教員への相談・支援、

(4)関係機関への理解・啓発・連絡調整、

(5)情報の提供及び情報の管理、

(6) 学校 (3) 幼小

教育課の特別支援教育に係る事業との連携である。

中学校校内研修への相談・支援、

第五節 同和·人権教育

同和・人権教育のあゆみ

市の人権推進・同和対策のあゆみについては、第一章第八節を参照)。昭和四十八年から同和教育指導員を配置 した。同指導員は、各学校の同和問題に関する取り組みについての指導助言、 し、すべての国民に人権尊重の精神を身につけさせる教育である」と規定し、同和教育の推進に努めてきた(本 なかで、「同和教育は、 学校における同和・人権教育 法の下の平等の原則に基づき、現に社会の中に根強く残っているさまざまな差別をなく 市教育委員会は、昭和四十四年八月に策定した「芦屋市同和教育の方針」の 研修会での講師、 その他市民グ

ループなどに指導助言を行ない、同和教育の推進に多くの実績を残した。 第五節 同和·人権教育

学校教育のあゆみ

五七六

教育」として冊子にまとめた。また、人権啓発活動として、全国的に行なわれる「憲法週間」、「差別をなくそう る」必要などが指摘された。 昭和六十一年十二月の市同和対策審議会の基本答申で、「本来の同和教育を具体的に推進する条件を明確にす 小中学校では、年間指導計画・実践報告などを共通課題として「幼小中学校の同和

県民運動」、「人権週間」など積極的に取り組んだ。

夫・改善に努め、一人ひとりを生かす教育の充実を図る、②人権教育については、県教育委員会作成の「友だ 答申をふまえ市教育委員会は、①基礎学力の充実に関して、従来より、各校に対して基礎学力の充実のための教 討、⑵人権教育―すべての基本的人権を尊重していくための人権教育として推進する、と指摘されている。この 実―学習指導の工夫・改善の必要性と地区児童・生徒の自立的生活・学習習慣を身につけていくための事業の検 育委員会指定研究を行なってきているが、これを継続するとともに、各校においてなおいっそうの学習指導の工 て「同和施策の基本的方向」と「個別対策のあり方」が示された。個別対策のあり方に関して、⑴基礎学力の充 平成八年十二月の芦屋市同和対策審議会の答申、「芦屋市における今後の同和施策のあり方について」におい

組む児童生徒の育成を図る、との計画を平成九年二月に策定した。

ち」、「防災教育副読本」などの利用により、人権教育を推進し、共に生きる社会の実現をめざして主体的に取り

ず、「男女共生」、「多文化共生」、「特別支援教育」など人権にかかわる課題の解決に向けて総合的に推進するための 推進委員会や人権推進委員会を設置し、学校教育の基盤として人権教育を進めている。また、「同和問題」に限ら 和教育は、 教育と啓発に分け、 教育の部分は学校教育、 啓発の部分は社会教育へ移行した。学校では、

体制の整備・充実に努めている。

第六節 学校問題への対応

一. 青少年の非行問題の多発化

としてあげられるようになった。なかでも、中学校における校内暴力やいじめ、不登校などの問題は、深刻度を 一九八〇年代に入ると、本市でも、青少年の非行問題の多発化が、学校教育の抱える最も深刻な課題のひとつ

増していった。

整のほか、シンナー・ボンドの販売店に対して、非行予防の協力を要請して青少年を取り巻く環境の浄化に努め 協議会を設け、 確立、家庭や地域との協力関係の強化を図った。また、学校間の情報交換・連携を図るため生徒指導担当者連絡 本市では、個々の生徒の立場や環境を十分に考慮して、適切な指導を行なうことを基本にして、学校内体制の 相互理解と共同指導体制を確立した。さらに、警察署・児童相談所・家庭裁判所などとの連絡調

にいじめの問題から自ら命を絶つという痛ましい事件が続き、本市では、命の大切さを訴えるとともに、いじめ 平成七年一月の阪神・淡路大震災以降、個々の生徒との教育相談など充実を図った。平成十八年には、

てきた。その結果、校内暴力など問題行動が減少しはじめ、平成三年度以降は著しく減少した。

五七七

第六節

学校問題への対応

の早期発見に努めた。

一. カウンセリングセンター

レスなど各分野ごとに、専門のカウンセラーが面接および電話による相談に応じた。開設時から全国的に例のな 相談に応じるために昭和五十七年十一月「芦屋市カウンセリングセンター」が開設された。教育・思春期、 い夜間の相談業務を実施しており、相談件数は年を追うごとに増加した。 青少年のもつ悩みや困難を解決して、健全な成長発展を援助することを目的として、青少年、 保護者、 教師の スト

件となった。平成十一年度は、健康や不登校を中心に計五九九件、 相談件数は、 開設当初は二四三件であったが、相談内容の多様化に伴って昭和六十二年度には最大の一六二六 平成二十一年度は、不登校や親子関係を中心

三. 芦屋市生徒指導連絡協議会

に計一六六件である。

のとなった。芦屋警察署少年係など関係諸機関との連絡会議や長期休暇に備えて、市内大型店との話し合いがも の生徒指導に関する研修、 および平成十年からは適応教室担当者、教育委員会担当者)によって、一層自主的に充実されるも 情報交換などが各校担当者(一高校、三中学、九小学校の生徒指導担当者と愛護セン

昭和六十一年に「芦屋市生徒指導連絡協議会」が結成された。それまでの生徒指導担当者会を前身とし、

市内

学が落ち着きをみせてきたことに伴い、いじめや不登校といった、心のケアを要する生徒指導への取り組みに重 たれるなかで、市内中学校における暴力事件の数も平成元年に入り、減少し始めた。平成三年度以降、 市内三中

四.適応教室(のびのび学級

点をおき活動してきた。

け、 織との連携を大切にした取り組みを進めている。こうした活動や取り組みの結果、学校に復帰する通級者が出始 談件数が増えた。その後、適応教室は、不登校児童生徒の支援施設として、学校・家庭および関係機関、 は、学校をはじめ、広報、 転した。この適応教室の移転により、中庭をはじめ、池、花壇、 年四月、 の自然環境を活かした活動を行なうことができ、通級児童生徒の「心の居場所」になっている。また、適応教室 児童生徒の不登校の問題は、大きな社会問題になってきている。本市でも、緊急かつ重要課題であると位置づ 平成十(一九九八)年四月一日、不登校児童生徒一人ひとりに応じた教育相談や適応指導・保護者への支 関係機関との連携を図りながら学校生活への復帰をめざす施設として、適応教室が開設された。 適応教室は、芦屋市青少年愛護センター内から西山幼稚園との統合により閉園となった山手幼稚園に移 芦屋ケーブルテレビなどの啓発活動により、その存在が広く知られるようになり、 畑、運動場、ホールなどの施設環境や施設周辺 平成十一 関係組 相

めている。

五. 打出教育文化センター

育や文化に関する事業のほか、会議室を地域の自治会・団体などに貸し出しを行なっている。 職員の研修、(3)教育相談、(4)教育資料の収集および提供、(5)学校園のネットワークシステムに関する事業、 育研究所を前身とする教育機関である。主な事業は、①教育に関する専門的、技術的な事項の研究、 教育および文化の振興を図るため、平成三年四月に開設された。同センターは、昭和二十七年に設置された教 (2)教育関係 (6) 教

度」、「情報教育講座」など七三講座を開催し、多くの教育関係者の参加を得て実施した。 年度は、外国語活動部会、情報教育部会など五部会で研究に取り組むとともに、「学校園の野菜作り」、「裁判員制 に取り組んだ。また、理科実習、国際理解など五五講座を開催し、 平成三年度は、国際理解教育、生活科教育など五研究部会を設け、教育に関する専門的、技術的な事項の研究 教育関係職員の研修を行なった。平成二十

第七節 震災時の学校と地域

避難所としての学校

被害の実状 平成七年一月の阪神・淡路大震災によって、本市では、市民四二九人が亡くなり、三一二八

	1月17日	1月20日	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	閉鎖日
精道中学校	1,000	2,000	650	220	75	43	5月21日
山手中学校	200	200	54	46	28	17	5月14日
潮見中学校	400	720	100	15	閉鎖	閉鎖	3月 1日
精道小学校	1,000	2,030	642	409	195	120	5月16日
宮川小学校	1,000	1,000	530	136	100	71	5月21日
山手小学校	150	300	176	36	10	6	5月10日
岩園小学校	500	1500	348	250	122	51	5月21日
朝日ケ丘小学校	100	250	77	閉鎖	閉鎖	閉鎖	2月 7日
三条小学校	300	130	113	55	55	18	5月15日
潮見小学校	1300	1000	247	68	3	閉鎖	4月14日
打出浜小学校	50	350	256	110	43	33	5月21日
浜風小学校	400	1500	296	27	閉鎖	閉鎖	3月15日
精道幼稚園	150	200	19	12	閉鎖	閉鎖	3月16日
宮川幼稚園			160	63	35	12	5月21日
小槌幼稚園	700	700	170	105	52	閉鎖	4月24日
朝日ケ丘幼稚園	70	350	103	33	閉鎖	閉鎖	3月29日
西山幼稚園	300	300	102	50	33	21	5月15日
潮見幼稚園	170	170	50	閉鎖	閉鎖	閉鎖	2月22日
学校園小計	7,790	12,700	4,093	1,635	751	392	

8-3 避難所・避難者数の推移

あった。

公立学校園は、

避難所やその他の災害拠点施設と

(出典) 『芦屋の教育復興を求めて 阪神・淡路大震災の記録』 市教育委員会

校は臨時休校し、避難所となった。各学校での避一月十七日の震災から約二週間、小・中・高等学して利用された。

大が負傷した。公立の学校園に在籍する児童生徒の人が負傷した。公立の学校園に在籍する児童生徒の人が負傷した。公立の学校園児、小学校で一二人の児内、幼稚園では三人の生徒が亡くなり、教職員も二人校あわせて二一人、本人を含め家族が全員死亡しただあわせて二一人、本人を含め家族が全員死亡しただあわせて二一人、本人を含め家族が全員死亡しただあわせて二一人、本人を含め家族が全員死亡しただめの方痛ましいケースも三家族あった(『芦屋の教校あわせて二一人、本人を含め家族が全員死亡したという痛ましいケースも三家族あった(『芦屋の教校あわせて二一人、本人を含め家族が全員などの見い。 書を受けた。建物の継ぎ目の部分(EXP)が損傷を受け、なかには運動場に地割れが生じた学校のという。

難者数は8‐3のとおりである。避難者の総数は

校、潮見小学校、浜風小学校、市立芦屋高等学校、県立芦屋南高等学校の七校の校庭には仮設住宅が建てられ 長期にわたって被災者が校庭で生活することになった。 コミスク会議室 た住民は、各学校の体育館 |二||二〇人に達した。| 月末までこのような状態が続いたが、その後、長期にわたって避難生活を余儀なくされ 、精道中学校・山手中学校・三条小学校)、普通教室(精道小学校・宮川幼稚園・小槌幼稚園・西山幼稚園) 月十九日がピークで、五二か所、二万九六〇人にのぼり、一月二十一日には精道小学校一施設で市内最大の (宮川小学校・潮見小学校)などで避難生活をした。また、山手中学校、精道中学校、 (精道中学校・精道小学校・山手小学校・岩園小学校・打出浜小学校)や特別教室 潮見中学

二: 教育への影響

授業の影響への対処

学校園の再開は、幼稚園が二月十三日、小・中学校は二月二日、高等学校は一月

が依然として避難所として使用されており、市内の公立の小・中学校には一六三五人の避難者が生活をしていた 日と、幼稚園を除いて震災から一か月を待たずに活動時間は戻ったのである。しかしながら、二月中は、各学校 学校、高等学校では一〇時から一二時までであった。開始時間は数日後から数週間後に九時になったが は九時半)、震災前の活動時間に戻るには小・中学校で二月十四日、高等学校で二月十三日、 一十九日であった。再開直後は時間を短縮しての活動が行なわれ、幼稚園では一○時から一一時三○分、 幼稚園では三月六 (幼稚園 小・中

なかでの再開であった。また施設などが被害を受けたため、他の学校と合同で行なう活動もあった。

学校ではセカンドスクールなどの行事を中止し、授業内容の精選・指導方法の工夫をして少なくなった授業時間 に対応した。高等学校でも学校行事を中止したり変更したりして授業時間の確保に努めるなど、それぞれの学校 どを中止して保育時間を確保し、小学校でも学校行事を中止したり短縮したりして授業時間の確保に努めた。中

すべての学校園で三学期中の授業計画を立て直し、非常事態に備えた。幼稚園では生活発表会やお別れ遠足な

園の実状に応じて創意工夫がなされた。

学校・精道中学校では卒業式を、精道小学校では卒業式も入学式も運動場にテントを設営して行なった。 まった。この時期はしだいに学校内の避難所が閉鎖され始めた頃である。 震災後、卒業式・入学式が間近に迫っていたが、体育館や多目的ホールが避難所として使用されている岩園小 小・中学校で授業が再開されて約二週間後の二月十四日、簡易給食が始まり、完全給食再開は三月十四日に始

住家が全・半壊のため市内において一時的に住居を移転した児童生徒については震災前に通っていた学校に通

学することを認めた。

徒も多くいる。児童生徒の転出の状況は、兵庫県内二八五人、近畿六四二人、中部八〇人、中国八一人、 しかし、震災により、住んでいた芦屋を離れ遠く離れた地でしばらく生活をすることを余儀なくされた児童生

八七人、関東一四二人、九州八二人、東北・北海道一一人、海外五人、であり、合計一四一五人である。

あった。朝日ケ丘小学校の復学率は五七・八%で最も低かった。三月十三日時点では、小学校で七九・四%、中学 復学の状況は、震災から一か月余り後の二月十四日では、小学校全体で六一・九%、中学校全体で八六・一%で

校で九○・三%で、小学校と中学校では復学率にかな

潮見小学校の八七・一%で、

浜

精道

²小学校

		(単位:%)				
	H7.2.14	H7.3.13				
	58.2	72.1				
	60.9	74.4				
	69.1	82.6				
	58.4	77.3				
3	57.8	79.6				
	63.6	70.4				
	64.2	87.1				
	62.4	76.2				
	64.1	88.9				
	61.9	79.4				
	83.9	86.4				
	86.6	89.3				
	88.3	96.3				
	86.1	90.3				
の復学状況						

児童生徒 里生促の假字状况 『芦屋の教育復興を求めて 阪神・淡路大震災の記録』 市教育委員会

小学校全体 精道中学校 山手中学校 潮見中学校 中学校全体 8-4 (資料) 低 あった。 九六·三%、 の七二・一%、 風小学校の八八・九%、 りの差が生じている。この時点で高かったのは、 かったのは三条小学校の七○・四%、

低かったのは精道中学校の八六・四%で 中学校で高かったのは潮見中学校

内でも最も被害がひどか 8 . 4) 0 つた地 域で、 この 地域 の児童生徒の多くが学期末にも元の校区に戻れないままで 平成七年の学期末で復学率が低かった学校の地 域

は、

市

精道小学校

宮川小学校 山手小学校

岩園小学校 朝日ケ丘小学校 三条小学校

潮見小学校 打出浜小学校 浜風小学校

いることがわかる

ネットワー ク・防災拠点としての学校

各学校では、 震災後、各学校は、 自主防災組織 毛布、 乾パン、 防災拠点としての役割を自覚し、震災時に適切に機能するための計画と準備が始められた。 学校が避難所として機能したこと、そして実際に児童生徒が被災したという事実をふまえ、 非常食、 カセットコンロなどを数百から数千、 常時備蓄することを始め、 井戸水や

連絡系統などの整備も始まった。また、

避難訓練も、

連絡系統の確認と市教育委員会との連携を密にして行なわ

れた。

得·普及活動、 災拠点」として各小学校を整備しながら、小学校区単位の自主防災組織をつくり、 での自主防災組織の立ち上げが構想されていることである。各小学校区を防災生活圏とし、その圏内の なって組織化が進められるよう、そのための環境整備がすすめられた。その主な活動内容は、 特筆すべきは、市内の自治会やコミュニティ・スクールが大きな役割を果たした事実をふまえ、小学校区単位 (2)住民参加の防災訓練、 (3)住民避難訓練、(4)災害弱者に対する援助活動、 自治会やコミスクが中核と (5)非常時の応急活動 (1)防災知識

でなく、経験に裏打ちされた「心のケア」の必要性とそのための体制整備である。 そのなかで学校が特に責任をもって取り組み始めたのは、防災拠点としての機能整備や物資の確保と備蓄だけ

(6)情報の収集伝達活動、

である。

被災した園児・児童生徒の PTSD に対処するため、市では平成七年十月十一から十三日に市内の幼稚

収率は、 が今は問題ない」(二○・五%)、「最近になって問題あり」(一・八%)、「地震直後から今も問題あり」(五・一%)と、 した保護者が七%近くあり、震災から九か月が経った時点でも「心のケア」を必要とする子どもたちの存在が明 震災後に何らかの問題があったと回答した保護者が二七%いた。特に、アンケート実施時点で問題があると回答 ある)。子どもの健康状態について、「問題がなかった」と答えた保護者は約七三%であるが、「一時問題があった 小学校、中学校で「心のケア」アンケート調査を実施し、園児・児童生徒の保護者から回答を得た 幼稚園で六五一人・九一・五%、小学校で三四八三人・八六・三%、中学校で一〇七八人・七四・四%で (回収数と回

震災時の学校と地域

らかになった。この問題解決への必要性が強く確認されている。この結果を受け、本市の幼稚園・小・中学校で

はそれぞれで研修会を開き、子どもの心を適切にケアすることができるように努めている。

五八六

第九章 社会教育の推進 生涯学習の振興

第一節 社会教育行政の概要

一. 社会教育行政の概況

活のなかに効果的に取り入れる学習活動と、克服されるべき面への対策が真剣にとりあげられるようになった。 をつきとめるとともに、将来の展望の上に立った人間社会の建設のための社会教育はどうあるべきかという基本 びやかし始めた。ここにあらためて人間尊重の社会開発、 的課題が問いかけられることになった。この時期における本市の社会教育は、 公害、食品問題、 あるべき技術革新が、かえって人間生活を損なうという皮肉な現象が全国的に表面化してきた。交通公害、 概況 昭和四十(一九六五)年代に入ると、社会の変貌がいっそう激しくなり、本来、 過密過疎の深刻化、自然環境の破壊、 人間関係の崩壊など、経済成長のひずみの波は生活をお 人間疎外からの回復、社会変革がもたらす影響の根源 経済成長、技術革新の成果を実生 人間の幸福のために

五八七

③青少年スポーツ活動の推進、スポーツ施設・設備の促進をとりあげ、

(2)市民文化の高揚と婦人教育の振興として、成人教育、

勤労青少年教育の振興と健全グループ活

婦人教育の育

従来から

成・振興と文化財保護の徹底、

第一節

動の促進、

青少年非行防止対策の強化、

昭和四十年度の重点方針として、(1)青少年の健全な自主活動の伸長、

社会教育の推進

生涯学習の振興

行なわれている公民館の婦人学級、成人学校など社会教育活動の内容、方法を点検した。

労青少年対策の充実、成人教育、老人講座の充実、 民性のかん養に努めた。 ラリーの整備と活用の推進、 昭和四十二年度は、 スポーツ活動の普及振興、総合スポーツ施設の建設計画、青少年指導者の積極的育成、事故防止の徹底、 ①社会教育の総合的な展開、② PTA 活動の本格化、 社会教育施設の整備の拡充など、 市民文化の振興、郷土資料の収集と保存活用、 地域教育の確立をすすめ、 (3)地域愛護活動の啓発と推進を図 国際的な風格のある市 視聴覚ライブ 勤

係団体などの活動の充実を図るとともに、教育委員会以外の行政部門で実施または奨励している教育文化的活動 力の増進、 の広範な領域についても、互いに連絡協調を行ない、社会教育の総合的推進に努めた。 昭和四十四年度は、「芦屋でこそしなければならない教育」、「芦屋でこそできる教育」を基本方針に、 (2)個性豊かなまちづくりの増進、(3)教育環境の充実・整備などを掲げ、図書館、公民館、社会教育関 (1)体力気

業が行なわれた。 昭和四十六から五十五年の十年間は、「芦屋教育」が問い直された時代で、社会教育の分野も大きな影響をうけ 昭和四十六年、 同和問題を視点にすえた各行政施策の見直しが実施され、社会教育関係各課・館でも点検作

座、五十一年度から再開した同和教育講座は、それぞれ「人権尊重」教育の具体化をめざしたものであった。 休止させた。 昭和四十七年度からの同和教育拡張講座、 同四十九年度から開講した在日朝鮮人問題を考える講

過去の事業点検を実施するため、昭和四十七から四十九年度にかけ、

従来からの講座をほとんど

公民館では、

育センター(中学校区を単位に建設)に変更され、さらに昭和五十二年に策定されたコミュニティ・スクール構 方メートル)を建設し、社会教育・社会福祉を中心にすえた施設として、多様な市民活動の場を提供しようとす るものであった。その後、この構想は昭和四十九年のオイルショックによる地方財政の悪化により、 市企画部から発表された。この構想は、小学校区を単位として地域コミュニティーセンター 和四十八年、近隣住区(小学校区を単位として一〇住区を設定)を単位としたコミュニティーセンター構想 (約二〇〇〇平 地域社会教

想につながった。

来など、社会構造が大きく変化し、市民の学習要求が高度化・多様化する傾向にあることが、「生涯学習状況調 するため、昭和五十九年四月、社会教育部を新設するとともに、社会教育・学校教育および関係部局が連携した 査」(昭和五十九年)の結果、明らかとなった。市民の多様な学習活動を支援するための条件整備をより一層促進 ら心の豊かさに転換するとともに、 昭和五十五から平成元年までの十年間は、経済構造が成長から成熟の段階に入り、人々の関心が物の豊かさか 自由時間の増大、高齢化の急速な進行、技術革新に伴う高度情報化社会の到

託事業「生涯学習モデル事業」の研究開発(昭和六十年)、「芦屋市生涯教育推進会議」の設置 社会教育施設の充実を図るとともに、 と、文学に親しむ場としての谷崎潤一郎記念館の建設 旧図書館の老朽化に伴い、懸案であった市立図書館の建設 全庁的な「生涯学習関係事業調査」 (昭和六十三年)、美術博物館の建設 (昭和六十二年)を契機に、文化ゾーン構想のも の実施 (昭和五十九年)、県の研究委 (平成二年) など、 (昭和六十一年)、

総合行政としての生涯学習の推進の方向を明確にした。

五八九

節

社会教育行政の概要

習の確立」、「相互学習の推進」、「コミュニティづくり」を生涯学習の基本理念として、市民憲章の具現化としての 市民から意見を聞く「芦屋市生涯学習推進懇話会」の設置や懇話会からの提言(平成元年)などを通じ、「自己学

生涯学習によるまちづくりを推進した。

年時代の到来や余暇時間の増大、国際化、情報化、高齢化、少子化など、市民を取り巻く社会情勢の大きな変化 のなか、平成十四年からの完全学校週五日制の実施に向けて、市民一人ひとりが生涯学習を快適に行なうため 平成二から十二年までの十年間は、不景気と阪神・淡路大震災などにより経済状況が悪化し、また、人生八十

本市では、平成二から四年度まで文部省の生涯学習まちづくりモデル市の指定を受けて、多くの多彩な生涯学

に、学習環境の整備が望まれた。

き、(1)地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応、(2)生涯学習社会の構築に向けた社会教育、 阪神・淡路大震災により、 て、「生涯学習オアシス都市・芦屋」をめざし、諸施策の充実を図った。しかし、平成七年一月十七日の未曾有の 会および家庭の変化への対応、 平成五年三月に「芦屋市生涯学習推進基本構想」を策定し、これに掲げられている学習課題や学習体系に基づ 本市の社会教育施設は壊滅的な打撃をうけ、一時閉鎖せざるを得ない状況となった。 (4)民間の教育諸活動の活発化への対応、 を本市の社会教育の重要な四本柱とし (3) 域社

ター本館、平成九年にルナ・ホールおよび体育館・青少年センター、平成十年には海浜公園プール、平成十一年 その後、 平成七年中には、 図書館、 谷崎潤一郎記念館、 美術博物館、 公民館が再開し、平成八年に市民セン

四月に中央公園野球場と芝生広場を再開し、野外活動センター以外の社会教育関係施設の復旧を終えた。

導入し、六月に大原分室をオープンさせた。また、平成二年には芦屋ゆかりの詩人富田砕花生誕一〇〇年を記念 務の簡素化・効率化に努め、翌五年にはルナホール協会から文化振興財団ヘルナ・ホール事業の移管を行なっ して「富田砕花賞」を創設した。平成四年に市民センターにコンピュータによる施設予約システムを導入し、 ゾーンの充実を図った。また、図書館では、 文化面では、 平成三年に美術博物館をオープンさせ、先に開設した図書館、 市民の便宜を図るため同年四月に阪神間図書館広域利用システムを 谷崎潤一郎記念館とともに、文化

'98」において、本市は アピールした。これをきっかけに、翌十一年には「高濱虚子顕彰俳句大賞」を設けるなど、内容を充実して「第 平成十年には、県下九市一三会場を舞台に開催された「第一〇回全国生涯学習フェスティバルまなびピア兵庫 「芦屋国際俳句フェスタ'8」を開催し、 芦屋から日本の伝統文化としての俳句を全世界に

回芦屋国際俳句祭」を開催した。

を収めた。 い、敗れた場合は対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインポールに一週間掲揚する競技方法で対戦し、 カナダのナナイモ市との間で、「一五分間以上継続してスポーツや運動を行なった住民の参加率 でもスポーツが楽しめるように事業の推進を図った。また、平成六年五月には、国際チャレンジデーに参加し、 スポーツ面では、 平成五年に「芦屋市スポーツ・フォア・オール計画」を策定し、だれでも、 いつでも、どこ 本市が勝利

社会教育の推進

生涯学習の振興

験や社会体験の仕方、家庭での過ごし方の指導のために文部省(現文部科学省)の「全国子どもプラン 育てセンター事業のさらなる充実に努めた。また、コミュニティ・スクールの活動の支援を行なったり、 めに、平成四年四月に子育てセンターを開設した。その後、多種多様化する子育て相談などに対応するため、子 そのほか、就学前の子どもと保護者を対象に、 子育てグループの育成やその他子育てを支援する事業を推進したり、家庭の教育力の向上を支援するた 核家族化、少子化などによる子育ての不安や悩みに対応すると 自然体

建を最重要課題として、全市をあげて取り組むこととなった。社会教育の分野においては、すぐに結果がみえに 平成十二年十二月に策定された第三次芦屋市総合計画および「行政改革緊急三カ年実施計画」により、

(平成十二年度)を整備し、学校週五日制の完全実施を見越した事業を展開した。

図書館では子ども放送局を開設(平成十一年度)、体育館・青少年センターでは、子ども

三ヶ年戦略)」として、

くい教育・文化という性格上の特性もあいまって、大幅な予算縮小の対象となった。 社会教育施設の管理運営については、民間活力などの導入が検討され、海浜公園プールをはじめとして多くの

社会教育施設が指定管理者に移行した。

図書館では、 (平成十八年度)、大原分室の開館時間の延長やインターネット予約サービスを開始 ボランティア団体や民間事業者に委託した。 自動車文庫を廃止 (平成十五年度)したり、打出分室・大原分室の図書貸出などのカウンター業 一方、市民ニーズにこたえるため、本館では新たに祝日を開 (平成十九年度) する

など、図書館の充実を図った。

芦屋市生涯学習推進基本構想

構想」を策定し、平成六年二月、 これに基づき「芦屋市生涯学習推進中期計画」を策定、生涯学習社会の実現に 本市は生涯学習を推進するため、平成五年三月に「芦屋市生涯学習推進基本

努めてきた。

の直撃を受け、 応する新たな生涯学習推進基本構想が求められるようになった。また、本市は平成七年一月に阪神・淡路大震災 この経験により生涯学習ニーズのなかで「災害への備え」、「積極的な地域活動への参加」がクローズアップさ しかし、社会状況の急激な変化により、 通常の業務が中断され、その後一連の復旧・復興の事業が続くという特殊な状況におかれた。 国際化、 高齢化、 情報化、都市化、 高学歴化、 成熟化、 核家族化に対

個人の生きがいにとどまらず、 地域福祉の範囲も包括する生涯学習が求められるようになった。

実施されたことで、これまで以上に家庭教育・学社連携・民間資源活用の重要性が高まった。 を打ち出した。生涯学習や文化振興の一翼を担ってきた文化振興財団の見直し、生涯学習事業の廃止や民営化が 方で財政危機に直面した本市は「行政改革緊急三カ年実施計画」において生涯学習関連事業の大幅な見直し

抽出した市民三〇〇〇人を対象に「生涯学習に関する意識調査」を行なった。市民の意識調査の結果をふまえ、 平成十九年十二月に芦屋市生涯学習基本構想素案策定委員会を設置し、翌二十年三から四月にかけ、 無作為に

れでも」学習することができ、学習成果をまちづくりにいかすための社会参加を促進することを目的に、⑴まち 平成二十一年三月「第二次芦屋市生涯学習推進基本構想」を策定した。この構想では、「いつでも、どこでも、だ づくりのための生涯学習の推進、②学習機会の充実、③学習支援体制の整備充実、④生涯学習指導者・ボラン

川

項目 年度	PTA	青少年	スポーツ	芸術	芸能· 音楽	教養· 学習	女性	コミスク	その他	計
12年度	18	27	128	39	63	79	6	14	28	402
13年度	18	27	135	41	65	84	6	14	30	420
14年度	18	27	139	42	67	87	6	14	34	434
15年度	15	22	134	37	64	73	7	19	29	400
16年度	15	22	141	38	65	73	7	19	30	410
17年度	18	27	139	41	67	87	6	14	34	433
18年度	12	21	145	36	57	63	5	16	43	398
19年度	12	22	147	36	58	65	5	16	46	407
20年度	12	23	151	37	59	66	5	16	47	416
21年度	2	20	133	35	50	78	4	13	33	368

きわめて大きいといえる。

社会教育法では、

団体に対しては保護育成というよりも、

団体の自主 その活

(資料) 生涯学習課 社会教育団体登録数の推移

する支援の充実、の六つを基本方針としている。

ティアの育成、⑤学習成果の発表と活用、⑥文化・

スポーツの活動に対

た学習者を生む土壌となっているこれら社会教育関係団体の存在意義は 関する事業を実施する多くの団体があり、生涯学習時代における自立 る必要がある。本市においても、自らの発意と努力により、 社会教育関係団体の育成 相互教育を基盤とするもので、多様な民間の活動が活発に行なわれ 社会教育は地域の人々の自発性や自主 社会教育に

動を側面から促進・支援することとされている。 本市では、その活動を促進・支援するために、社会教育施設などの使

性・自発性を尊重する立場をとっており、行政としての役割は、

成十二年度以降の登録団体数の推移は9-1のとおりである。 用料の減額・免除、 指導者の養成・派遣などの支援を行なってきた。平

芦屋市文化振興財団である 施設の管理運営 本市の社会教育施設の管理運営を担ってきたのが (財団の設立経過、運営については第一章第

習事業も含め、 少年センターや芦屋中央公園野球場、西浜・東浜公園テニスコート、海浜公園 の受託業務に加えて、公民館で行なってきた市民文化祭・市民絵画展や芦屋川カレッジの運営も行ない、生涯学 五節参照)。 同財団は、 本市の社会教育施設の全般にわたって管理運営を引き受け、本市における文化振興の一翼を担っ 昭和六十三年に設立され、谷崎潤一郎記念館、 美術博物館、 ・朝日ケ丘公園プールなどの施設 市民センター、 体育館 で・青

日ケ丘公園プールは指定管理者に移行し、美術博物館・市民センターは市の直営とされた。 から谷崎潤一郎記念館、体育館・青少年センターおよび芦屋中央公園野球場、 ている施設への民間活力の導入が検討された。その結果、平成十七年六月から海浜公園プー しかし、本市は、平成七年の阪神・淡路大震災の影響などによる本市財政の窮迫により、 西浜・東浜公園テニスコート、 同財団が管理運営し ル 平成十八年四月

二. 社会教育施設の概要

市民センター

市民センターは、複合施設の特性をいかし、

幼児から高齢者まで多くの市民が利用でき、

民の文化、芸術活動やさまざまな学習活動に対応できるように、集会室、ホール、図書室、多目的室などを配置 福祉の増進など地域活動の拠点となる総合コミュニティセンターとしての役割を果たしてきた。 また、 福祉施設として大広間(老人憩いの広場)、ボランティアセンターなどがあり、 文化と生涯学 昭和四十五

ホールの増築を機に、「芦屋市ルナホール協会」が設立された。事業面では生涯学習時代を反映し、公

年

ルナ・

節

五九五

第九章

社会教育の推進

生涯学習の振興

民館やルナ・ホールを中心に講座・講演や文化事業の充実が図られた。平成五年にはルナホール協会が文化振興

財団に統合され、 新しい時代を迎えることになった。

と経済性を求め一層の充実を図った。 民絵画展や芦屋川カレッジも委託され、さらに、芦屋市展と童美展については美術博物館に事務移管し、 平成八年四月から文化振興財団に市民センターの施設管理だけでなく、公民館で行なっていた市民文化祭・市

なお、 ルナ・ホールの名称の「ルナ」はラテン語で「月」を意味し、内部は黒とシルバーに包まれ、 ホールの

図書館 昭和六十二年七月に新築開館した図書館は、年を重ねるごとに利用が伸び、市民に親しまれてき

中が宇宙空間に浮かぶ月を連想させている。

平成二年に打出分室を、翌三年には大原分室を開室した。これにより、公民館図書室、上宮川文化センター図

書室との連携に加え、市内五館で相互に図書の貸出・返却が可能になった。また、平成三年度からは、

利用可能冊数も飛躍的に増加することになった。

市一町に居住する住民の相互利用が開始され、

財団が管理運営を行なってきたが、平成十八年度から市の直営とした。 して、芦屋ゆかりの作家をはじめとする幅広い作品を展示してきた。管理運営については、 美術博物館 平成三年、 市制五十周年記念事業として建設され、 美術部門と歴史部門をあわせた複合施設と 開館以来、

谷崎潤一郎記念館 文豪谷崎潤一郎は、昭和九から十一年まで市内に居住し、名作「細雪」など芦屋を舞台

とする作品を残した。本市に最もゆかりの深い彼の業績をしのび、市民がその文学により一層親しむ場とするた 昭和六十三年十月に開館した。開館以来、 文化振興財団が施設の管理運営を行なっていたが、平成十八年度

から指定管理者制度に移行した。

け、一般公開をしている。平成十二年度から文化振興財団が管理運営を行ない、平成十八年度からは市の直営と ら「兵庫県文化の父」と呼ばれた。昭和六十年、蔵書・研究資料が本市に寄贈されたのを機会に、 詩人富田砕花は、五○余編にのぼる校歌や市町歌を作詞するなど、その多彩な文化的業績か 旧家を譲り受

なお、以上の社会教育施設については、第七章第二節をあわせて参照されたい。

して管理運営を行なっている。

動を通して仲間づくりを進め、青少年の健全な育成を図るという目的を十全に果たせるように体育館と青少年セ 立て、あわせて人間的なふれあい・豊かな心を養っていくという目的と、文化・スポーツ・レクリエーション活 体育館・青少年センター 昭和四十七年七月、スポーツの実践を通して市民の体力づくり・健康づくりに役

ンターを併設する複合施設として「体育館・青少年センター」が開設された。

なった。また、 館内の主競技場は、多目的に利用できるよう自然採光方式を採用し、天井に吸音材を用い騒音防止の工夫を行 道場は柔・剣道、 演劇などにも活用できるユニークな設備になっている。 空手、拳法その他婦人体操などにも利用できるように設計され、さらに屋上に

平成七年の阪神・淡路大震災により、体育館の屋根の崩壊など施設に多大な被害を受けた。体育館部分を新た

財団に委託し、 に建て直し、既存部分は修繕・改修を行ない、平成九年十月に再開した。再開後の施設の管理運営は、 平成十八年度から指定管理者制度を導入した。

第九章

社会教育の推進

生涯学習の振興

を目的として、奥山の打出芦屋財産区の土地を借り受け、昭和四十三年七月に開設した。その後、 野外活動センター 青少年が自然のなかで集団生活をすることにより、規律、友愛、奉仕の精神を養うこと

備、平成五年に飲料水貯水設備の改修やミニハイキングコースの整備など施設の充実を図り、通称「あしや村」

として市民に親しまれてきた。

め

昭和六十年に下水道設備、

平成三年に管理棟、

カマドなどの整備、

平成四年にリーダー棟、

遊具などの整

多大であることや、再開後の利用運営などの課題解決の見通しがたたないことから廃止を決定し、 度から施設を休止した。さまざまな観点から再開に向けて検討を進めたが、 しかし、平成七年の阪神・淡路大震災により雑・汚水排水設備や給水設備などに多大な被害を受け、 施設整備などの再開に要する経費が 平成二十一年 平成七年

営を行なっていたが、本市は、昭和五十四年に施設の運営を兵庫県ユースホステル協会に委託した。 芦屋ユースホステル 昭和三十五年に県が開設し、 開設当初から県の事務委任を受けた本市が施設の管理運

度に施設・設備の解体・撤去を行なった。

施設の老朽化に加え、若者のニーズに合わなくなったことによる利用者の減少により、 県ユースホステル協会、 土地の所有者である芦有開発株式会社と協議を重ね、 平成十三年三月末をもって廃 施設の廃止に 7

止を決定し、平成十四年度に解体・撤去した。

弗二節 地域コミュニティの推進

一. コミュニティ・スクール

時の名称)を設置するという当初の構想が実現可能となった。学校の施設や設備を活用しながら、文化・体育活 を文化面にも拡大することにより、地域活動が一層活発になり、近隣住区ごとにコミニュティセンター 指定(昭和四十六年)し、校庭開放運営委員会を設置した。これを機に、各小学校の校庭開放を積極的に推進し コミュニティ・スクール構想 日曜スポーツ広場の開設、 市民同士で地域の仲間意識や連帯感を高め、 管理指導員・スポーツ指導員の配置などによりその内容を充実させてきた。これ 昭和四十二年から始まった本市の校庭開放事業は、岩園小学校をモデル校に 自主的な運営で、よりよいまちづくりを推進していくた (計画当

常活動を通じた地域のコミュニティづくりを目的として、学校施設の一部を住民が使用し、その運営を地域住民 コミュニティ・スクールの誕生 この事業は、 生涯学習の一環として、 地域住民の文化・スポーツなどの日

めのコミュニティ・スクールの設置を決めた。

が自主的に行なうものである。

小学校ごとに開設され、昭和六十一年三月に山手コミュニティ・スクールが開設されたことにより、全小学校に 和五十三年九月に、三条小学校に三条コミュニティ・スクール (通称コミスク) が開設された。

地域コミュニティの推進

六〇〇

名	開設年
/	昭和53年9月
ール	昭和 54 年 10 月
/	昭和 56 年 4月
/	昭和 57 年 12 月
- ル	昭和 57 年 12 月
/	昭和 58 年 12 月
/	昭和 58 年 12 月
/	昭和60年3月
/	昭和61年3月
11. 凯里	版生

ミニュティ・スクール スクール

スク

精道コ 9-2

9-2 コミニュティ・スクール設置一覧 (資料) 生涯学習課

コミニュティ・スクール

三条コミニュティ・スクール 朝日ケ丘コミニュティ・スク

潮見コミニュティ・スクール 宮川コミニュティ・スクール

打出浜コミニュティ・スクー

ミニュティ・

コミニュティ・スクール

開設された(9‐2)。

ル 三条小学校では、「開放ゾーン」として、会議室をはじめ、 体育クラブハウス、管理室、 更衣室・シャワー室、

体育館、

プー

やスポーツ活動 し、文化活動(文芸、手芸、話し合い、打合わせ会、コーラス、詩吟など) (卓球、バレーボール、バドミントン、健康体操、 図書室などを開放 軟式テニ

ス、少年サッカー、少年ソフトボール、水泳など)を行なっている。平成元

年一月、「芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会」が発足した。 平成二年七月、市教育委員会は、 市民の余暇や学習に関する意識 実態を

把握し、 意識調査を行なった。その結果、コミュニティ・スクールの参加経験者は、 ていくうえでの基礎資料を得ることを目的として、市民の生涯学習に関する 生涯学習計画の策定など、 今後の本市社会教育行政を効果的に

(市教育委員会「市民の生涯学習に関する意識調査報告書」平成三年一月)。

したことがない人でも七割強はコミュニティ・スクール活動を認知していることがわ

つた 六 %

であっ

たが、

参加

を発揮した。また、同年五月十五日に開催された全市的イベントである「ファイト!芦屋」では、被災した市民 ルの会員も被災した人が多かったが、平素、 成七年 月の阪神・ 淡路大震災により活動拠点である各小学校の施設も打撃を受けた。コミュニティ コミュニティ・スクールで醸成された連帯感が復興に大きな力 ス

に大きな勇気を与え、各コミュニティ・スクールも活動を再開した。

化・スポーツ活動への参加を通じて、心豊かな人づくりと住みよいまちづくりの実現に向けて活動を続けてい その後、本市で展開したコミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が連携を強め、各種のイベントや文

る。

のコミュニティ・スクールの役割は、きわめて重要になってきている。 完全学校週五日制や学校と地域の役割が見直されている状況のなかで、「学社連携」の理念を実践している本市

第三節 社会体育の推進

スポーツ施設の概要

りや健康づくり、スポーツ活動や、青少年が文化活動、 体育館・青少年センター 昭和四十七年七月、体育館・青少年センターが開館した。以来、 スポーツ、レクリエーションを行なう拠点として多くの 市民の体力づく

市民に利用されている (第一節二: 社会教育施設の概要参照)。

野球場および芝生広場 川西運動場 川西運動場は、少年野球、ソフトボール、サッカーなどに利用されている。 昭和五十五年十月、芦屋シーサイドの中央公園内に、ナイター設備を備えた野球場

社会体育の推進

六〇二

とそれに隣接して多目的に利用できる芝生広場が開設された。

大会や練習の場に利用されるとともに、平日は公園として開放され、市民の憩いの場となっている。 の団体・グループに利用されている。また、芝生広場では、土曜・日曜日は少年サッカー、少年ラグビーなどの の撤去後の野球場は、川西運動場とともに軟式野球や少年野球、ソフトボールなどの大会や練習の場として多く 平成七年の阪神・淡路大震災後は、ともに、応急仮設住宅用地として多くの仮設住宅が建てられた。 仮設住宅

シーサイドタウン内に開場した海浜公園プールの二施設がある。朝日ケ丘公園プールでは、水練学校が開催さ することが可能となり、数多くの水泳教室が設けられている。 たに B & G 財団が芦屋海洋センター 団体に利用された。海浜公園プールは先の阪神・淡路大震災で多大な被害を受けた。そのため平成十年九月、新 れ、海浜公園は、 市民プール 昭和六十三年夏に全国総合体育大会のヨット会場の一部として利用されるなど、多くの市民 本市の北部に昭和四十一年七月に開場した朝日ケ丘公園プールと、昭和五十九年七月、芦屋浜 (温水プール)を開場し、 海浜公園プールとあわせて、一年を通して利用

面)、西浜公園(二面)、東浜公園(二面)内に設けられている。 テニスコート (庭球場) 平成十八年四月時点における市民が利用できるテニスコートは、 松浜公園

回

屋市国体委員会、 松浜公園テニスコートは、 西浜公園・東浜公園テニスコートは、芦屋浜シーサイドタウンの完成により、昭和五十五年四月から、それ 芦屋コート建設委員会、県体育協会、テニス協会など市内外各方面からの寄付を得て開設され 昭和三十一年第一一回国民体育大会の硬式テニス競技会場として、市民をはじめ芦

ぞれに二面(クレーコート)のコートで開場した。

平成七年の阪神・淡路大震災により、松浜公園テニスコートは平成十年八月まで、西浜公園・東浜公園テニス

コートは平成十年十二月まで、応急仮設住宅用地として使用された。仮設住宅の撤去後、

利用者の安全と利便性

を図るため、それぞれ人工芝のコートに整備して再開した。

総合公園 総合公園は、災害時には広域避難施設として、また、大気の浄化を図り、市民の健康保持に役立

競技場やミニバスケット、フットサルなどができるスポーツコートを含む北部区域がまず開場し、 つ緑地として、さらに、陸上競技場などを有する公園として整備された都市公園である。平成十五年四月に陸上 翌十六年四月

に南部区域が開場し、全体が完成した。施設内は緑比率七○%、植樹率五○%の緑あふれる公園である。

二.市民スポーツ活動

民がスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツする意欲を高めることができるよう充実に努めて は、グラウンドゴルフやソフトバレーボールなど新たにレクリエーションスポーツの種目を取り入れるなど、市 抗競技として総合優勝や種目別優勝を争って、熱戦が繰り広げられた。しかし、一方では、校区間の対抗意識を あおるなどの問題があり、しだいに実施形態が変わっていった。昭和三十五年度から、ほとんどの種目が選手権 (種目別の大会) に改められた。名称も昭和三十八年から市民体育祭に改められている。昭和六十三年度に 昭和二十六年から開催された市民総合体育大会は、各小学校区を一つの単位として、各校区対

社会体育の推進

きた

民が気楽に参加できる内容で実施している。 と新しい装いで実施された。平成十二年度からは、国が推奨する体育の日の行事(体力づくり強調月間)として も」、「だれでも」をキャッチフレーズに、ニュースポーツなどの種目を中心に、「芦屋スポーツフェスティバル」 「熟年元気モリモリ体操」、「護身術体験講座」、「親子体操のつどい」、「新体力測定と健康体力作り相談」など、市 昭和三十八年以来「芦屋市民体育祭」の名称で行なわれてきたが、平成十・十一年度には、「いつでも」、「どこで

ジオ体操、早朝ハイキング、早朝テニス、サイクリングなどを昭和五十四年度まで多くの市民の参加を得て実施 した。また、ジョギングについては、市民が自由に参加できるよう、健康づくり、体力づくりに重点をおいたも 健康週間 昭和二十七年から市民体育の振興と市民の健康の増進をめざし「健康週間」を設定し、

のとして実施された。

多くの市民が参加し、近隣都市に「ペタンクのまち・芦屋」を印象づけるまでになった。 める」スポーツとして愛好者が増えた。翌六十一年には、指導者資格認定講習会、市民ペタンク大会が開かれ、 が、日本には昭和四十六年に導入された。本市では昭和六十年に競技に取り組み、「だれでもどこでも気軽に楽し より的に近づけることを競うペタンク競技(pétanque)は、フランス・プロヴァンス地方で生まれたとされる ペタンク競技 六から一○メートルはなれた地面におかれた木製の的球に金属製のボールを投げ合って、

昭和六十三年には「芦屋フレンドリーカップ・国際交流ペタンク大会」が開催され、日本人七九チーム、外国

人一二チームが参加し、ペタンク競技を通じて市民レベルの国際交流、相互理解と友情を深め合うことができた。

選手が集まり、 平成二年には、市制施行五十周年を記念して本市で「第五回日本ペタンク選手権」が開催され、 勝敗を競った。また「市民ペタンク大会」も開かれ、生涯スポーツとして三世代の交流も行なわ 全国各地から

れ、市民のスポーツ活動の裾野が広がった。

平成三、四年にも「国際親善ペタンク大会」、「芦屋フレンドリーカップ・ペタンク大会」が開かれ、国際交流の

増進や相互理解の増進に大きな成果を残した。 婦人運動会は、昭和四十年、公民館の芦屋婦人学級から始まったが、昭和四十七年に教育委員

導を改め、自主運営の活動として体育指導員が中心になってグループごとの親睦を主眼とした運動会として運営 会」が催され、多数のグループや団体が参加して行なわれ、婦人の体力向上に大きな役割を果たした され、高齢者も参加できるよう配慮されている。平成二年には市制施行五十周年記念として「第二五回婦人運動 る目的で毎年行なわれ、昭和四十八年には約八○○人が参加するまでに発展した。昭和四十九年からは、 会体育青少年課が担当することになった。運動・文化グループの交流・親睦を通じて婦人の連帯意識の向上を図 行政主

生活のなかでひと汗運動 市民が健康・体力づくりやスポーツ活動を一日最低一五分行ない、ひと汗かくこ

中心に行なわれている。最年少六歳から最高齢八七歳までの参加者は、参加するたびに得点カードの一〇〇マス 度から実施されている。「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に運動できることを提唱し、各地域の都市公園を とでスポーツ活動の日常化と体力の向上を図ることを目的にした「生活のなかでひと汗運動」は、 昭和五十四年

三節 社会体育の推進

六〇五

者を出している を埋めていき、一○○マスが埋まるごとに表彰状と記念バッジが贈られる仕組みで、毎年二○○名を超える終了

社会教育の推進

生涯学習の振興

会は、昭和五十九年からドッジボール大会にとってかわられ、女子児童の参加が増加している。また、各校のミ され、地域スポーツ指導員と保護者が一体となって自主運営されている。なかでも宮川小学校、 ニスポーツ教室は学校体育施設開放事業の一環として実施されていたが、コミスク設立以後は、コミスクに移管 の休業日に行なわれ、学校体育ではできないスポーツとして多くの児童が参加している。なお、ソフトボール大 少年少女スポーツ大会 少年野球・少年ソフトボール大会は、昭和三十六年から実施され、小学校の春・夏 打出浜小学校の

三. スポーツ振興施策

スポーツ振興計画

ミニバスケットボールクラブは全国大会に出場するなど活躍している。

実践する人が大幅に増え、その目的や活動内容が多様化するなど、スポーツをめぐる環境は大きく変化した。

都市化、余暇時間の増大、高齢化社会の進展などの社会環境の変化に伴い、スポーツを

大、世界に類のない勢いで進展する高齢化社会、価値観の多様化などに伴い、スポーツに対する関心が広く高 科学技術の発展によって、情報化、国際化が進展するとともに経済的、物質的な豊かさのなかで自由時間の増

このような状況をふまえ、生涯の各時期に応じてスポーツに親しむことができる条件整備の方策として、「す

る、見る、ささえる」スポーツライフの実現があげられる。

六月に同計画の後期五か年計画を策定した。 成十五年三月に「スポーツ振興基本計画(スポーツ・フォー・エブリワン)」を策定した。さらに、平成二十年 える。一方、阪神・淡路大震災による影響や社会環境の変化により、市民のスポーツに対するニーズも多様化し 的スポーツ実施率 ポーツに親しめる環境づくりに取り組んできた。平成十三年十月に実施した市民意識調査において、市民の定期 ている状況や国、 通して市民皆スポーツをめざし、スポーツ団体・クラブ設立など市民スポーツの組織化を図り、市民こぞってス 本市は、平成五年に「スポーツ・フォア・オール計画」を策定し、スポーツ教室、スポーツイベントの開催を 県がスポーツ振興計画を策定したこともあり、 (週一回以上の運動・スポーツ実施者の割合)が五六%となり、 本市も新たなスポーツ環境を整備するため、平 一定の成果を収めてきたとい

ため、市民のスポーツクラブ加入率が四○%になることをめざす、③学校・家庭・地域と連携し、子どもの体力 以上の定期的スポーツ実施率が六六%(三人に二人)になることをめざす、 的)で質の高い生活を実現する」ことを基本理念とし、⑴スポーツ・フォー・エブリワンの実現のため、 後期五か年計画では、「すべての市民が豊かなスポーツライフを通して、アクティブ(主体的・活動的 (2)市民でつくるクラブライフ実現の · 健康 週一回

国際的または国内のスポーツ交流に関する事業、②各種広域スポーツ大会へ選手を派遣する事業、 スポーツ表彰 平成二年度から市民および市内においてスポーツ活動を行なっている団体または個人で、 (3)優秀なス

向上をめざすことを目標としている。

社会体育の推進

助成金交付要綱」)に対し補助を行なっている。 ポーツ選手、 監督または功労者などを表彰する事業、 (4スポーツ選手の強化を図る事業 (「芦屋市スポーツ活動

社会教育の推進

生涯学習の振興

技指導や各種スポーツ行事の企画・立案・運営に携わったり、スポーツについての指導助言を行なうことであ 役割が重要視され、その必要性が大きな課題となった。そのため各小学校区を地域スポーツ振興の単位とし、そ る。体育指導員は、 れぞれに体育指導員を配置した。体育指導員の活動は、生涯スポーツの振興のため、市民に対し、 指導者養成と派遣 阪神地区や県内の体育指導員との研修を通して情報交換や交流を図り、 市民のスポーツへの関心が高まるにつれて、地域スポーツ活動の推進のため、指導者の 自らの資質向上に努 スポーツの実

ンバラなどの実技を取り混ぜた内容で実施されている。 本市では、生涯スポーツの普及、 指導者やスポーツリーダーの養成に努めてきた。この講習会は、スポーツ栄養学などの講義とスポーツチャ 振興を図るため、 昭和五十九年度からスポーツリーダー認定講習会を実施

めている。

導員として派遣するなど効果的な活用を行ない、市民スポーツの推進を図っている。 者やスポーツリーダーにリーダーバンクに登録してもらい、市民からの要望に基づいて、 さらに、平成元年には、芦屋市スポーツリーダーバンクが設置された。この制度は、 地域で活動してい リーダーバンク登録指 る指導

た地域コミュニティづくりを進めるため、平成十二年度から法人県民税超過課税を財源として、全県下の小学校 スポーツクラブ21ひょうご 県は、二十一世紀に向けた、豊かなスポーツライフを実現し、 スポーツを通し

の市民が参加してスポーツ輪投げ・クロリティー交流大会を開催した。

ションスポーツ啓発事業として、芦屋市レクリエーションスポーツ協会との共催で、多く を開催した。その後、救急の日などに講習会を実施している。平成十年度からレクリエー

設立年	クラブ 名
平成12年	三条スポーツクラブ21
平成13年	スポーツクラブ21潮見、スポーツクラブ21宮川、スポーツクラブYAMATE
平成14年	朝日ケ丘スポーツクラブ21、岩園スポーツクラブ21、スポーツクラブ21打出浜
平成15年	スポーツクラブ21精道、浜風スポーツクラブ21

(資料) スポーツ・

て、 体育協会・レクリエーションスポーツ協会 芦屋市体育協会と芦屋市レクリエーションスポーツ協会の二団体が、 本市には各種スポ ーツの実施団 本市の市民ス 体とし 平成十二年度から四年間で九地域にスポーツクラブ21が設立され(9‐3)、地域住民に

区に地域スポーツクラブの設置を支援する事業を実施した。本市ではこの制度を利用して

より自主的な運営が行なわれている。

ポーツ推進の中核を担っている。

年度から開催された市民総合体育大会が校区対抗となり、 二十四年二月に名称変更し体育協会と改め、各種目団体の育成強化を図った。昭和二十六 館完成記念には多くの行事を計画し球技、 育祭を主管し、市民スポーツ推進の中核を担っている。また、昭和四十七年七月の体育 極的に活動を行なった。昭和四十五年には加入種目協会が二一団体となり、また、市民体 芦屋市体育協会は、 震災の経験をふまえ、「あなたは愛する人を救えますか」と題して、心肺蘇生法講習会 昭和二十三年十一月に設立された芦屋市体育会を前身とし、 武道の招待試合などを行なった。 体育協会はその推進役として積 平成八年十二 昭和

六〇九

六 C

営利活動法人となり、平成十八年四月から指定管理者として体育館・青少年センター・野球場・テニスコートの また、平成十一年度から芦屋市民ゴルフ大会を本市の委託事業として運営している。平成十七年九月に特定非

管理運営を行なっている。

ケットボール協会、サッカー協会、バドミントン協会、少林寺拳法協会、ラグビーソサエティ、ヨットクラブ、 道協会、ソフトテニス協会、弓道協会、テニス協会、空手協会、バレーボール協会、ソフトボール協会、バス 登録種目団体は、二二団体である (陸上競技協会、柔道協会、水友会、登山会、 軟式野球協会、 卓球協会、

芦屋市レクリエーションスポーツ協会は、平成二年二月に設立された。「いつでも、どこでも、だれでも、 スポーツ・フォア・オール」を掲げ、各加盟団体の市民向け活動はもとより、できるだけ市民が参加しやす

ゲートボール協会、

日本拳法協会、

カヌー協会)。

い事業を実施している。

登録団体は一六団体である(ウォーキング協会、ダンベル体操、フォークダンス協会、B・H 体操クラブ、

健康体操打出クラブ、健康体操ばらグループ、健康体操パールクラブ、健康体操 一期の会、 水仙会婦人体操クラ

クォーターテニス協会、グラウンド・ゴルフ協会、ペタンク協会、木蘭花架拳協会、ミニトランポリン体操

クラブ、特定非営利活動法人アスロン、ちゃいるどモダンダンス教室)。

第四節 青少年育成

一 育成事業の概要

ことを中心に、さまざまな青少年育成事業を行なってきた。 青少年育成事業 本市では、学校や家庭で体験することが少ないあそびや異年齢集団・団体活動を体得する

対象に、 キャンプ(昭和五十一年)などを、野外活動センターを拠点に実施してきた。また、昭和四十五年から中学生を た野外活動キャンプ(昭和四十六年)、冬山の鍛練として登山キャンプ(昭和四十七年)、家族単位のファミリー (1)野外活動キャンプなど 船のなかでの生活実践として神戸商船大学 子どもたちが野外での集団生活を体験するため、小学校三から六年生を対象とし (現神戸大学海事科学部)の「進徳丸」でマリンスクールを

開催し、海洋訓練を開講した。

の日に開催されている「五・五(ゴーゴー)フェスティバル」には、多くの子どもが参加し、 さまざまな角度から専門家の意見を聴き、市民とともに理解を深める好機会となった。毎年五月五日の子ども (2)シンポジウムなど 昭和六十年の「国際青年」年を契機として、国際青年交流事業を昭和六十三年まで開催し、 昭和五十六から六十年まで五回にわたって青少年健全育成シンポジウムが開催され、 市民に好評であっ 日本と外国の青

年が相互理解を深めた。

社会教育の推進

生涯学習の振興

る。平成六年度には、小・中・高校生のための演劇教室を開催し、十二月にその発表会を行なった。 な体験・学習の場として、身近な自然に親しむ自然教室、竹細工や紙ねんどを使った手づくり教室を開催してい (3)ミュージカル劇場など 平成元年市民の手作りのミュージカル劇場を開催した。また、青少年のさまざま

しかし、平成七年の阪神・淡路大震災による、体育館・青少年センターなど施設の閉鎖に伴い、これまで開催

リエーションキャンプは継続し、丹波少年自然の家などで実施された。平成九年十月に体育館・青少年センター してきた事業を中止または縮小せざるを得なくなった。野外活動センターで実施していたキャンプのうち、レク

子どもたちに好評であった五・五フェスティバルを、子どもフェスティバルとして復活した。 学校完全週五日制に向けて、子どもたちのさまざまな活動を支援するため、「全国こどもプラン(緊急三ヶ年戦

が再開されたことから、新たに親子で楽しむことができる将棋教室や囲碁教室、星空観察会を実施した。また、

略)」の取り組みとして、子どもを対象にした事業や施設案内などを記載した「子ども情報紙」(平成十二~十四

動場を開放(月~水の午後)した。また、体育館では芦屋市体育協会によるバドミントン教室、卓球教室などが 年度)が発行された。 平成十六年度から地域子ども教室の一つとして、子どもたちが安心して自由に遊ぶことができるように川西運

ることから、従来から取り組まれてきたキャンプなど青少年育成事業のあり方・実施方法などの見直しを行な 本市においては、近年、子ども会を初めとする青少年団体、 スポーツ団体などが実施する事業が増加傾向にあ

い、平成十八年度から多くの事業を休止した。

市・宝塚市 与することを目的として、阪神丹波の市町で構成する一部事務組合(現在の構成市町は、尼崎市・西宮市・伊丹 阪神丹波ふるさと交流事業 ・川西市・三田市・芦屋市・猪名川町・丹波市・篠山市の九市一町)によって、 都市と農村の生活と教育の交流を図り、将来を担う若い世代の健全な育成に寄 昭和五十三年三月

氷上郡青垣町(現丹波市)に「丹波少年自然の家」が建設され、同年六月に開所した。

のびのびと活動することにより、豊かな感性とたくましい体力づくりを行ない、心身の調和のとれた健全な少年 奉仕の精神を養うことによって好ましい人間関係の確立と福祉の心を培う、(3)野外活動を通して、 体験をする、 守ることの大切さなどを学ぶとともに、地域とふれあい、地域社会への理解を通して、学校や家庭では得がたい れている。 の育成をめざすことを教育目標として、構成市町の自然学校や文化・スポーツ団体の日帰り学習や宿泊を受け入 丹波少年自然の家では、(1)自然とふれあい、自然と語ることによって、自然の豊かさや力の大きさ、 阪神丹波ふるさと交流事業として、「土」に親しむ田んぼ大好き倶楽部、 ②集団宿泊生活を通じて、人と人とのふれあいにより、相手の立場を理解し、規律・協同・友愛・ 田植えの集いなどを行なって 自然のなかで 厳しさ、

あわせて一九家族一〇二人が参加・利用している。 平成二十一年度の本市の宿泊利用は、一四団体のベニ三〇三人、阪神丹波ふるさと交流事業には宿泊・日帰り

いる。

二. 青少年対策事業

リエーション、野外活動などを主題に学習した。 級を創設したものである。同年五月に文部省の婦人学級として委嘱され、一般教養、生活技術、 二〇〇〇人ちかくの「お手伝いさん」がいたといわれており、「自分たちの集まりの場をもち、 会所)、西部 い女性として、いろいろな学習や楽しい集いをもつため、公民館を借用したい」との相談がきっかけとなって学 ン習字などの講座が開かれた。また、公民館では、昭和三十六年四月、市内の家庭で雇用されて家事を手伝う女 に開設された。本市においては、昭和三十五年十月から三十六年三月にかけて東部 (当時、お手伝さんと呼ばれた)を対象に「ひまわり婦人学級」が開設された。当時、本市には一五○○から (甲陽市場集会所)で初めての勤労青年のための教室が順次開設され、 昭和三十五年、県教育委員会の提唱による職場青年教室、趣味・文化教室が県下各市町 書道、映写技術、 (図書館)、中部 同じ職業にある若 趣味実技、 (上宮川 簿記、

四十三年)を自ら企画運営した。 通した人生問題について話し合うなど、勤労青少年同士の交流を深めた。さらに、「働く若人盆踊り大会」(昭和 た。勤労青少年の余暇を通じての仲間づくりとして一泊の宿泊交流会やハイキングなどを行なうとともに、共

昭和四十二年、市内在住、

在勤の勤労青少年を結集して、働く若人のグループとして「雑草の会」

が発足し

昭和五十八年、新たに青少年セミナーや、実用漢字、生花教室などを開催し、学習機会や交流の場を提供して

きたが、 市内就労の青少年の減少などから事業の見直しを行ない、平成五年度から事業を休止し、その後廃止し

留守家庭児童対策 保護者の就労などにより、昼間家庭において適切な保護育成を受けることができない小

学生(一~三年生)を対象として、遊びを通じた生活指導など児童の健全な育成を図ることを目的に、留守家庭

な雰囲気のなかで、児童の活動を主体とした指導計画によって運営され、その後、 校に開設した。この仲よし学級は、小学校三年生までの児童二〇人を対象に、学校教育の延長ではなく、 開放を行なっていたが、昭和四十一年七月、文部省のモデル事業として留守家庭児童会「仲よし学級」を同小学 「杉の子学級」、山手小学校に「山手学級」が開設されたが、「山手学級」は入級する児童が少数のため同年七月 昭和四十年度当初は、国の委託事業として、宮川小学校および青少年センターで、学習コーナの設置と施設の 昭和四十五年、 岩園小学校に 家庭的

児童会が設置されている。

た。平成十八年の場合では、市内八学級で三〇五人の児童が在籍し、放課後から午後五時まで遊びを中心にした 家庭児童会学級が設置された。平成十一年山手小学校と三条小学校の統廃合により、三条小学校「かしのみ学 ぜ学級」、昭和五十七年浜風小学校「らいおん学級」、打出浜小学校「はまゆう学級」を開設し、全小学校に留守 級」を山手小学校「わんぱく学級」に統合した。それぞれの学級には、児童の人数に応じて、指導員が配置され 昭和五十年、 朝日ケ丘小学校「山の子学級」、三条小学校「かしのみ学級」、 昭和五十四年潮見小学校「しおか

に閉鎖し、あらためて昭和四十九年「わんぱく学級」と改称し再開された。

第四節

青少

年育成

六一六

余暇指導が行なわれている。

社会教育の推進

平成九年、 国は児童福祉法を改正し、新たに「放課後児童健全育成事業」として位置づけた。

年に育成料の徴収や土曜日の開設などを規定した「芦屋市留守家庭児童会条例」を制定し、平成十六年四月から 改善、法改正による事業の位置づけの明確化などの要望もあり、 政改革の検討項目である「有料化」の課題、また、学級を利用する保護者会などから施設整備や運営方法などの 本市においては、これまで芦屋市留守家庭児童会要綱で事業を運営してきたが、国の法改正の趣旨や本市の行 平成十年から条例化の検討をすすめ、平成十五

学級行事としては、夏まつり、クリスマス交流会、誕生会などを実施し、遊びを通して児童の健全育成を図っ

児童福祉法に基づく事業として実施した。

遺警察官とともに、市内の少年補導に従事していた。その意味では、「摘発・取締り」といった警察に関係した少 れた市立少年補導所 青少年愛護センター (昭和三十六年開設)が前身である。設立当初の少年補導所は、芦屋警察署の少年補導所派 市立青少年愛護センターは、青少年非行の早期発見、早期補導という立場から設置さ

年非行対策機関としての性格が強いものであった。

件・事故にあわないように見守り、健全な心を育てる地域づくり、環境づくりを「愛護活動」と位置づけ、街頭 和四十九年四月、青少年と一体になって問題行動の克服を考え、青少年の立場からその人権を守り、 市立少年補導所を市立青少年愛護センターと改称するとともに、 全国に先がけて、 青少年が事 育てる

巡視・環境浄化・相談活動・啓発活動を実施している。

市立小中学校のPTAなどから推薦された人を、 市教育委員会が委嘱し、 小学校区ごとに班を

つくり、班単位を基本に活動している。

ロールなどを行なっている。また、パトロールの際に、通学路の安全点検や公園の遊具の点検、 愛護委員による街頭巡視活動は、 朝の登校時のあいさつ運動・登校見守り、 昼間のパトロール、 クリー 夜間 のパト

平成十八年から、青色回転灯付装備車(通称青パト)による子ども見守り巡回パトロールを実施している。パ

地域の環境浄化の活動も行なっている。

(清掃活動) を兼ねて行なうなど、

超える雑誌、図書などの回収を行なっているが、回収実績以上に市民の環境浄化に対する意識を高めるシンボル 南側にそれぞれ一つ、阪神打出駅北側、ダイエー芦屋浜店、市役所北駐車場)に設置している。 な本、雑誌、ビデオ、DVD などを回収する白ポストを市内六か所 トロールは、毎日三台の青パトが山手、精道、潮見の各中学校区をそれぞれ巡回している。また、青少年に有害 (阪急芦屋川駅北広場、JR 芦屋駅の北側と 年間八〇〇冊を

マップを作成し、学校に掲示するとともに児童・生徒へ配布するなど啓発事業に取り組んでいる。 小学校区の愛護委員と PTA 役員が協力して、校区を実際に見て回り、 昭和五十七年から、毎月「愛護便り」を発刊し、学校など関係機関に配布し情報を提供している。また、各 危険な箇所などを地図上に記した安全

的な役割も果たしている。

芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議(中青健) 昭和五十七年五月に潮見中学校が県の「青少年健全育

第四節

青少年育成

第九章

社会教育の推進

生涯学習の振興

各地域内の児童・生徒の健全育成を図ろうとするものである。昭和六十二年から精道中学校区で催された「たそ 区を単位として設立された。中学校区ごとに小中学校連携のうえ、PTA・家庭・地域の関係諸機関と連携して 成推進モデル校」に指定された。これを機に同年六月、芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議が市内三中学校

がれコンサート」(地域スクラム事業)は、学校を舞台に、家族ぐるみ地域住民が参加して夏のひとときのふれあ いを作り出す試みとして実施された。その後、平成元年からは潮見中学校区、平成二年からは山手中学校区でも 「ふれあいコンサート」が行なわれた。中青健の日常活動としては、「愛の一声・あいさつ運動」・グリーンロ 「スクラム」(精道中校区)、「健やか」(潮見中校区)、「山中中青健だより」(山手中校区)なども発行されている。 (通学路) のクリーン作戦・講演会や施設見学会などの研修会・地域懇談会がある。各校区啓発機関誌として

るが、中青健活動は地域の教育力回復の試みの一つとなっている。 崩壊する地域共同体や家族の現状にあって、 地域の教育力の回復が青少年の健全育成にとって大きな課題であ

の協会は個 昭和五十三年九月、青少年の非行防止と健全育成を目的として、芦屋市青少年育成愛護協会が設立された。こ 人加盟の自主的団体で、会員相互の連絡・協議・研修を重ねながら、常に、愛護センターと連携を図

子どもたちが何を必要としているかなどをみつける手だてとなる事業を行なっている。 る会」を開催し、 り、青少年育成愛護活動を積極的に展開している。特徴的な活動としては、小中学校の協力を得て、「子どもと語 子どもたちがふだん地域、家庭、 学校でどのようなことを考え、感じながら生活しているか

第五節 公開講座

一. 社会教育講座

公民館講座 昭和二十八年四月、公民館は、初めて成人学校の定期講座を開いた。以後、毎年講座を開き、

新たに、昭和三十五年度から、勤労青年学級を、 翌三十六年度から、婦人学級を開いてきた。

託して実施してきた芦屋大学拡張講座 年度から、視点を変えて生活課題学習として再出発することになった。また、昭和四十三年から、 た「教育五項目要求」などの影響を受けながら、再点検することになった。なかでも、成人学校は、 しかし、 昭和四十七から五十年にかけて、公民館活動は、 (芦屋婦人大学)は、生活科学、幼児教育、 昭和四十六年に上宮川地区協議会などから提出され 健康教育の三コースを開いた 芦屋大学に委 昭和四十九

人問題を考える講座」、「障害者の労働問題を考える講座」、「幼児教育学級」の四科目を開設し、「同和教育講座」、 従来の学校 (学級)・講座を点検して再出発した生活課題学習は、 昭和四十九年度に 「消費者講座」、「在日朝鮮 が、昭和四十九年度に廃止になった。

一同和教育拡張講座」を含めて、 人権教育を中心にした取り組みを展開した。

は、 新設された公民館の事業として、講義室における講義を主にした講座、料理教室を利用した料理講座、 和五十年、 新規講座として「憲法講座」、「地方史講座」、「服飾講座」を加え、 七講座となった。 翌五十一年に

六一九

第五節

公 開 講 座

室で開かれた現代音楽入門講座などが開かれた。以後、生活課題学習は、毎年開設数を増やし、内容も充実した

ものになった。

題や単発事業のため学習の深化が図りにくく、昭和五十年、「時事講座」、「市民講座」として発展的解消を遂げた。 することを目的として出発したが、その後、一般市民にも開放され、好評を博してきた。しかし、 また、芦屋夏期大学は、昭和三十三年、市内の教職員の夏期研修会として、広い教養を身につける機会を提供 講師謝礼の

学、ふるさと考現学、国際理解講座など、毎年、二八から三九講座が開かれ、多くの受講生が参加している。 実が図られた。平成二年度以降、公民館講座は、記念講演会をはじめ、幼児教育学級、同和教育講座、 その後、一九八〇年代に入り、生涯学習時代を反映し、公民館やルナホール協会を中心に講座や文化事業の充 情報未来

ネット技術講習を公民館が所管して一四九講座を実施し、のべ一万五九〇人が受講している。 所となったため中止されたが、秋の講座から再開された。平成十三年度には、国の補助事業として、インター しかし、平成七年の阪神・淡路大震災により、春、夏の公民館講座は、施設に大きな被害を受けたうえ、避難

齢者自らが文化的教養を高め、一定の社会的役割を果たせることをめざして、「芦屋川カレッジ」を開設した。 芦屋川カレッジ 昭和六十年秋から、市の主要施策として、 国際化、情報化、 高齢化が進行するなかで、

は、 線を確立し、芦屋川カレッジのその後の発展を約束する基礎を確立するのに貢献した。 芦屋川カレッジは、 講座の運営や自主企画の際に発揮された。最初の八人の委員は五年間にわたり高齢者のための学習機会の路 開設準備の段階から受講生による企画推進委員で検討され、 発足後も、自主・自立の精神

告には「人生の完成期の時期にふさわしい社会的能力を高め、生きがいづくりに結びついた学習活動を行う」 芦屋川カレッジの入学資格は、六○歳以上の市内在住者で学習意欲のある人とされているが、第一回の募集広

(「広報あしや」昭和六十年九月一日号) と、その学習目的がうたわれている。

第一期は、昭和六十年十月二日から翌六十一年三月十二日までの約六か月で「こころとからだ」、「ふるさと」、

「科学」の三つのコースに分かれ、それぞれ六回の講義が予定されている。第一回の募集では、「こころとから

だ」コースが三五人、「ふるさと」コースが三五人、「科学」コースが三〇人、合計一〇〇人が定員で、男性三八

により実施できなかった時期もあったが、現在まで続いている。講義は経済・社会をはじめ時事・歴史・自然 人、女性六二人が入学した。入学者のうち最高齢は八七歳、最年少は六九歳であった。以後、阪神・淡路大震災

科学・文学・芸術・医療・健康・生活・文化など広範囲にわたり、それぞれの分野の専門家が講師を務めてい

結成された。「学友会」は結成当初は行政の支援も受けていたが、自主運営が原則であった。受講会員数は時期に 昭和六十一年五月には修了生により、カレッジ修了後も学習活動を継続するため「芦屋川カレッジ学友会」が

よって多少異なるが、五○から八○人前後であった。

における高齢者の学習機会について」諮問を行ない、平成二年一月二十二日、答申を得た。 こうした高齢者の学習意欲にこたえて、平成元年九月七日、公民館は、公民館運営審議会に「芦屋市立公民館

答申では、高齢期の学習は、高齢者の人間関係、職業生活、生活経験などの豊富な人生経験が地域やほかの学

第五節

公 開 講 座

社会教育の推進

生涯学習の振興

学習機会の新しい展開をめざすためには必要であり、そのためには公民館を中心にしてほかの関係機関や関係団 がることが重要であること、新しい情報化時代に備えての学習内容の策定と事業の推進体制の確立は、 習者のためにいかせる機会であると同時に、高齢者自身の人生を幅広い角度から見直し、学習が生きがいにつな

この答申を受けて翌平成三年には、生涯学習への意識が高まるなか、「芦屋川カレッジ」修了生を対象に 「芦屋

体との連携が必要であること、などが提言された。

川セカンドカレッジ」が発足し、系統的な学習が展開された。

ていない。 芦屋川セカンドカレッジの入学資格は、芦屋川カレッジを修了していることで、直接入学することは認められ 修業年限は一年で、第一回の募集では男性三六人、女性九五人、合計一三一人が入学している。 最年少は六一歳であった。その後、毎年ほぼ一○○から一五○人が学んでいる。

営に戻された。また、平成八年には、開かれたカレッジをめざして、在学生以外の一般市民も聴講生として講義 をきくことができるようになった。平成二十年からは、芦屋川大学院として装いを新たに発足している。 その後、平成八年度から、企画運営が、公民館から文化振興財団に移管されたが、平成十三年から再び市

昭和六十一年から、公民館の新しい事業として「サマー・ルナ・カレッジ」が加わった。こ

て芦屋市生涯学習出前講座を実施した。この講座は、市民で構成される団体からの要請に基づき、市職員など た、平成十二年度から市行政に対する市民の理解を深め、生涯学習によるまちづくりを推進することを目的とし のイベントは、「国際社会に生きる日本・日本人」をテーマに掲げ、それぞれ専門の講師陣に講義を依頼した。

園市民公開講座」(平成六年)、「県立芦屋南高等学校コミュニティカレッジ 『邦楽教室』」(平成八~十一年)、「県立 内の教育機関と連携し、「海技大学校公開講座」(平成三~五年)、「芦屋大学公開講座」(平成六~十年)、「田中千代学 〔課長級以上の職員〕が講師を務め、市の行政や施設についてわかりやすく解説するものである。 学社連携事業 多種多様化する市民の学習ニーズにこたえ、また、学習機会の拡充を図ることを目的に、市

芦屋南高等学校オープンカレッジ」(平成十一~十二年)などが開催された。

第五節

公 開 講 座